

# 第2次長門市総合計画

ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門





# 第2次長門市総合計画

ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門

## はじめに

本市は、平成 17 年 3 月の市町合併後、平成 19 年 3 月に策定した「第 1 次長門市総合計画」に基づき「みんなの笑顔行き交う、未来のまち」の実現を目指して、各種施策を展開してまいりました。



この間、わいわい子どもセンターや休日夜間応急診療所の新設、消防庁舎の改築などの

施設整備に加え、地域防災計画の見直しや子ども医療費無料化、乗合タクシー・デマンド交通の運行、市民協働の取組などの制度整備を行ってまいりました。

一方、本市産業の厳しい現状を見据え、所得の向上と雇用の創出を図り、地域の活性化を目指すため、平成 25 年 9 月に「ながと成長戦略行動計画」を策定し、産業発展に向けた施策を展開してまいりました。

さらに、平成 27 年 10 月には「長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、喫緊の課題である若者をはじめとした人口減少への集中的な取組も進めているところです。

こうした中、本市の恵まれた地域資源を活かし、魅力あるまちづくりを進めていくための指針と方向性を示す、「第 2 次長門市総合計画」を策定しました。

本計画は、平成 29 年度からの 10 年間を計画期間として、市の目指すべき将来像「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」の実現を目指して、選択と集中の視点を一層強化しながら、計画に掲げる施策を展開し、市民に笑顔と賑わいがあふれ、お互いのやさしさと幸せを感じることでできる健幸なまちづくりを進めてまいります。

つきましては、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり熱心にご審議いただきました第 2 次長門市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市議会議員の皆様、アンケートにご協力いただいた市民、関係者の皆様に対しまして、こころから厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

長門市長 大西 倉雄

# 長門市 市民憲章

平成18年3月21日告示第12号

わたしたちは、長門市民としての自覚と誇りをもち、「未来へはばたくまち」をめざして、次のことを誓います。

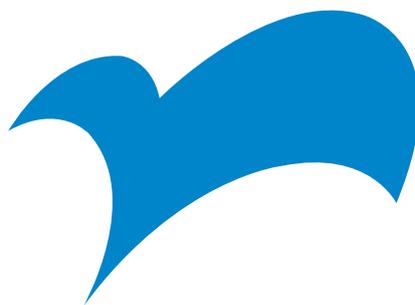
- 青い海 みどりの大地 いかしあう、美しいまちをつくります。
- ふるさとの知恵 そだてあう、豊かなまちをつくります。
- 夢 かたりあう、伸びゆくまちをつくります。
- 笑顔 ふれあう、温かいまちをつくります。
- 命 ささえあう、健やかなまちをつくります。

## 市章

平成17年9月30日告示第194号

長門市の頭文字「n」をモチーフに、青空の中をはばたく鳥の翼や豊かな恵みをたたえる青い海に立つ波の形、さらには捕鯨で栄えた歴史を象徴する鯨の尾びれをイメージさせるシンプルなフォルムで構成。

豊かな歴史と自然の恵みをベースに、未来への新しいチャレンジを続けるダイナミックな躍動感を表現しています。



## 市の花木、生物

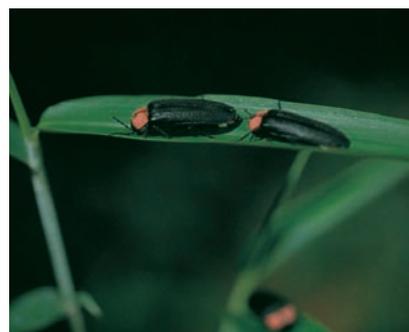
平成18年3月21日告示第13号



市の花木 / サクラ



市の花木 / ツツジ



市の生物 / ホタル

# 目次

序論	1
第1章 総合計画策定の背景と目的	2
第2章 総合計画の構成と期間	3
第3章 長門市を取り巻く潮流と課題	4
基本構想	23
第1章 基本理念	24
第2章 将来像	25
第3章 施策の大綱	26
基本計画	33
第1章 重点施策	34
第2章 基本計画	40
基本目標 1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち	43
基本目標 2 安全で安心して住めるまち	69
基本目標 3 自然と共生し、快適なまち	79
基本目標 4 地場産業が活躍する、活力あるまち	107
基本目標 5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち	125
基本目標 6 支えあい、地域を担う協働のまち	147
基本目標 7 効率的で効果的な行財政運営	161
参考資料	171
資料1 ながとみらい会議	172
参考2 長門市総合計画審議会	173
資料3 用語集	177

# 序論

# 第1章 総合計画策定の背景と目的

本市では、平成17年3月の旧長門市及び旧大津郡三隅町、日置町、油谷町の合併を受け、平成18年12月に「第1次長門市総合計画」の「基本構想」を定め、平成19年3月に「前期基本計画」を策定しました。

第1次長門市総合計画では、「豊饒の海と大地に抱かれた 活力ある健康保養のまち～みんなの笑顔行き交う、未来のまちをめざして～」という将来像を掲げ、平成19年度～平成28年度まで、本市の地域資源を活かした様々な取組を行いまちづくりを進めてきました。

現在本市を取り巻く状況は、人口減少と少子高齢化が顕著となり、今後の財政状況はより一層厳しくなることが予想されます。また、地方分権や地方創生の推進により、地域が自立した行財政運営を行い、個性や資源を活かした協働によるまちづくりを進めていくことが求められています。

「第2次長門市総合計画」はこれらの社会情勢を受け、本市の恵まれた地域資源を活かし、魅力ある地域づくりを進めていくための「まちづくりの指針」と「方向性」を示すものです。



## 第2章 総合計画の構成と期間

### 1 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像や、将来像を実現するための基本的な理念、施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とします。

### 2 基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来像や目標を実現するため、施策の大綱に従い、具体的な施策の目的や方針、施策の内容などを明らかにするものです。

社会情勢や本市の状況等に対応するため、平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度までを示す「前期基本計画」と平成 34（2022）年度～平成 38（2026）年度までを示す「後期基本計画」に分けて策定します。

### 3 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を効率的かつ効果的に実施し、目標を達成していくために、財政と整合を図りつつ、必要な主要事業等の実施時期などを具体的に示すものです。

施策・事業の優先度や財政状況に対応していくため、3 年間の計画を 1 年ごとに見直すことで総合計画の進行を管理します。

基本構想	平成 29 年度 (2017 年度)	10 年間		平成 38 年度 (2026 年度)
基本計画	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 38 年度 (2026 年度)
実施計画	3 年間		...	3 年間の計画を 1 年経過ごとに 見直し

# 第3章 長門市を取り巻く潮流と課題

## 1 社会潮流 .....

### ① 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、2008年に1億2808万人に達して以降、減少傾向にあります。このまま推移すると、2050年には1億人を割り込み、2100年にはその半分の5千万人を割り込むまで減少すると推計されています。

また、出生数及び合計特殊出生率は第2次ベビーブーム（1971年～1974年）以降、右肩下がりとなっており、2005年に合計特殊出生率が過去最低の1.26、2013年に出生数が過去最低の約103万人を記録しました。

一方、高齢化率は2014年に26.0%となり、我が国の4人に1人が高齢者という状況です。加えて20～30歳代の労働力人口の急減により、経済規模の縮小等が懸念されます。

これらのことから、今後安心して子どもを産み育てる環境づくりを進め、出生数の増加を図ると同時に、労働力人口を確保していく取組が必要となります。また、高齢化社会に対応するため、高齢者を含めた三世代の社会参加によって元気に活躍できる環境づくりが求められます。

### ② 安全・安心に対する意識の高まり

我が国では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、大地震の度重なる発生や、今後発生が懸念されている南海トラフ地震などから、自然災害に対して人々の安全・安心に対する意識が急速に高まっています。

同時に、地域コミュニティの活力や住民自治機能の低下が懸念されており、ICT（情報通信技術）の進展や産業構造・就業構造の変化などを背景として、世代間の交流機会が減少するとともに、地域内のつながりが低下しています。

さらに、高齢者数の増加により医療・介護ニーズが高まることから、地域医療や救急医療体制の確立が求められますが、地域の担い手である労働力人口の減少によって現役世代の負担は増大するため、地域社会の安定的な維持力の低下が懸念されています。

このことから、防災力の向上や、福祉・医療体制の充実に加え、地域コミュニティの醸成による、安全・安心に生活できる環境が求められています。

### ③ 社会資本の整備・維持・管理

我が国では、高度成長期に整備したインフラなど、建設後50年以上経過する施設の割合が今後20年間で加速度的に高くなることを見込まれています。これらの老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

公共交通の面では、特に地方において、人口減少による利用客の減少が公共交通ネットワークの縮小やサービス低下につながり、さらに利用客が減少するなどの悪循環に陥っています。公共交通は自動車を運転できない学生や高齢者の生活に必要な不可欠な移動手段であることから、地域の活力を維持・強化するためにも、コンパクトなまちづくりと連携させた公共交通のあり方を考えていく必要があります。

#### ④ 環境共生社会の進展

世界的には、人口の増加や経済成長等により、環境負荷の増大や地球温暖化、エネルギー資源の枯渇などの地球環境問題への対応が課題となっています。これらの課題に対応するためには、低炭素で循環型の持続可能な社会形成が必要です。

さらに我が国では、東日本大震災をきっかけに、原子力発電や化石燃料に依存しない太陽光などの再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの取組が求められています。

生活環境の面では、これまで自治会などの地縁型の地域コミュニティが、自然環境の劣化や廃棄物問題など、地域の環境問題に対応する主体を担ってきましたが、地域コミュニティ機能の衰退に伴い、こうした地域の環境保全活動の低下が懸念されています。

こうした環境意識や課題から、循環型、環境共生型の社会形成に向けて、国や行政だけでなく、市民や事業者もともに行動していく必要があります。

#### ⑤ 産業の変化

我が国の第2次産業は、成長戦略などの取組により、雇用や所得については改善の傾向がみられるものの、依然として厳しい状況となっています。さらに、経済のグローバル化も相まって、国際競争の激化や生産拠点の海外移転等の動きも活発化しています。

また、第1次産業についても、担い手の減少と高齢化により生産量が減少し、耕作放棄地が増加するなど、産業の衰退が進行しています。これらのことから、第1次・第2次産業の振興を図るために、6次産業化による産業振興など、産業への高付加価値化に取り組んでいく必要があります。

観光産業においては、全国各地でインバウンド誘致の動きが活発化しており、外国人訪日客が増加しています。さらに2019年にはラグビーワールドカップが日本で開催され、2020年にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されるなど、今後、国内外の観光産業の活性化が見込まれます。これらのことから、外国人観光客に向けたおもてなしを行う人材の育成や、観光サービスの充実が求められます。

#### ⑥ 教育環境の構築

我が国が「第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）」で示した教育の基本的方向性は「生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成の構築」の4項目となっています。

これらの方針に沿って、社会を生き抜いていく力を養成し、社会の各分野を牽引していく人材を育成していくことが求められています。

また、それらの実現には、学校のみならず、地域や家庭等、様々な主体が協働して子育てに取り組んでいく必要があります。

## ⑦ 地域の自立したまちづくり

我が国では、地方へ権限や財源を移譲し、地域の自主性及び自立性を高める地方分権改革が進められています。さらに、地方の「まち」、「ひと」、「しごと」の創生を図る「地方創生」を推進しています。

これらのことから、住民に最も身近な行政主体である市町村の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていますが、多様化する住民ニーズに的確に対応していくには、行政だけでは困難となってきています。

このことから、市民・地域・団体・事業者等が自主的に公共的サービスの提供主体となるなど、身近な分野での共助の精神により、社会的活動に取り組む協働体制へと転換していく必要があります。

## ⑧ 健全な財政運営

我が国では今後、人口減少に伴う労働人口の減少により、税収状況は一層厳しさを増していくことが見込まれています。

さらに少子高齢化により、次世代への負担が一層大きくなることが懸念されることから、将来にわたり安定したまちづくりを進めるため、次世代に過度の負担を残すことのないよう健全な財政運営を行っていくことが重要となります。

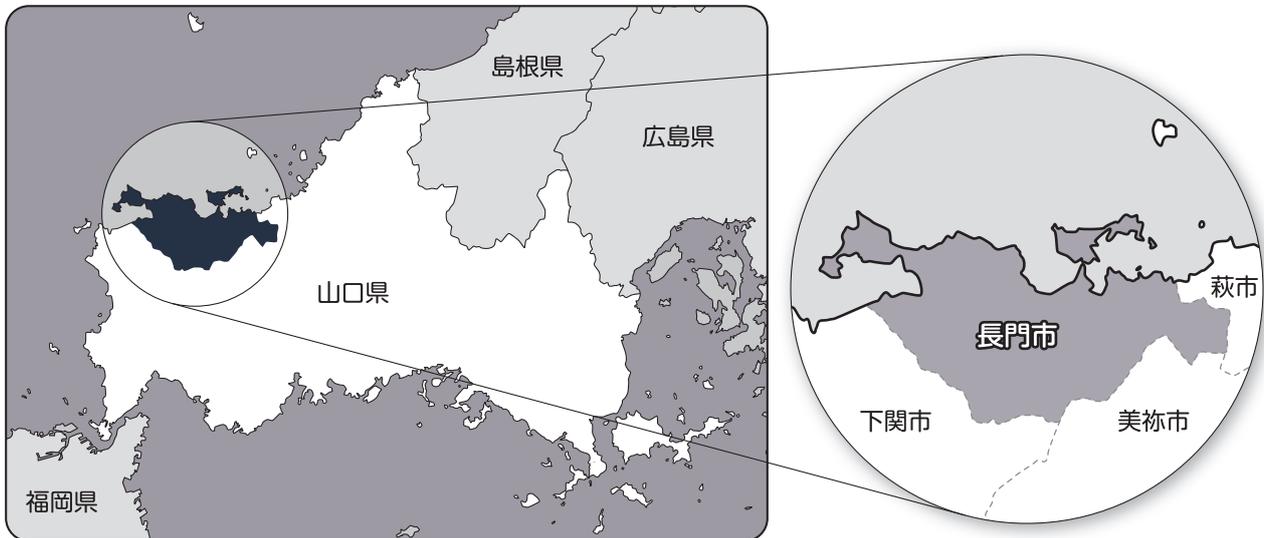


## 2 長門市の特性と課題

### ① 地域特性

#### ■位置・地勢

本市は、本州の最西北端、山口県の北西部に位置しています。東は萩市、南は下関市、美祢市に接しており、北側には北長門海岸国定公園に指定される美しい日本海の風景が広がっています。



#### ■豊富な自然資源

北長門海岸国定公園に指定される海岸線では、日本海の荒波に浸食された岩と白い砂浜が出入りし、変化に富んだ雄大な自然景観を生み出しています。なかでも紺碧の海上に奇岩怪石が連なる海上アルプス「青海島」、遥か日本海を展望できる「千畳敷」、海に浮かぶ「棚田」のシルエット、本州最西北端に突き出した「川尻岬」の緑青色の海などは、訪れる人々を魅了しています。

#### ■歴史と文化が生きづくまち

本市は、維新の礎を築いた「村田清風」や「周布政之助」、いのちと心を大切にした童謡詩人「金子みすゞ」、シベリヤ・シリーズで知られる画家「香月泰男」、長門出生伝承の残る劇作家「近松門左衛門」といった、歴史や文化において多大な功績を残した多くの先人を輩出しています。これらの人々の存在は、本市の文化を深く魅力あるものにしてしています。また、歴史の舞台として、楊貴妃伝説や大内氏終焉の地として語り継がれているなど、浪漫溢れる物語が数多くあります。

## ■豊富な農水畜産資源と、ながとブランドの推進

本市では、豊富な自然資源からなる農業や水産業、畜産業が盛んです。特にプロイラーの出荷量は、県内でもトップを誇っています。

本市は、これらの産業や資源を持続的に発展・成長させていくための「ながと成長戦略」を策定し、長門市の地域資源を活用した所得の向上や、雇用の場の確保、継承者の育成に向けた取組を推進しています。

そのなかでも、「ながと物産合同会社」を司令塔とした「ながとブランドの全国展開」を重点戦略の一つとして位置づけており、「ながとブランド」を旗印に、市民、事業者、関係団体及び行政による「チームながと」で製品の6次産業化や地場製品の全国展開、販路開拓などに取り組んでいます。

## ■温泉地・スポーツのまちとしての観光振興

本市には、清流にホタルが舞いカジカの声が響く「長門湯本温泉」、山間の湯治場「俵山温泉」、のどかに効能を楽しむ「湯免温泉」、美しい海を臨む「黄波戸温泉」や「油谷湾温泉」など、風情も効能も異なる5つの温泉郷があり、多くの観光客が訪れています。特に長門湯本温泉では、温泉街の活性化を目的とした「長門湯本温泉観光まちづくり計画」を策定し、本市の観光振興を図っています。

さらに、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、キャンプ地としての招致を目指した取組を進めており、地域経済への波及効果とインバウンドを起爆剤として新たな観光活力の推進を図っています。

## ② 社会特性

### ■人口の状況

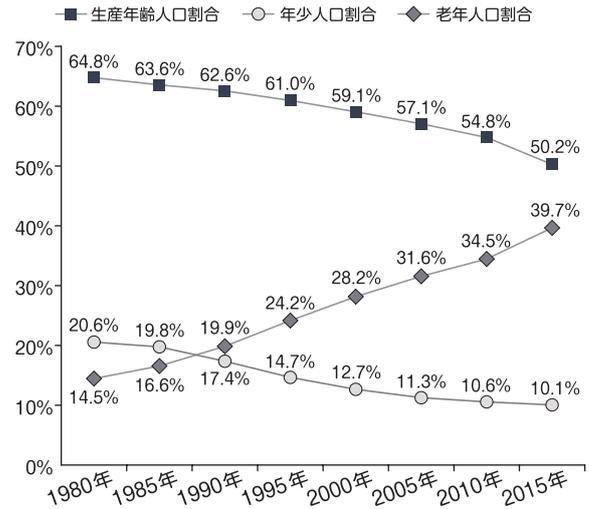
#### 少子高齢化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況

国勢調査によると、本市の人口は2015年（平成27年）時点で35,439人であり、1980年から35年間で約1万5千人減少しています。

また、年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が35年間で約7,000人程減少しているのに対し、高齢化率は35年間で約25ポイントアップの39.7%となっています。

#### ■年齢3区分別人口と人口割合の推移

凡 例	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総人口
1980年	10,504	32,999	7,389	50,892
1985年	9,958	31,957	8,344	50,259
1990年	8,297	29,849	9,504	47,656
1995年	6,713	27,813	11,039	45,565
2000年	5,524	25,686	12,263	43,473
2005年	4,649	23,486	12,992	41,127
2010年	4,064	21,005	13,249	38,349
2015年	3,560	17,793	14,070	35,439



(注)年齢3区分別人口は、年齢不詳があるため総人口と一致しない場合があります。  
資料：国勢調査、(2015年：国立社会保障・人口問題研究所)

#### 今後も人口減少と少子高齢化がさらに進むと予測

平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によると、本市の人口は、本計画の目標年である2026年（平成38年）に、3万人を下回り、高齢化率は2010年（平成22年）から9.6ポイント上昇すると想定されています。

#### ■年齢3区分別人口（2020年以降推計値）

凡 例	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
2010年	4,064	21,005	13,249	38,349
2015年	3,560	17,793	14,070	35,439
2020年	3,295	15,447	14,187	32,929
2025年	3,135	13,820	13,440	30,395
2026年	3,121	13,604	13,206	29,931
2030年	3,068	12,738	12,269	28,075

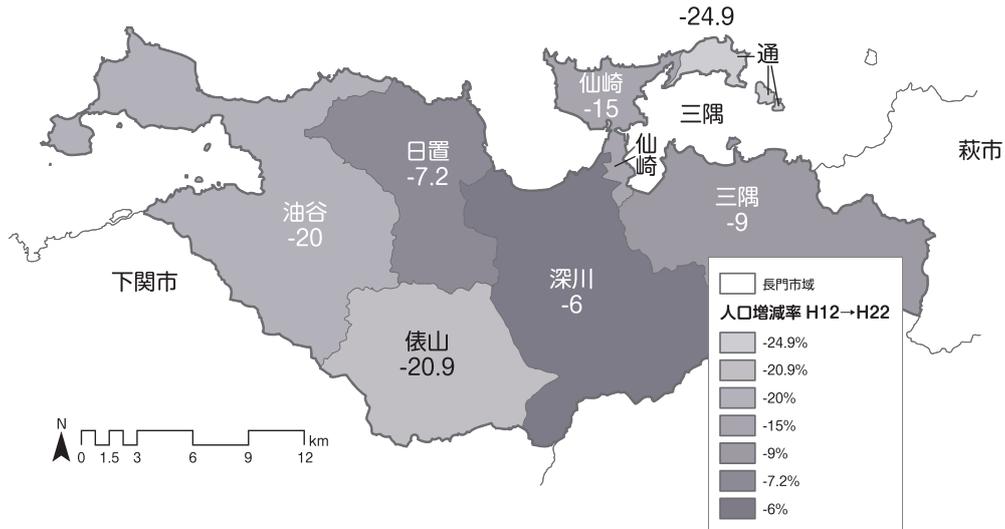
(注)年齢不詳があるため総人口と一致しない場合があります。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所(2010年、2015年：国勢調査)

## 人口減少が大きく、将来の担い手が少ない地区がある

2000年（平成12年）と2010年（平成22年）の国勢調査を比較すると、本市ではすべての地区で人口減少が進んでいます。なかでも通地区は、特に人口減少が大きく、10年間で24.9%減少しています。

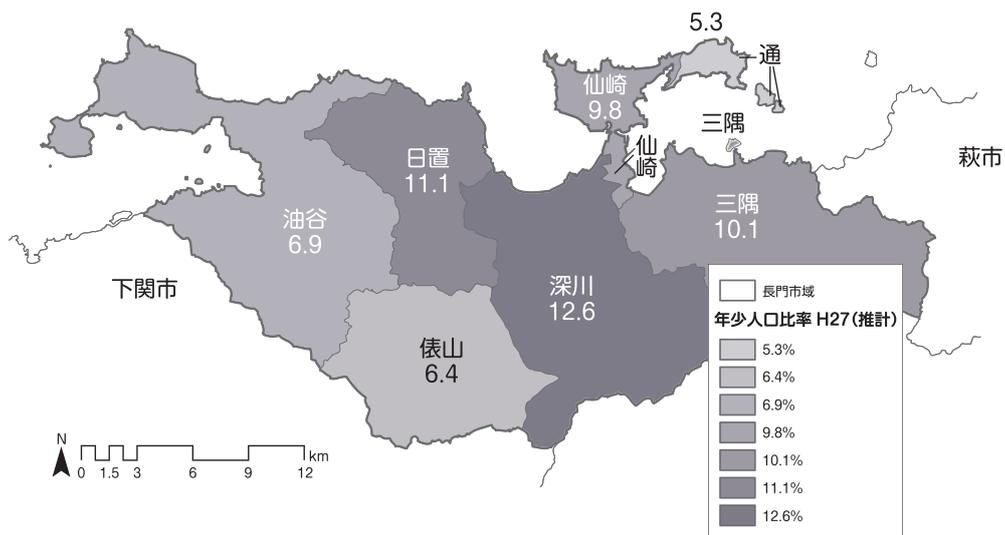
さらに、人口減少に伴い少子化も進んでおり、特に通地区、仙崎地区、俵山地区、油谷地区の0歳から14歳までの年少人口比率は1割にも満たない状況です。

■地区別人口増減率の状況（平成12年→平成22年）



資料：総務省統計局「国勢調査」から作成

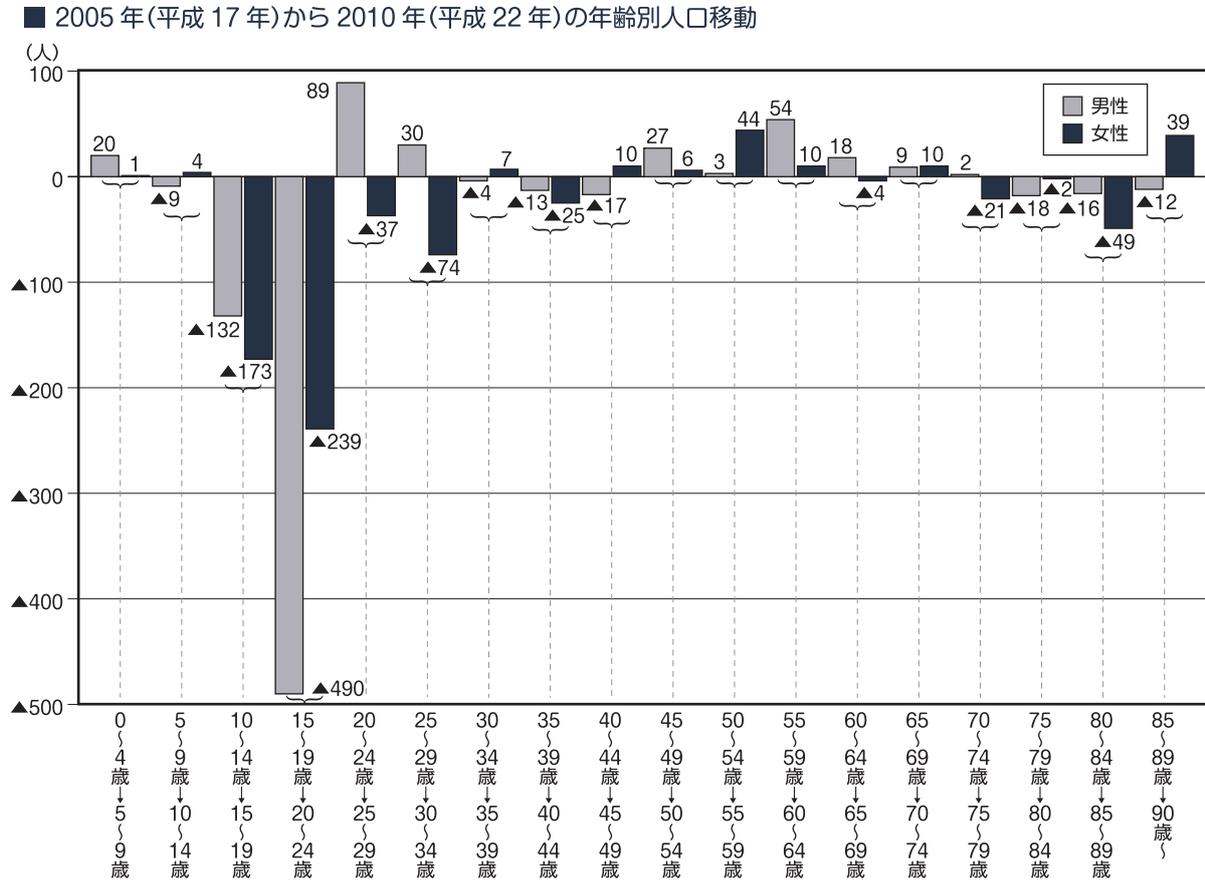
■地区別年少人口比率（平成27年（2015年）推計値）



資料：総務省統計局「国勢調査」から作成

### 10代後半から20代前半の人口が大幅に流出

2005年（平成17年）と2010年（平成22年）の国勢調査によると、本市における年齢別の人口移動の状況は、10代後半から20代前半にかけての若い年代で大幅に人口が流出しています。特に高校卒業後の男性の流出が顕著となっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」から作成

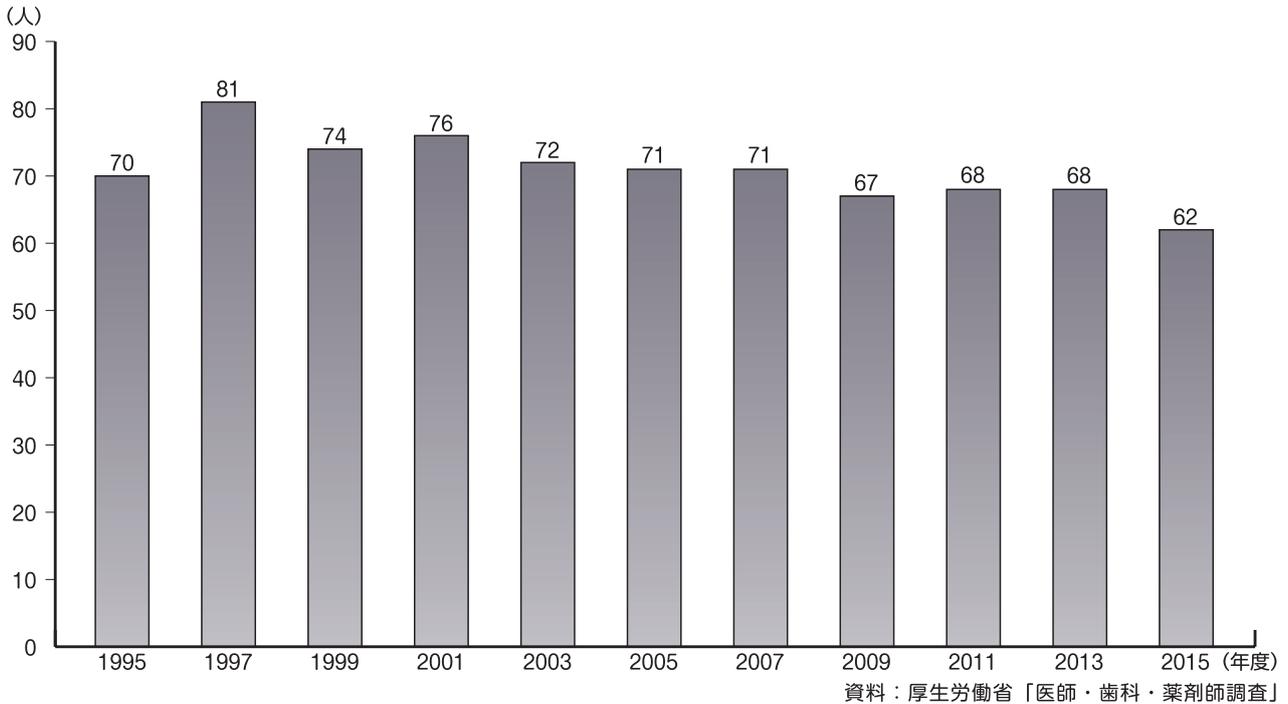
## 医療の状況

### 医師数は、微減で推移

厚生労働省の医師・歯科・薬剤師調査によると、本市の医師数は微減で推移しています。

また、総務省統計局の「統計でみる市区町村のすがた 2014」によると、病院数、診療所数は県内他市と比較して少ない状況にあります。

■ 医師数の推移：厚生労働省「医師・歯科・薬剤師調査」



■ 可住地面積 100km<sup>2</sup> あたりの一般病院数、一般診療所数

順位	一般病院数 (可住地面積 100km <sup>2</sup> あたり)		一般診療所数 (可住地面積 100km <sup>2</sup> あたり)	
	単位	(施設)	単位	(施設)
	年度	2011	年度	2011
1位	光市	11.6	下松市	123.5
2位	宇部市	10.4	宇部市	120.1
3位	下関市	9.6	下関市	114.3
4位	岩国市	9.3	防府市	99.2
5位	防府市	8.8	光市	90.8
6位	山陽小野田市	8.5	周南市	90.2
7位	下松市	8.4	山陽小野田市	84.7
8位	周南市	8.1	岩国市	73.8
9位	山口市	5.2	山口市	67.4
10位	柳井市	5.1	柳井市	65.0
11位	萩市	4.6	萩市	36.1
12位	<b>長門市</b>	4.6	<b>長門市</b>	32.0
13位	美祢市	1.8	美祢市	17.0

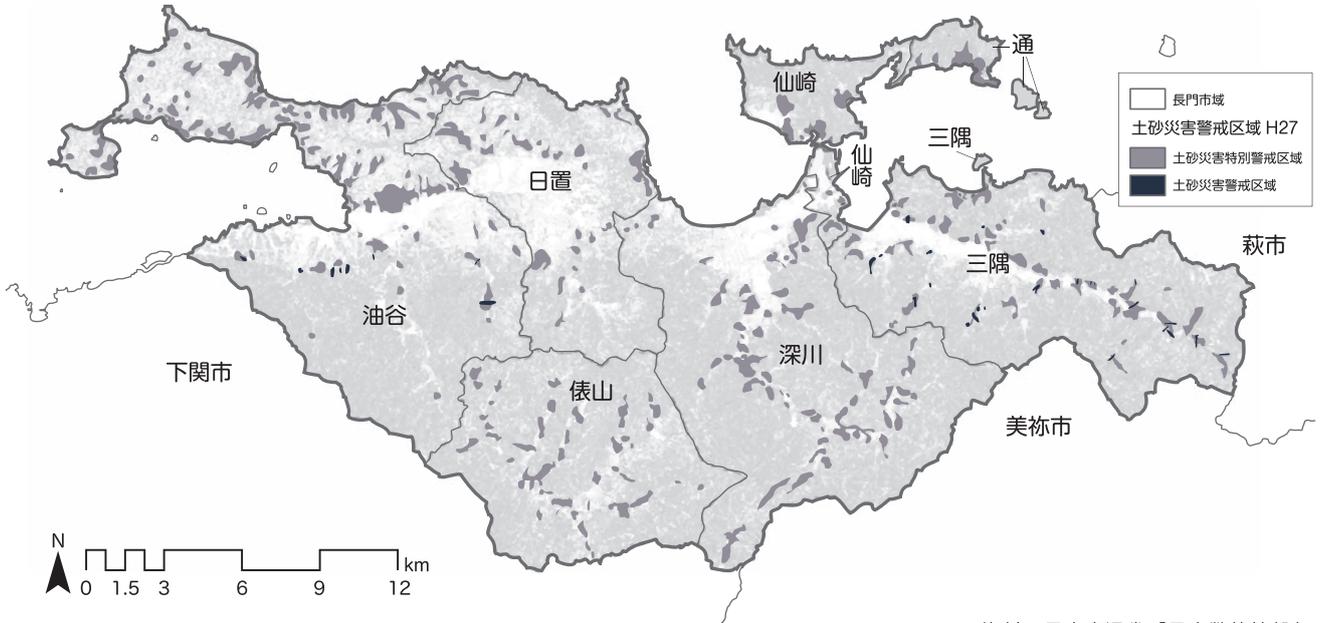
資料：総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた 2014」

■防犯・防災の状況

■土砂災害や浸水の恐れがある区域がある

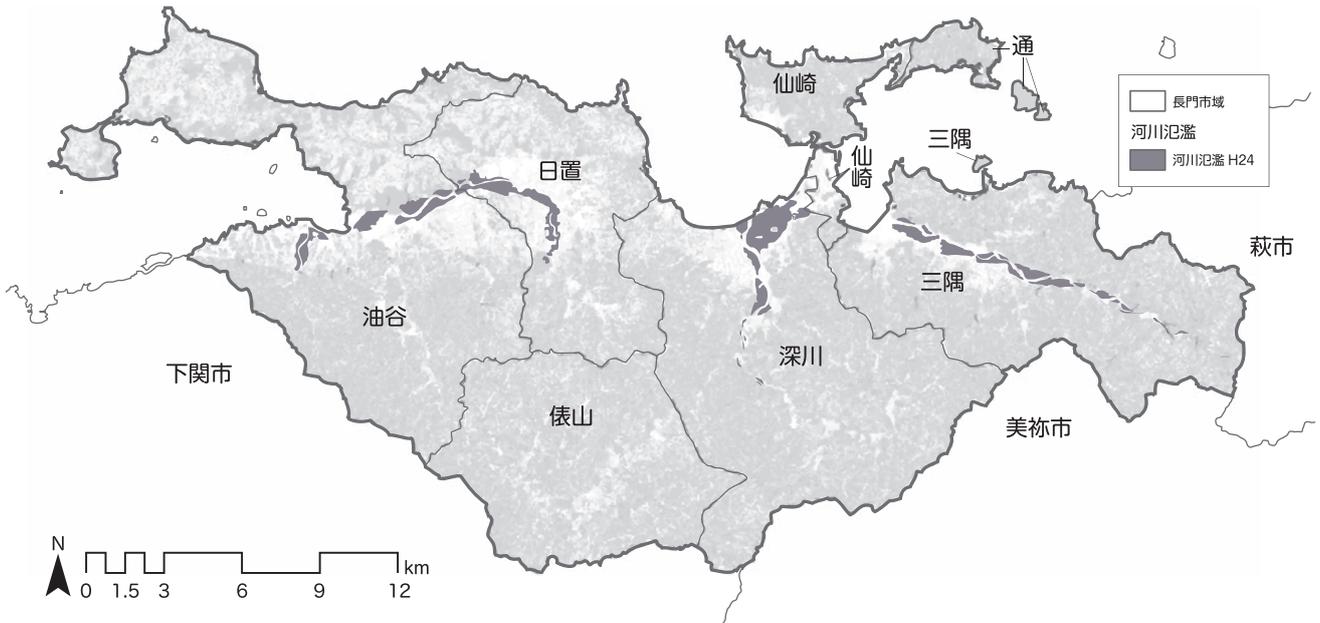
国土交通省の国土数値情報によると、本市は、土砂災害警戒区域が中山間地域に多く分布しています。また、平地には、河川浸水区域に指定されている区域があります。

■土砂災害警戒区域



資料：国土交通省「国土数値情報」

■河川浸水区域



資料：国土交通省「国土数値情報」

## 社会資本の状況

### 公共施設保有量が多く、今後の財政負担が懸念

本市の人口一人あたりの公共施設面積は、全国平均の3.42㎡/人の約2倍である6.37㎡/人となっています。また、県内他市における公共施設白書等で比較しても、公共施設の保有量は高い状況にあります。

#### 山口県内13市の公共施設保有状況（公共施設白書または公共施設等総合管理計画での数値）

自治体名	人口 (人)	公共施設総 延床面積 (㎡)	1人当たりの 延床面積 (㎡/人)	出典
美祿市				
萩市	52,593	421,448.00	8.00	萩市公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）
岩国市	140,609	724,637.57	5.15	岩国市公共施設白書（平成28年7月）
長門市	37,138	236,385.00	6.37	長門市公共施設白書（平成26年11月）
下関市	273,736	1,547,111.48	5.70	下関市公共施設等総合管理計画（平成28年2月策定）
柳井市				
周南市	149,487	806,038.00	5.40	周南市公共施設白書（平成25年11月）
山陽小野田市	64,310	306,629.00	4.77	山陽小野田市公共施設白書（平成27年2月）
宇部市	167,763	682,893.70	4.07	宇部市公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）
光市	53,525	205,088.97	3.83	光市公共施設白書（平成26年7月）
防府市	118,019	444,546.00	3.77	防府市公共施設再編計画（平成28年3月策定）
山口市	95,315	644,864.90	3.30	山口市公共施設等総合管理計画（平成27年8月策定）
下松市				

※各市で基準日及び公共施設総延床面積の基となる対象施設が異なる。

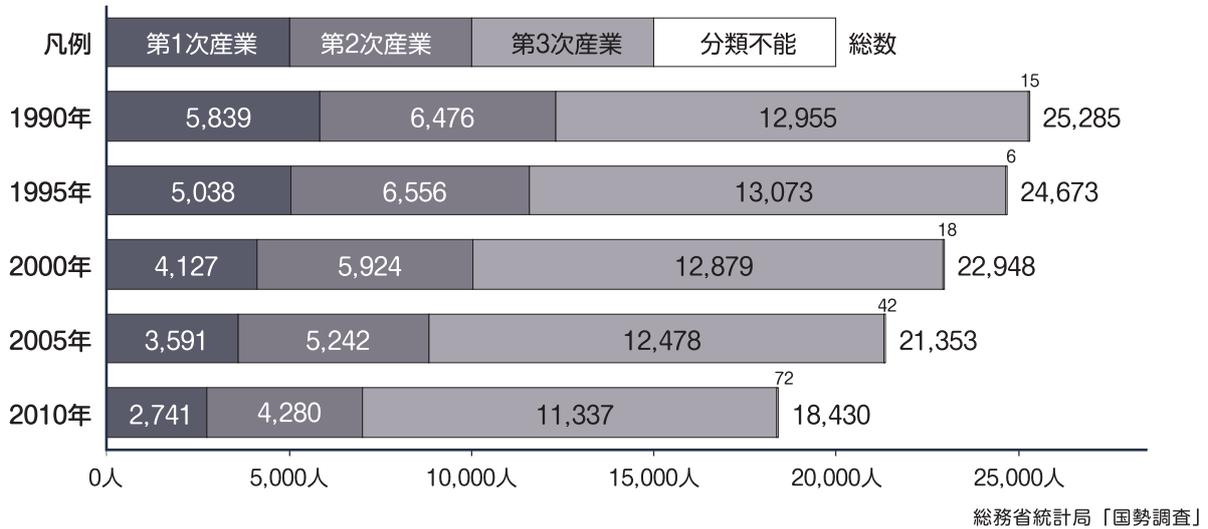
資料：各市町の公共施設白書または公共施設等総合管理計画から作成

産業の状況

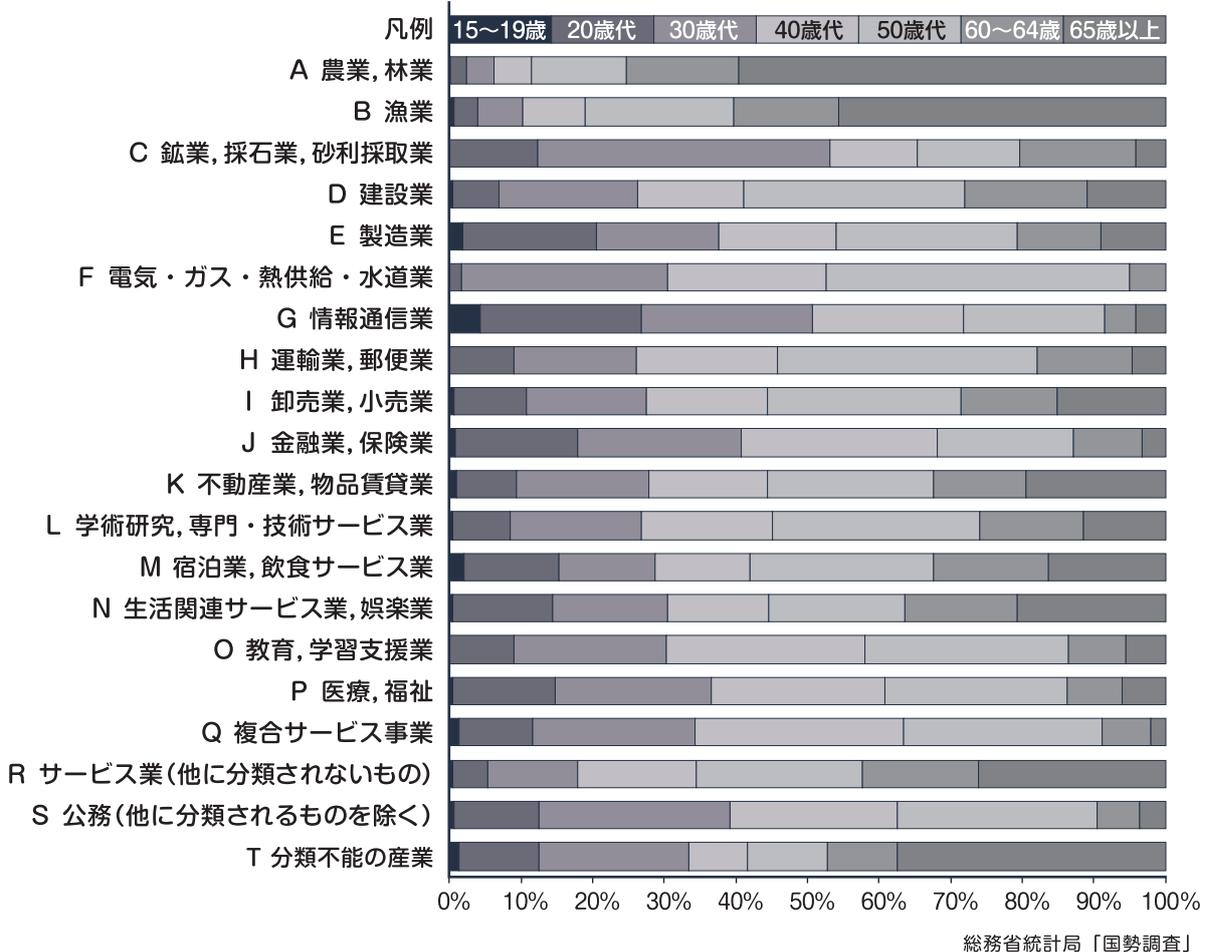
産業人口は減少しており、第1次産業の担い手が減少

国勢調査によると、産業人口は年々減少しており、特に第1次産業が大きく減少しています。また、年齢別で見ると、農業、林業、漁業は、他の産業に比べ高齢者の割合が高くなっています。

産業別人口の推移



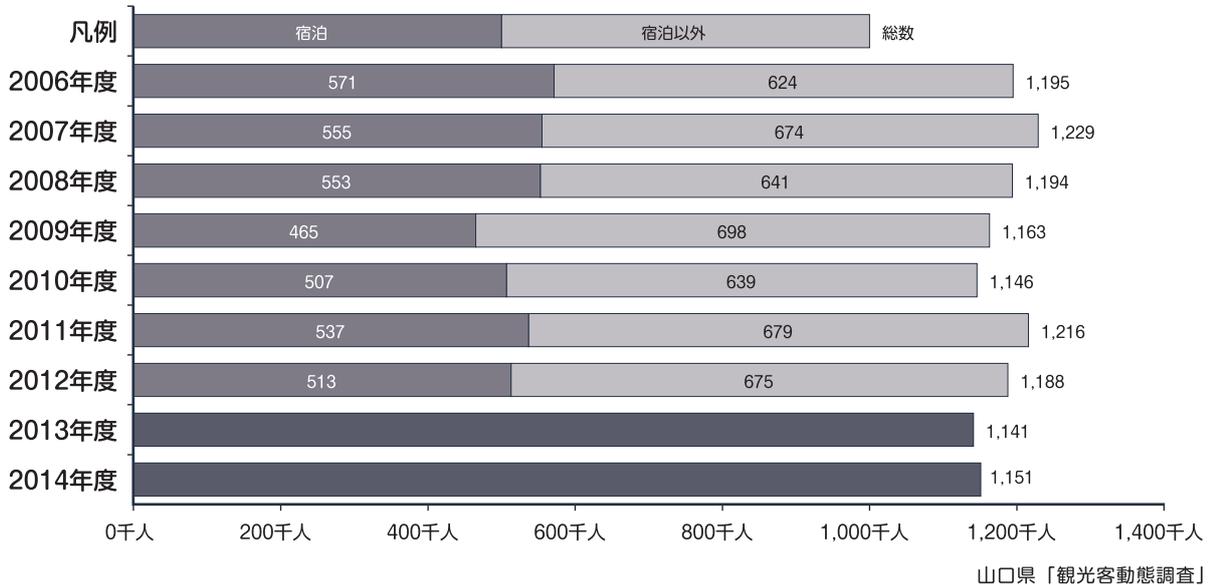
産業別年齢別人口割合 (2010年 (平成22年))



## 観光客数は減少傾向

長門市の観光客動態調査による観光客数は、2007年（平成19年）以降、減少傾向にあります。観光客の内訳では、宿泊以外の日帰り観光客数が多くなっており、宿泊客数は伸び悩んでいます。

### 観光客数の推移：観光客動態調査

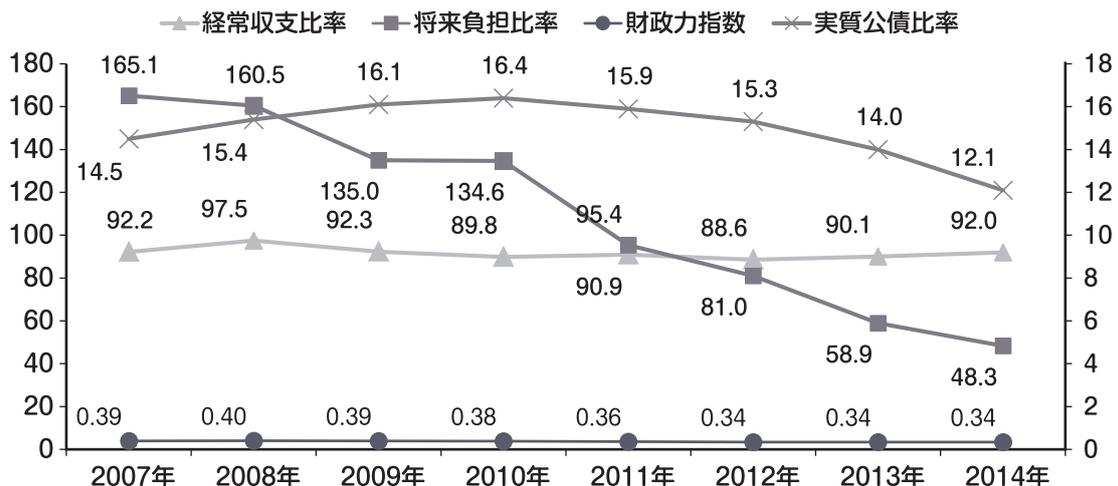


## 財政状況

### 経常収支比率が高く、財政構造が硬直化

経常収支比率は、財政構造弾力性を測定する比率として使われており、本市の2014年（平成26年）における経常収支比率は92.0%で、財政構造が硬直化している状況にあります。

### 財政状況の推移：総務省市町村決算カード



**経常収支比率：**地方自治体の財政の弾力性を示す指標として、市税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合。80%までが適正とされ、100%に近いほど財政にゆとりがないことになる。

**将来負担比率：**地方公共団体が現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなり、都道府県・政令市では400%、市町村では350%を超えると、危険水域と考えられている。

**財政力指数：**1を下回れば地方交付税交付金が支給される交付団体となる。

**実質公債費率：**自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

資料：総務省「市町村決算カード」

### 3 市民意向調査

#### ① 目的

第2次総合計画の策定にあたり、市民意向を把握し、今後のまちづくりの方向性や課題を検討するための資料として、平成28年2月現在の住民基本台帳登録者のうち、満16歳以上の長門市民2,000人を無作為抽出し、平成28年2月に市民意向調査を実施しました。

(回収数：623票、回収率：31.2%)

#### ② 結果概要

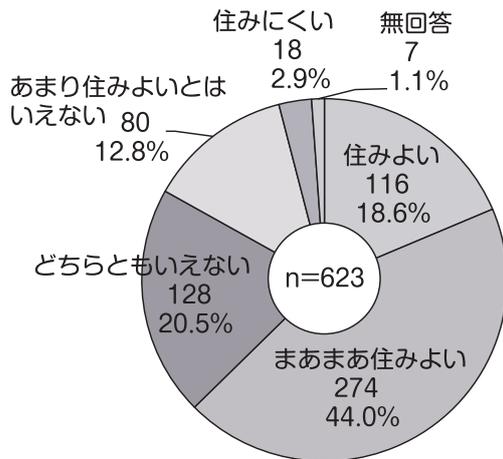
##### ■長門市の住みよさ、愛着、定住意向

##### 本市に愛着を持ち、住みよと感じている人や本市で暮らしたいと思う人は多い

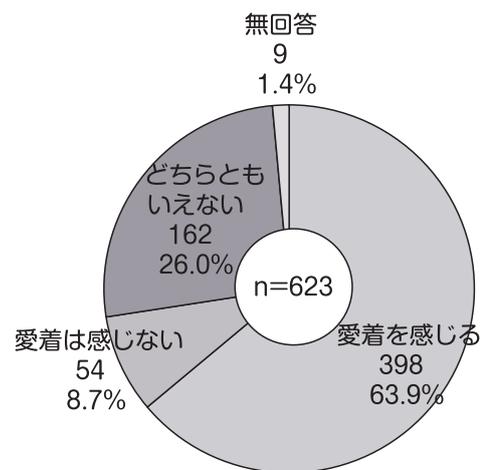
本市の「住みよさ」について6割以上の回答者が「住みよ」という意見で、本市に「愛着を感じる」という意見も6割以上となっています。

7割以上が今後も本市で暮らしたいという意向があります。その理由は、「家や土地があるから」、「親・親族がいるから」が多くなっています。一方で、市外への転出を考えている回答者は、その理由として、「やりたい仕事がないから」、「日常生活の便が悪いから」という理由が多くなっています。

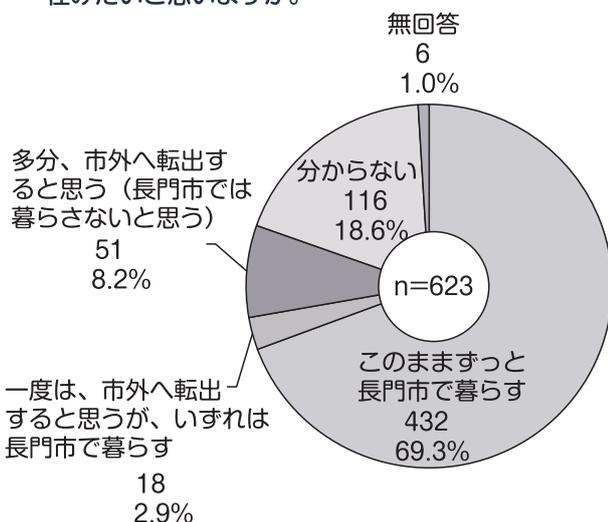
##### ■長門市は住みよいまちですか。



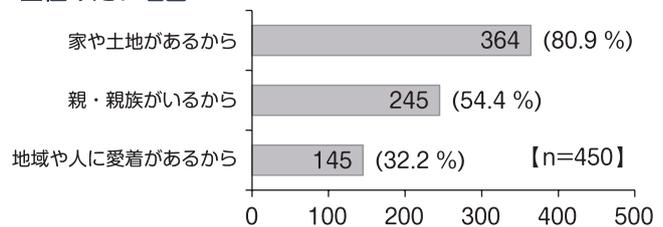
##### ■あなたは、長門市に愛着を感じていますか。



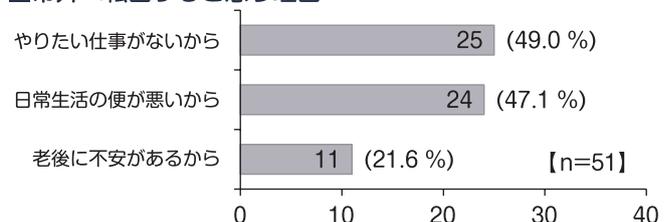
##### ■これからも長門市に住みたいと思いますか。



##### ■住みたい理由



##### ■市外へ転出する理由

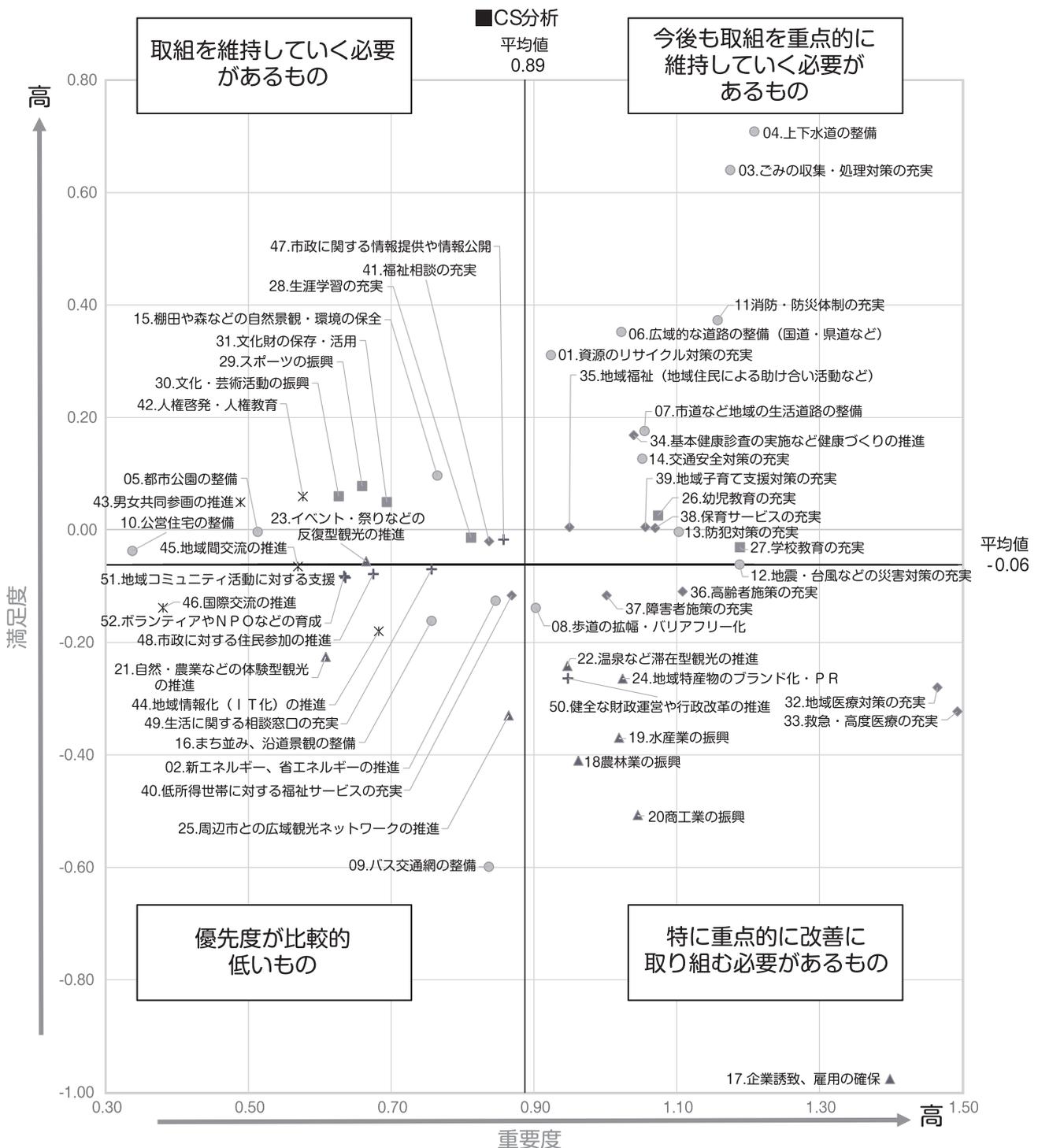


## 施策の満足度と重要度の相関関係

### 生活環境に関する満足度は高い一方、産業・観光分野について、改善に取り組む必要がある

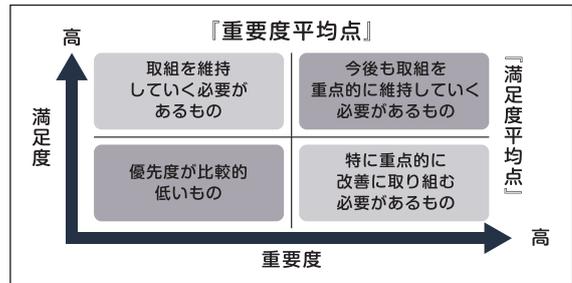
市民アンケート結果による満足度・重要度の相関図において、項目別にみると、「03. ごみの収集・処理対策の充実」、「04. 上下水道の整備」については満足度・重要度ともに高いことから、今後も取組を維持・推進していく必要があります。一方、「17 企業誘致・雇用の確保」については、他の項目と比較し、特に満足度が低く、重要度が高いことから、重点的な改善・取組が必要です。

分野別では、「生活環境・自然・景観」が、重要度・満足度ともに高い傾向にあります。一方、「産業・観光」分野については満足度が全項目でマイナスとなっており、重要度が高い項目が多いため、「産業・観光」分野は特に本市として推進していく必要があります。



左記のグラフは、縦軸に満足度、横軸に重要度を設定し、各取組の加重平均値を算出し、AからDの4つの性格を持つ領域に整理区分し、満足度と重要度の相関関係を表したものです。

【相関図の見方】  
図の上側にあるほど満足度が高く、右側にあるほど重要度が高いことを示しています。



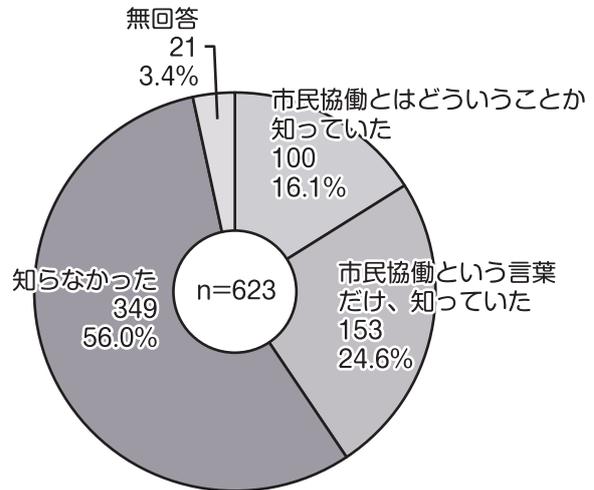
加重平均値	凡例	No.	分野	項目	加重平均値	
					重要度	満足度
※点数 ①満足・重要 ..... 2点 ②やや満足・やや重要 ..... 1点 ③どちらともいえない ..... 0点 ④やや不満・あまり重要ではない ..... -1点 ⑤不満・重要でない ..... -2点  ※算出方法 (①の回答数×+2点) + (②の回答数×+1点) + (③の回答数×0点) + (④の回答数×-1点) + (⑤の回答数×-2点) +  【回答総数】 - (「無回答」の人数) = 加重平均値	●	01	生活環境・自然・景観	資源のリサイクル対策の充実	0.92	0.31
		02		新エネルギー、省エネルギーの推進	0.85	-0.13
		03		ごみの収集・処理対策の充実	1.17	0.64
		04		上下水道の整備	1.21	0.71
		05		都市公園の整備	0.51	0.00
		06		広域的な道路の整備(国道・県道など)	1.02	0.35
		07		市道など地域の生活道路の整備	1.05	0.18
		08		歩道の拡幅・バリアフリー化	0.90	-0.14
		09		バス交通網の整備	0.84	-0.60
		10		公営住宅の整備	0.34	-0.04
		11		消防・防災体制の充実	1.16	0.37
		12		地震・台風などの災害対策の充実	1.19	-0.06
		13		防犯対策の充実	1.10	0.00
		14		交通安全対策の充実	1.05	0.13
		15		棚田や森などの自然景観・環境の保全	0.76	0.10
		16		まち並み、沿道景観の整備	0.76	-0.16
▲	▲	17	産業・観光	企業誘致、雇用の確保	1.40	-0.98
		18		農林業の振興	0.96	-0.41
		19		水産業の振興	1.02	-0.37
		20		商工業の振興	1.05	-0.51
		21		自然・農業などの体験型観光の推進	0.61	-0.23
		22		温泉など滞在型観光の推進	0.95	-0.24
		23		イベント・祭りなどの反復型観光の推進	0.66	-0.06
		24		地域特産物のブランド化・PR	1.02	-0.26
		25		周辺市との広域観光ネットワークの推進	0.86	-0.33
■	■	26	教育・文化	幼児教育の充実	1.07	0.03
		27		学校教育の充実	1.19	-0.03
		28		生涯学習の充実	0.81	-0.01
		29		スポーツの振興	0.66	0.08
		30		文化・芸術活動の振興	0.63	0.06
		31		文化財の保存・活用	0.69	0.05
◆	◆	32	医療・保健・福祉	地域医療対策の充実	1.47	-0.28
		33		救急・高度医療の充実	1.49	-0.32
		34		基本健康診査の実施など健康づくりの推進	1.04	0.17
		35		地域福祉(地域住民による助け合い活動など)	0.95	0.01
		36		高齢者施策の充実	1.11	-0.11
		37		障害者施策の充実	1.00	-0.12
		38		保育サービスの充実	1.07	0.00
		39		地域子育て支援対策の充実	1.06	0.01
		40		低所得世帯に対する福祉サービスの充実	0.87	-0.12
		41		福祉相談の充実	0.84	-0.02
*	*	42	人づくり・交流	人権啓発・人権教育	0.58	0.06
		43		男女共同参画の推進	0.49	0.05
		44		地域情報化(IT化)の推進	0.68	-0.18
		45		地域間交流の推進	0.57	-0.07
		46		国際交流の推進	0.38	-0.14
+	+	47	行政・自治	市政に関する情報提供や情報公開	0.86	-0.02
		48		市政に対する住民参加の推進	0.67	-0.08
		49		生活に関する相談窓口の充実	0.76	-0.07
		50		健全な財政運営や行政改革の推進	0.95	-0.26
		51		地域コミュニティ活動に対する支援	0.64	-0.08
		52		ボランティアやNPOなどの育成	0.63	-0.08

## ■市民協働に関する意向

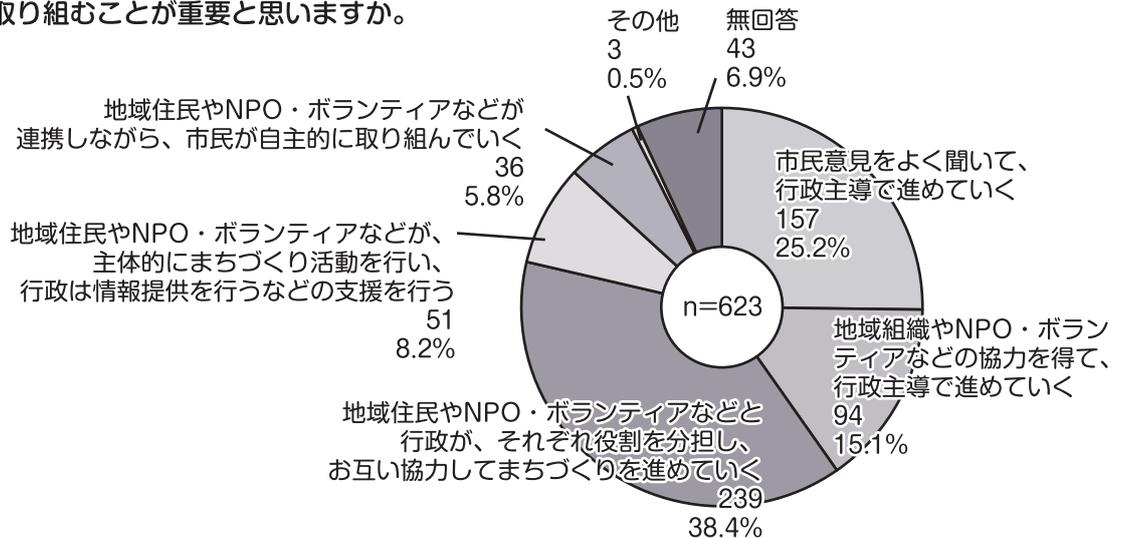
### ■市民協働の認知度が低く、まちづくりへの取組意欲も低い

「市民協働」という言葉や内容について、「知らなかった」という回答が多くなっています。また、市民協働は、行政主導で進めていくべきであるという考え方が強く、まちづくり活動に関する参加意向も低くなっています。

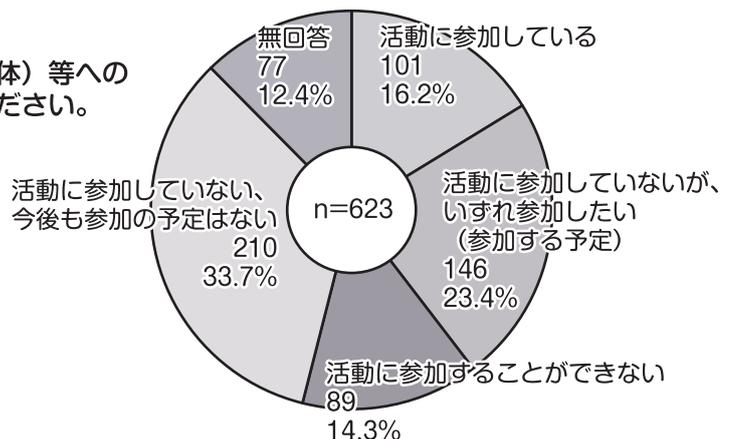
### ■「市民協働」という言葉を知っていましたか。



### ■より良いまちをつくるために、市民と行政とは、どのような関係で、どのように取り組むことが重要と思いますか。



### ■地域でのまちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO（非営利団体）等への参加について、あてはまるものをお答えください。



## 4 長門市の主要課題 .....

### ① 若者が生涯住み続けたいと思える環境づくり

本市の人口は年々減少しており、なかでも、地域の将来を担う若者の数が、特に減少しています。こうした状況のなかで生涯暮らし続けてもらうためには、まず、地域を担う若者を増やし、安心して地域で子育てができる環境づくりを進めていくことが必要です。さらに、生涯暮らし続けるための環境を整えるための福祉サービスの充実や、元気に暮らし続けるための健康づくり、医療環境の整備が必要です。

これらの取組により、地域に住む若者が生涯住み続けたい、住み続けられる環境を整えることが重要となります。

### ② 地域で安全・安心に暮らせる環境づくり

本市では、近年の我が国の度重なる自然災害などの発生に加え、進行する高齢化により、防犯・防災や消防・医療などへのニーズが高まっています。特に医師数が減少傾向にあることから、今後の救急医療の体制・運営が不安視されています。

これらを踏まえ、地域住民がお互いに連携し、自主防災組織の持続的な運営に向けた取組が必要となります。また、消防・救急・医療体制を充実させ、地域で安全で安心に暮らせる環境づくりを構築していくことが重要となります。

### ③ 快適で暮らしやすい生活環境の整備

我が国では、高齢化社会に対応するため、誰もが生活がしやすいコンパクトで持続可能な循環型都市の形成が求められています。本市では、一人あたりの公共施設面積が大きく、老朽化も進んでいる等の課題や、公共交通機関への依存率が高いなどの特性があります。

これらのことから本市でも、「小さな拠点」や自然と共生する循環型社会形成の考え方と併せ、社会インフラ、公共施設などの適正管理や地域公共交通網の再構築など、快適で暮らしやすい生活環境を構築していくことが重要となります。

### ④ 若者が働きたいと思える産業の創出と活性化

本市では、「ながと成長戦略行動計画」に基づき、「ながと物産合同会社」を中心とした「ながとブランド」の推進や、産業振興を行っています。また観光産業でも、長門湯本温泉や依山温泉などで、温泉街のまちづくりが取り組まれています。

しかし、第1次産業をはじめとした各種産業の担い手や事業所数は減少しており、観光産業についても、観光客数等の減少に伴い、産業全体の衰退が危惧されています。さらに、市民意向調査では、「企業誘致・雇用の確保」に関するニーズは高いものの、「長門でやりたい仕事がない」といった意見が挙げられています。

これらのことから、地場産業や既存企業を中心とした産業の振興や、企業誘致や新産業の開発・育成、地域資源を活かした観光による地域の魅力向上への取組などにより、産業活性化と並行して、若者が働きたいと思える魅力的な産業を創出・育成していくことが重要となります。

## ⑤ 地域を愛し、地域で活躍する人材の育成

本市の人口動向では、10代後半から20代前半の若年層が多く流出している状況にあります。

これからの地域を担う貴重な若者を留める、あるいは戻ってきてもらうには、若者にふるさと長門のことを好きになってもらうことが大切です。

本市には豊富な自然資源を有するほか、維新の礎を築いた「村田清風」や「周布政之助」、童謡詩人「金子みすゞ」などが、数々の偉大な歴史・文化資源を残した地でもあります。これらの資源を活かした郷土教育や、地域固有の歴史・文化の継承、社会を生き抜く力の醸成を、学校や地域、家庭が一体となって子ども達に行うことで、地域を愛し、地域で活躍する人材を育成していくことが重要となります。

## ⑥ 協働で取り組む、自立したまちづくりの体制整備

本市では、市内各地でまちづくり団体やNPO法人などの市民活動団体による協働のまちづくりが行われていますが、市民意向調査では、市民協働に関する周知や取組意欲が低いという結果が現れています。多様化する市民ニーズに対応し、地方創生による地域固有のまちづくりを進めていくためには、市民や市民活動団体、事業者、行政等が協働でまちづくりに取り組む必要があります。

このことから、互助、共助の取組の推進に加え、地域で活躍する市民活動団体の支援や、まちづくりを担うリーダーの育成支援等を行うことにより、地域が協働で取り組む自立したまちづくりの体制を整備していくことが重要になります。

## ⑦ 持続可能で健全な行政経営

本市の財政状況は、必ず支出しなければならない経費の割合を示す経常収支比率が9割以上であり、財政構造が硬直化している状況にあります。また、生産年齢人口の減少により、大きな税収が見込めないことから、今後の財政状況は一層厳しくなっていくことが予測されます。そのため、公有財産の適正管理や、効率的・効果的な財政運営を行っていくことにより、持続可能で健全な行政経営を行っていくことが求められます。

# 基本構想

# 第1章 基本理念

## 1 背景

本市は、少子高齢化と人口減少が進行するなかで、先人達が長い営みのなかで培ってきた地域の歴史や文化などを若い世代に継承し、持続可能な生涯住み続けられるまちを維持していくことが困難な状況に陥っています。

地域の活力を維持し、まちの産業を活性化させていくためには、地域を担っていく若い世代が重要となってきますが、その若い世代においては、地域にやりたい仕事がないなどの理由から本市から離れてしまい、ますます地域や産業が衰退するといった負の循環に陥っています。

## 2 考え方・理念

そうした背景を踏まえ、本市のまちづくりにおいては、「**若者の定着**」のために、本市に愛着を持って「住みたい」、「住み続けたい」まちを育てることが重要となります。

そのためには、まず「**産業・雇用の活性化**」により、若者のニーズにあった雇用や、誰もが元気に働いていけるまちを創造していくことが必要です。

これらの環境を創造していくため、市民が一丸となって、「**ひと**」のつながりにより、魅力にあふれ、賑わいと交流を体現できるまちづくりを推進します。

また、本市の歴史や文化を次世代に継承していくため、市民みんなが、金子みすゞの様々な詩にある「**やさしさ**」の精神を受け継ぎ、市の誇りとして「**こだま**」させ、共有することで、まちづくりの原動力につなげていきます。

これらの「ひと」と「やさしさ」のつながりにより、笑顔と賑わいがあふれ、地域みんながお互いを大切にし、幸せを感じることでできる「**健幸**」なまちを目指します。

このことから、以下を基本理念として掲げていきます。

- 「**若者の定着**」を目指し、「住みたい」、「住み続けたい」まちを育てます。
- 「**産業・雇用の活性化**」により、誰もが元気に働いていけるまちをつくります。
- 「**ひと**」のつながりにより、魅力あふれるまちづくりを進めます。
- 「**やさしさ**」を感じあい、お互いを大切にできるまちをつなげていきます。
- 幸せを感じることでできる「**健幸**」なまちを目指します。

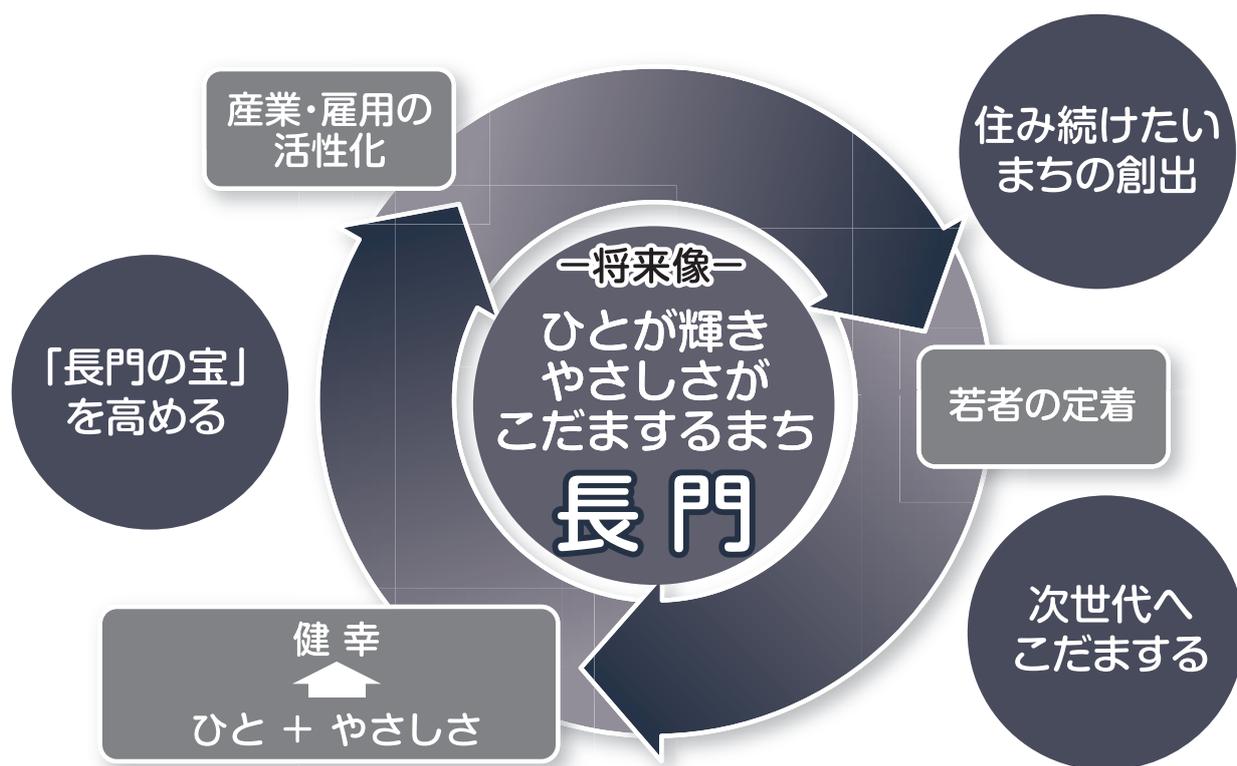
## 第2章 将来像

### 将来像 ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門

本市には、美しい自然やその恩恵である豊富な食、生活の安全性や住みやすさ、先人から受け継がれてきた歴史・文化・伝統、温泉などの多様な観光資源、それらの魅力の基となっている「ひと」の助け合いの精神や「やさしさ」といった、市民が誇れる長門ならではの資源と風土が息づいています。

こうした魅力ある資源は、先人から綿々と引き継がれてきたものであるとともに、様々なチャレンジによって生まれた、正に「長門の宝」です。

本市における「ひと」と「やさしさ」のつながりから生まれる「健幸」な暮らしのなかで、「長門の宝」を高め、地域の産業として活用・発信することで、本市に「住みたい」、「住み続けたい」まちを創出します。そうした「やさしさ」が次世代に「こだま」し、「長門の宝」を高めていくという好循環を生み出すことで、住む「ひと」が輝きつづけるまちを目指します。



#### 長門市での「やさしさ」と「健幸」の定義

- 「やさしさ」とは…  
地域やまちを輝かせたい、健康で幸せに暮らせるまちをつくりたいと考える「きもち」
- 「健幸」とは…  
「ひと」と「やさしさ」のつながりにより、地域みんなが健康で幸せを感じることのできる「くらし」

# 第3章 施策の大綱

## 1 基本目標

「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、基本理念の視点により、以下の7つを基本目標として掲げます。

### 若者の定着

「若者の定着」を目指し、「住みたい」、「住み続けたい」まちを育てます。

### 産業・雇用の活性化

「産業・雇用の活性化」により、誰もが元気に働いていけるまちをつくります。

### ひと

「ひと」のつながりにより、魅力あふれるまちづくりを進めます。

### やさしさ

「やさしさ」を感じあい、お互いを大切にできるまちをつなげていきます。

### 健幸

幸せを感じることのできる「健幸」なまちを目指します。

基本目標 1 ▶ 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

基本目標 2 ▶ 安全で安心して住めるまち

基本目標 3 ▶ 自然と共生し、快適なまち

基本目標 4 ▶ 地場産業が活躍する、活力あるまち

基本目標 5 ▶ 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

基本目標 6 ▶ 支えあい、地域を担う協働のまち

基本目標 7 ▶ 効率的で効果的な行財政運営

## 将来像

ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門

## 基本目標 1 ▶ 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

本市の人口が減少しているなか、まちを活性化させていくためには、地域の将来を担う若者を呼び込み、地域に住んでもらい、生涯暮らし続けたいと思ってもらえるまちづくりが必要です。

それらを実現するために、健康寿命を伸ばし、医療・福祉など社会保障の負担軽減を図るとともに、誰もが地域で生涯「健幸」に暮らしていけるまちづくりを進めます。

そのため、健康づくりの取組を中心に、地域で安心して子育てができるような支援や、ワーク・ライフ・バランスの推進、高齢者や障害者福祉の充実など、生涯、心身ともに「健幸」に暮らしていくための必要な取組を実施していきます。

### 施策のキーワード

子育て支援／医療／健康／高齢者福祉・サービス／障害者福祉・サービス／ワーク・ライフ・バランス

## 基本目標 2 ▶ 安全で安心して住めるまち

本市では、自然災害や防犯・防災意識、消防・医療体制などのニーズが高まっています。生涯、本市に暮らし続けるためには、それらの不安を取り除き、安全・安心なまちをつくり上げていく必要があります。

それらを実現するために、ハード面での防災基盤整備だけでなく、住民同士がお互いを気にかかけあい、支えあい、誰もが地域のなかで、不安なく安全に生活することができるまちづくりを推進します。

そのため、交通安全や防犯・防災に関するネットワークづくりをはじめ、消防・救急医療の体制を整備していくなど、安全・安心に暮らしていくための取組を実施していきます。

### 施策のキーワード

生活・交通安全対策／防災・防災体制／防犯・防犯対策／消防・救急医療

## 基本目標 3 ▶ 自然と共生し、快適なまち

本市の人口が減少し、少子高齢化が進行しているなか、それらの実態に合わせたインフラ整備を行い、高齢化社会のなかにあっても、利便性が高く、生活しやすい環境を整えていくことが重要です。

それらを実現するために、「小さな拠点」の形成や自然との共生を意識した中山間地域整備を図ることで、公共交通の利便性向上や、買い物、医療をはじめとした生活に必要な機能の整備など、便利で快適な生活ができるまちづくりを推進していきます。

そのため、地域特性を踏まえた拠点づくりや地域公共交通の再構築、社会インフラ、公共施設の適正管理など、便利で快適な生活を実現するための取組を実施していきます。

### 施策のキーワード

公共施設・インフラ整備／小さな拠点／公共交通網整備／住環境整備／景観整備／循環型社会／自然保護／省エネルギー

## 基本目標 4 ▶ 地場産業が活躍する、活力あるまち

本市を活性化し、より魅力あるまちをつくり上げていくためには、地場産業の担い手を育成し、地域固有の産業が活躍し続けることが重要です。人口を維持し、生産年齢人口を確保していくためには、この産業の活性化は不可欠です。

このことから、産業の活力をより一層高めるため、若者が働きたいと思えるよう地場産業を振興していくなど、地域の産業が活躍し続ける、活力のあるまちづくりを推進していきます。

そのため、地場産業を中心として、雇用促進・担い手確保、各種産業の振興、地域ブランド化、市街地再生など、本市の産業が潤い活躍し続けるための取組を推進していきます。

### 施策のキーワード

企業誘致／雇用促進／商工業振興／農林水産業・担い手育成／6次産業・ブランド化／観光振興／市街地再生・商業振興

## 基本目標 5 ▶ 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

本市を将来にわたって持続的に発展させていくためには、社会で活躍できる人材を育成・輩出していく、各分野で活躍してもらうことが重要です。また、地域固有の歴史や文化を後世へ受け継いでいくためには、地域に愛着を持った人材の育成をしていくことが重要になります。

このことから、地域全体が地域資源を活かした郷土教育に取り組むなど、歴史・文化の継承と、社会で活躍できる人材を育てていく必要があります。

そのため、学校教育における教育内容の充実や環境整備のほかに、文化財や歴史の保全・伝承、スポーツや生涯学習の振興など、本市固有の資源を活かした教育による人材育成を推進していきます。

### 施策のキーワード

学校教育・教育環境／文化財・歴史／スポーツ活動／生涯学習

## 基本目標 6 ▶ 支えあい、地域を担う協働のまち

少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化が進行するなかで、きめ細やかな行政サービスやまちづくりを進めていくには、行政だけでなく、市民が協働してまちづくりに取り組むことが必要です。

また、まちづくりにおいては、地域において担い手となる人材を確保するとともに、移住・定住の取組により地域に活力をもたらす人材の確保にも積極的に取り組むことが必要であり、こうした取組により、地域で活躍し輝く人材を輩出していくことで、地域も輝く魅力あるまちが創出されます。

このことから、地域で活躍する団体の支援や人材の育成支援、誰もが協働のまちづくりに取り組んでいける仕組みづくりを行うなど、人と人が支えあう協働のまちづくりを推進していきます。

そのため、市民活動の支援や地域コミュニティの形成、男女共同参画社会の形成など、人と人とが地域のまちづくりを考え、それぞれの地域が自立した、協働によるまちの実現に向けた取組を実施していきます。

### 施策のキーワード

市民活動／地域コミュニティ／人権・男女共同参画／定住促進

## 基本目標 7 ▶ 効率的で効果的な行財政運営

人口減少をはじめとした厳しい社会情勢のなかでも、持続的かつ安定的に行財政運営を行うための体制を整えていくことが重要です。

これらの体制を整えるために、行政・財政経営の効率化や PDCA サイクルの確立、行政サービスの向上、行政職員の育成、他自治体との広域連携を図るなど、効率的・効果的な行財政運営を推進していきます。

そのため、安定した行財政経営や行政サービス向上に向けた職員研修・育成や、広域的な行政連携など、行財政運営の改善に向けた取組を実施していきます。

### 施策のキーワード

行政サービス／行政経営／職員育成／広域連携・国際連携

## 2 施策体系

将来像

基本理念

基本目標

ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門

若者の定着

### 基本目標 1

生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

産業・雇用の  
活性化

### 基本目標 2

安全で安心して住めるまち

ひと

### 基本目標 3

自然と共生し、快適なまち

### 基本目標 4

地場産業が活躍する、活力あるまち

やさしさ

### 基本目標 5

歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

### 基本目標 6

支えあい、地域を担う協働のまち

健幸

### 基本目標 7

効率的で効果的な行財政運営

## 基本計画

基本方針 1 健康づくりの推進  
 基本方針 2 高齢者福祉の充実  
 基本方針 3 障害者福祉の充実  
 基本方針 4 児童福祉の充実  
 基本方針 5 地域福祉の充実

基本方針 1 防災体制の強化  
 基本方針 2 交通安全・防犯対策の強化

基本方針 1 循環型社会の形成  
 基本方針 2 景観の形成・景観づくりの推進  
 基本方針 3 住環境の整備  
 基本方針 4 都市機能の充実  
 基本方針 5 地域公共交通の再構築

基本方針 1 産業・雇用の振興  
 基本方針 2 経済効果を実感できる観光振興

基本方針 1 学校教育・就学前教育の充実  
 基本方針 2 地域と連携した生涯学習の推進  
 基本方針 3 地域の歴史・文化の継承と振興

基本方針 1 地域で担うまちづくりの推進  
 基本方針 2 まちづくり参加の促進

基本方針 1 連携による行政サービスの強化  
 基本方針 2 健全な行財政運営の推進

## 重点施策

やさしさ + サイクル  
 やさしさいくる

①  
 さんぎょう  
 ・  
 こよう

②  
 ひとづくり

③  
 いじゅう  
 ・  
 ていじゅう



# 基本計画

# 第1章 重点施策

## 1 背景と位置づけ .....

前期基本計画では、「第2次長門市総合計画」に掲げている将来像の実現に向け、本市のまちづくりを牽引し、より効果的に推進していくための取組が求められます。

そのため、前期基本計画で位置づけた具体的な基本施策を束ね、まちづくりの実現性と推進力を一層高める「重点施策」を設定することとします。

## 2 重点施策の概念 .....

本市は、「ひと」と「やさしさ」のつながりによる「健幸」のもと、「若者の定着」と、それに伴う「産業の活性化」を中心に、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」の実現に向けた取組を推進していきます。

これを推進していくために、「さんぎょう・こよう」、「ひとづくり」、「いじゅう・ていじゅう」の3点について、市民が、金子みすゞの詩にある「やさしさ」の精神を持って「こだま」させていくことで、本市を活性化させていきます。

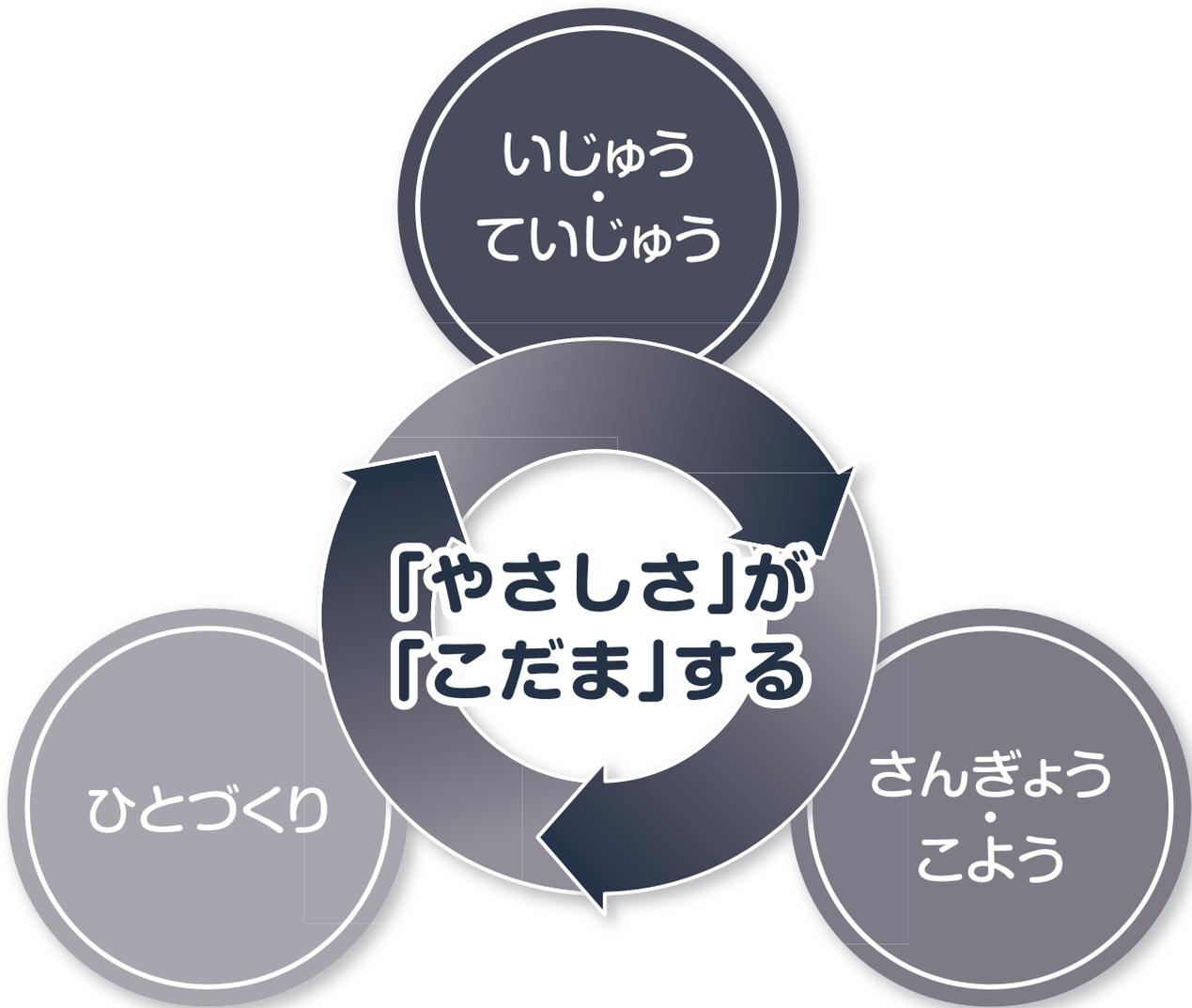
- まず地域の産業や資源を市民・市内事業者が育み、「さんぎょう・こよう」の振興・活性化を図ります。これが産業に「こだま」し、新たな雇用や交流人口をいつでも受け入れる、「やさしさ」の土壌をつくります。
- 次に、そうして高めた地域の魅力的な資源を活かし、市民が「やさしさ」の精神を受け継ぐ「ひとづくり」へ「こだま」させます。
- そうして育った「ひと」が、地域づくりや情報発信を行い、移住者を「やさしさ」をもって受け入れる「いじゅう・ていじゅう」の環境整備に「こだま」します。こうして本市に愛着を持った移住者や若者が、本市の産業を担う人材となります。

このような「やさしさ」が「こだま」し、「サイクル」していく『やさしさいくる』により、「ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門」に向けたまちづくりを推進していきます。

## 重点施策の概念図

## 重点施策

やさしさ + サイクル  
『やさしさいくる』



### 3 重点施策の全体概要

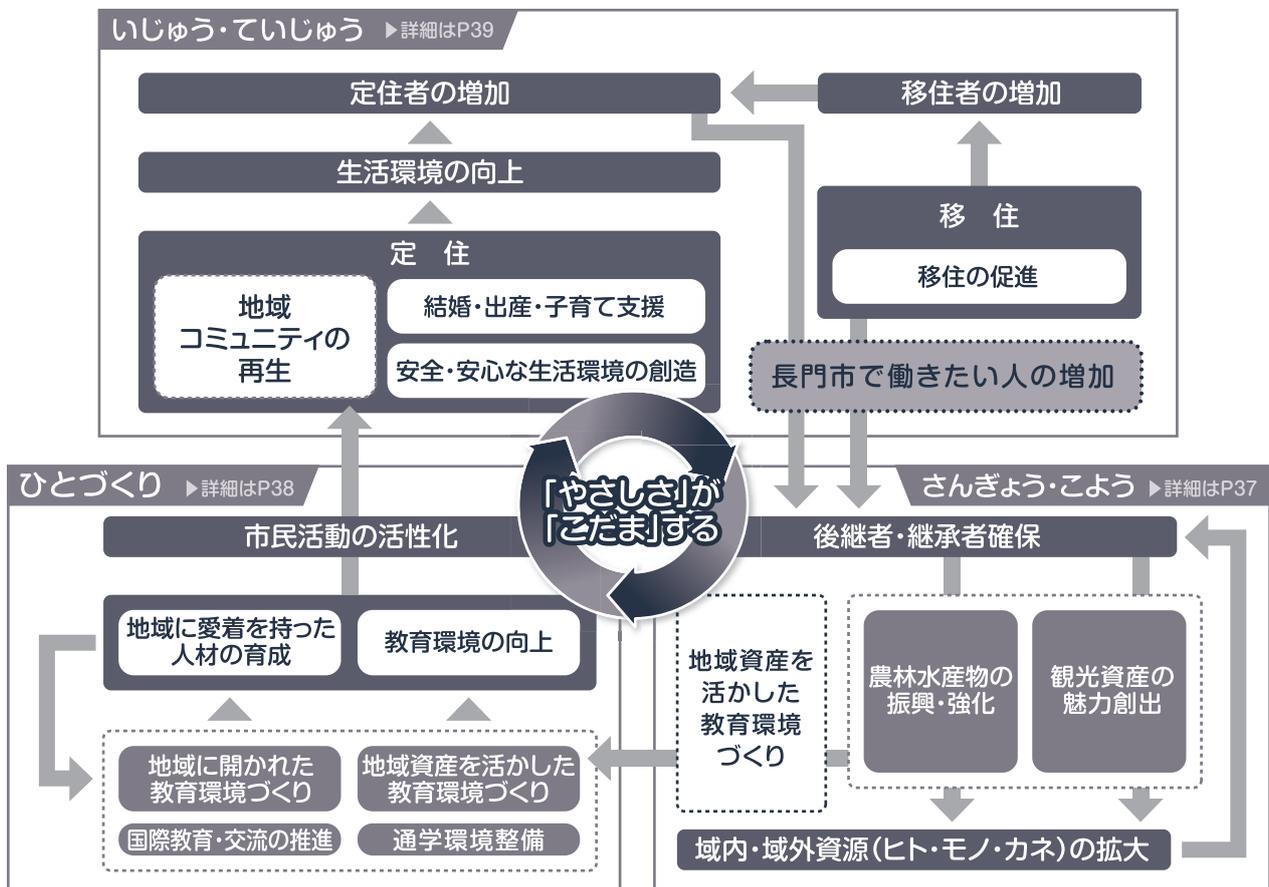
長門市の重点施策『やさしさいくる』は、「さんぎょう・こよう」、「ひとづくり」、「いじゅう・ていじゅう」の三つの施策が循環する形で構成されています。

「さんぎょう・こよう」では、第1次産業から第3次産業までの推進を図り、域内・域外資源（ヒト・モノ・カネ）の市内循環を図ります。これにより、就業者の所得向上を図ることで地場産業の魅力向上や後継者等の確保につながっていきます。また、地場産業の振興や地域のブランド化の取組は、地域の魅力創出につながります。この魅力的な地域の資産を活用した教育環境づくりにより、人材の育成を行っていきます。

「ひとづくり」では、地域資源や地場産業を活かした教育を推進することで、地域に愛着を持った人材を育てていきます。これにより、育った人材が地域で活躍していくことで、さらなる郷土教育の醸成と地域の生活環境やコミュニティ力を向上させていきます。また、国際化に対応できる人材育成のための機会提供を進めていきます。

「いじゅう・ていじゅう」では、移住に向けた情報発信や支援を行う「移住」と、地域で活躍する人材を中心に、生活環境の向上を目指す「定住」による2つの主要な取組から形成されています。これらにより、移住者の受け入れから定住・定着支援を推進し、本市で働いていく「ひと」の増加を図ります。

#### 重点施策の取組フロー図



## 4 重点施策の各取組内容

### ① さんぎょう・こよう

#### ■内容・狙い

長門市では、第1次産業をはじめとし、各産業の後継者不足が深刻な問題となっています。

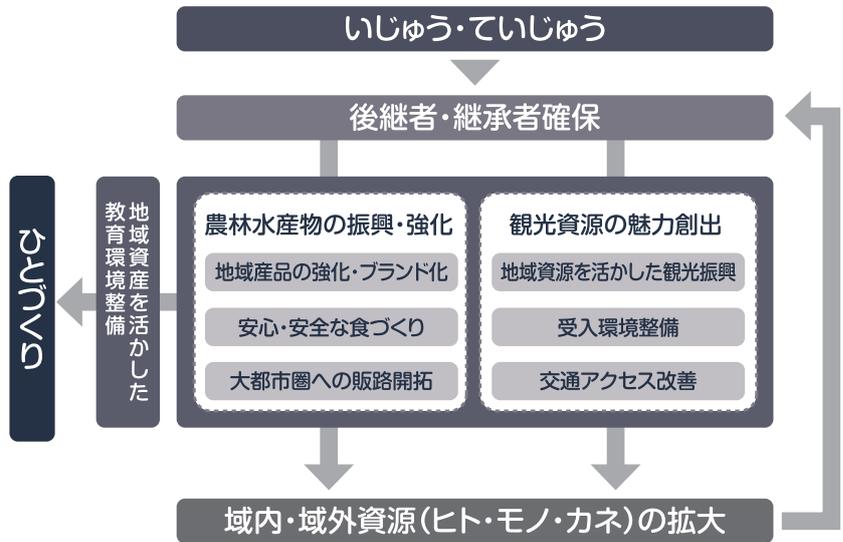
このまま産業の担い手が不足すると、地域の地場産業が衰退し、産業規模の縮小や、廃業などにつながる懸念があります。

また、若年層を対象にした市民アンケート結果では「やりたい仕事がない」との回答が6割を超えており、若者の働ける場所づくりが課題であることが明らかとなりました。

このことから、第1次産業から第3次産業までの推進を図り、域内・域外資源（ヒト・モノ・カネ）を獲得し市内循環を図ります。また、これらの産業振興による後継者の発掘・育成を図ります。

具体的には、1つ目に『農林水産物の振興』として、地域資源のブランド化、安心・安全な食づくり、大都市圏への販路開拓を行います。2つ目に『観光資源の魅力創出』として、地域資源を活かした観光振興、受入環境整備、交通アクセスの改善等を行い、域内・域外資源（ヒト・モノ・カネ）の拡大を図ります。また、これらの取組により、産業や観光資源の魅力を高め、『後継者・継承者確保』を図ります。

さらに、これらによって高めた産業や地域資源の魅力を、本市の人材育成に活かしていきます。



#### ■位置づける主な施策

項目	施策内容	頁
農林水産物の振興・強化	地域資産の活用による高付加価値型商品・サービスの開発	115
	安心・安全な食づくりの推進	115
	大都市圏への販路開拓	117
観光資源の魅力創出	市民の力を観光につなげる着地型観光の推進	121
	エリアごとの特色あるまちなみ整備	123
	周遊観光の仕組みづくり	123
	宿泊につながる観光客誘致	123
後継者・継承者確保	後継者・承継者の確保及び新規就業の創出	115

## ② ひとつづくり

### ■内容・狙い

長門市の人口動態の状況では、10代後半から20代前半にかけての高校や大学等を卒業する年代の若者が、都市圏へ大幅に流出している実態があります。

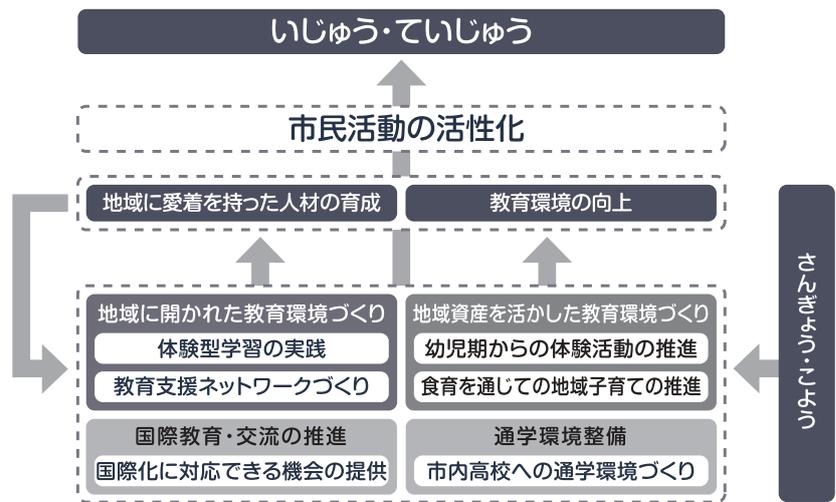
これらの若者が、今後、長門市を活性化するためのまちづくりを牽引し、産業を活性化させていくキーマンとなるため、将来を担う上での貴重な人材であると考えています。

このことから、長門市の若者の流

出を防ぐ、あるいは、若者に戻ってきてもらうために、地域に愛着を持った人材を育てる環境を整備していきます。

具体的には、『地域資源を活かした教育環境づくり』として、保育園や学校において、地域の産業や資源を活用した交流・体験教育や食育を行います。また、『地域に開かれた教育環境づくり』として、体験型教育の実施や、地域全体で教育を行っていくための教育支援ネットワークづくりを行うとともに、子どもたちに世界を知り、夢を抱かせる機会の提供として『国際教育・交流の推進』を進めます。さらに、『通学環境整備』として公共交通を確保するなど、教育環境づくりを進め、地域に愛着を持った人材育成を行っていきます。

これらの4つの取組により、市民活動の活性化による生活環境の向上を図り、移住・定住支援の取組につなげていきます。



### ■位置づける主な施策

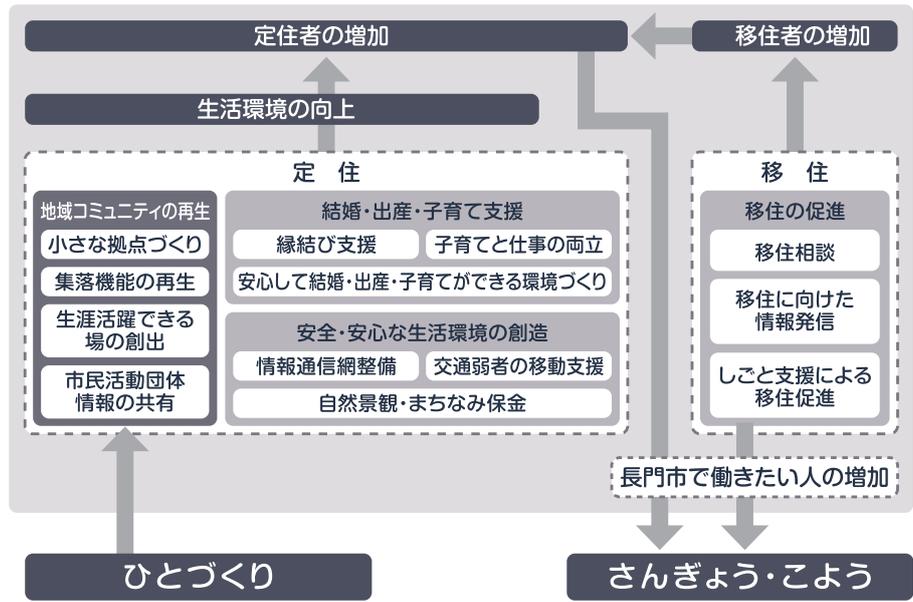
項目	施策内容	頁
地域資源を活かした教育環境づくり	地産地消の推進	117
	就学前教育の充実	127
地域に開かれた教育環境づくり	地域の児童育成機能の充実	63
	家庭教育の推進	137
	子どもの居場所づくり	137
	地域協育ネットの確立	137
国際教育・交流の推進	国際化に対応できる機会の提供	129
通学環境整備	生活バス路線の確保	105

### ③ いじゅう・ていじゅう

#### ■内容・狙い

長門市では、人口減少と、それに伴う少子高齢化が進行しています。このままでは、商業、産業の衰退や生産年齢人口の負担増などにより行政サービスの維持や財政運営が困難になることが懸念されます。

これらの状況を踏まえ、移住に向けた情報発信や支援を行う「移住」と、生活環境の向上を目指す「定住」の2つの主要な取組を推進



することにより、若者の定住を促進し、人口増加を目指していきます。

具体的には、「移住」の取組として、移住相談や移住に向けた情報発信、しごと支援など『移住の促進』により移住者の増加を図ります。「定住」の取組では、『結婚・出産・子育て支援』としての縁結び支援や子育てと仕事の両立支援など、安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくります。また、『安全・安心な生活環境の創造』としての情報通信網整備や交通弱者の移動支援、自然景観・まちなみ保全を進めます。さらに、『地域コミュニティの再生』としての小さな拠点づくりや集落機能再生、生涯活躍できる場の創出に加え、市民活動団体情報の共有を図ることにより、生活環境を向上させていきます。

この「移住」と「定住」の促進により、人口の社会減の抑制と定着を図り、産業・雇用の活性化につなげます。

#### ■位置づける主な施策

項目		施策内容	頁
移住	移住の促進	後継者・承継者の確保及び新規就業の創出【再掲】	115
		UJIターン希望者への支援・受入体制の構築	153
定住	結婚・出産・子育て支援	母子保健の充実	47
		子育て負担の軽減	61
		地域の児童育成機能の充実【再掲】	63
		縁結び対策	153
	安全・安心な生活環境の創造	棚田や海などの自然景観の保全	81
		生活バス路線の確保【再掲】	105
	地域コミュニティの再生	「小さな拠点」の整備促進	151
		UJIターン希望者への支援・受入体制の構築【再掲】	153
NPO等の市民活動団体の育成		157	
市民活動団体の活動強化と拠点の整備		157	

# 第2章 基本計画

## 基本計画各ページの見方

### ●基本方針と施策

基本構想の将来像や基本目標を実現するため、施策の基本的な方針と具体的な施策に分類しています。

### 基本方針1 地域で担うまちづくりの推進

## 施策3 定住環境づくりの推進

### 現状と課題

### ●現状

長門市の、これまでの取組と成果を、現状として示しています。

### ■これまでの取組と現状

本市では、高校を卒業した若者が進学や就職により都市圏に多く転出しており、社会減の状況が続いています。さらに、進学により転出した人数に比べ、Uターン就職者数が少なく、若年層の人口流出が顕著となっています。一方で、地域によってはIターン者がみられることから、それぞれの地区における受入体制や住環境づくりが必要となっています。

このような現状のなかで、空き家バンク活用制度の利用登録者は平成27年度末で71人、登録空き家は29件で、移住実績は4件12人（平成27年度）となっており、若干の効果がみられ始めています。地域おこし協力隊については、5地域6人を配置しており、地域の活性化を推進するとともに、情報発信を行っています。

また、独身者に出会いの機会を提供し婚姻を促進するために、縁結び大使による結婚支援活動や、縁結びイベントに対する助成を行い、人口定着に加え少子化対策に向けた取組を行っています。

### ■課題

### ●課題

長門市の現状を把握し、これまでの取組と成果から、今後の課題を示しています。

市による従来の周知広報型の移住施策では限界があるため、住民主導による移住施策を検討する必要があります。

移住後の支援については、定住支援員を活用し、移住後ケアを行うことも重要です。

また、空き家情報を見やすくするためのホームページのリニューアルや、利用が低調であるお試し暮らし施設の活用促進が求められます。

縁結び事業については、縁結び大使の活動のさらなる活発化と、縁結びイベントの普及により、独身者の出会いの機会を増やすことが必要です。

### 今後の取組の方向性

U/Iターンの促進に向け、移住・定住施策の充実とお試し暮らし施設の活用に加え、働く場の確保や子育て支援策の充実、縁結び事業の活発化など、これらの施策の総合的な情報発信を行います。

また、地域おこし協力隊を地域に配置し、地域コミュニティや地域団体等との連携による移住・定住の促進を図ります。

### ●方向性

現状と課題を踏まえ、今後の取組の方向性を示しています。



▲移住・定住フェア

序論

基本構想

基本計画

基本目標6

支えあい、地域を担う協働のまち

序論

基本構想

基本計画

● 施策内容

現状と課題、今後の取組の方向性に基づき、基本的な施策の方向を示しています。

● 具体的な施策

施策内容に基づき、施策を実現するための主な取組を掲げています。

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p>(1)UJIターン希望者への支援・受入体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■UJIターン希望者のニーズに合った情報を収集し、効果的な情報発信に努めます。</li> <li>■空き家バンク登録数を増やし、移住者の選択肢を広げるとともに、定住支援員による相談体制を構築します。</li> <li>■定住のための各種制度による支援を行うとともに、各種コミュニティの形成支援により地域の受入体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報発信の実施(ホームページ、都市部の移住フェア出展)</li> <li>○空き家バンク制度の活用による移住者の確保</li> <li>○各種補助金制度による移住者への支援</li> <li>○定住支援員によるきめ細かな移住相談</li> </ul>
<p>(2)地域おこし協力隊の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域おこし協力隊による、地域の情報を発信します。</li> <li>■UJIターン希望者に対して、移住者目線での相談に応じられるよう体制を構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域おこし協力隊の配置【再掲】</li> </ul>
<p>(3)縁結び対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■縁結びイベントの開催を促進し、出会いの場を提供することで、人口定着と少子化対策を推進します。</li> <li>■縁結び大使による結婚支援活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間による縁結びイベント開催の促進と開催費への助成</li> <li>○縁結び大使による婚姻の促進</li> </ul>

序論

基本構想

基本計画

基本目標6

支えあい、地域を担う協働のまち

目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
UJIターン希望者の相談件数	UJIターンに関する相談を受けた件数	158件	200件	300件	企画政策課
空き家バンク制度を利用した移住者数	空き家バンク制度を利用した移住者数	12人	20人	20人	企画政策課
空き家バンクの空き家登録件数	ホームページに掲載している空き家情報件数	29件	40件	50件	企画政策課

● 目標指標

施策の達成度を確認するための目安として、具体的な数値目標を設定します。



# 基本目標

# 1

## 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち

---

基本方針 1 健康づくりの推進

基本方針 2 高齢者福祉の充実

基本方針 3 障害者福祉の充実

基本方針 4 児童福祉の充実

基本方針 5 地域福祉の充実

施策1

# 自主的な健康づくりの推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、第2次長門市健康増進計画（平成24年度策定）に基づき「すべての市民が生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らせるよう、健康寿命を延伸し生活の質の向上」を目指しており、学校や地域・職域と連携し若い世代からの自主的な健康づくりを推進しています。

その成果として、健康づくりの意識は向上しており、市民アンケートにおいても重要度が高い状況にあります。また、食育の推進により、成人の野菜の摂取、バランスの整った食生活を心がける等の意識は改善傾向にあります。

### ■課題

健康への知識はあるものの青壮年期の健康づくりへの取組の意識が依然として低く、年代やライフスタイルに応じた食生活の改善に加え、身体活動や運動のきっかけづくり、取り組みやすい環境づくりが必要です。

また、高齢人口の拡大による認知症予防が課題となっており、この認知症予防においても生活習慣病予防や運動習慣の定着が重要であるため、若い世代からの健康づくりの啓発、環境づくりを地域、職域と連携して取り組んで行くことが求められます。

## 今後の取組の方向性

市民が生涯健康で暮らすことができる社会の実現のため、市民協働での取組を推進します。そのためには、若い世代から健康に関心を持ち、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう啓発活動を行うとともに、市民の健康づくりを支援する環境の充実を図ります。



▲長門健康づくりのつどい  
(ノルディックウォーキングの様子)

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)健康づくり意識の高揚</b> ■市民が主体的な健康づくりに取り組むための情報発信や地域における自主的な取組を支援します。 ■生涯健康に過ごすため、生活習慣病や認知症予防に向けた健康づくり・介護予防を推進します。	○健康に対する正しい知識の普及・啓発 ○健康づくりを実践に結びつける仕組みづくりやイベントの開催 ○食生活・運動等生活習慣改善への取組推進
<b>(2)健康スポーツの推進</b> ■地域におけるウォーキングやニュースポーツと各種教室における筋力トレーニングや水中ウォーキング、健康体操など、自分にあった運動習慣の定着を推進します。	○ウォーキングの推進 ○ニュースポーツの推進 ○各種スポーツ教室の開催 ○健康体操の普及
<b>(3)健康づくりの環境整備</b> ■市民一人ひとりが主体的に実践できる健康づくりの環境整備に、地域や学校、職域、行政等が連携して取り組みます。 ■ライフステージに応じた運動やスポーツに取り組めるよう支援します。 ■地域における健康づくり活動の推進に向け、グループ活動や組織の育成を支援します。	○地域・職域・関係団体等連携による、健康づくりの推進 ○身近な施設での運動教室、スポーツイベントの開催 ○地域における健康づくり活動の支援
<b>(4)食育の推進</b> ■長門食育推進計画に沿って、食生活改善推進協議会や食育関係団体と連携して、食の重要性の啓発や生涯を通じた正しい食習慣を確立し、市民の健康づくりを推進します。	○バランスの良い食習慣の定着による健康づくりの推進 ○食生活改善に向けた地区組織活動の推進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
健康づくり推進に関する満足度	市民アンケートで、健康づくりの推進に満足とした割合	30.9%	40.0%	50.0%	健康増進課

## 施策2 保健の充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、保健センターを中心に各種健康診査等の保健事業を実施し、市民の健康づくりと疾病予防対策に取り組んでいます。近年、特に高血圧や糖尿病などの生活習慣病が増加しており、特定健康診査等による早期発見、生活習慣の改善等による疾病予防対策に努めています。

これらの取組により、特定健康診査等の受診率は増加してきており、健診後の保健指導の実施による生活習慣の改善等予防の効果が表れています。

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
H23	8,354	1,322	15.8
H24	8,221	1,665	20.3
H25	8,063	1,737	21.5
H26	7,917	1,760	22.2
H27	7,668	1,938	25.3

▲特定健診受診率（保険課）

#### ■課題

特定健康診査、がん検診の受診率は第2次長門市健康増進計画などの目標値に比べ低く、増加する生活習慣病の予防対策を広く普及する必要があります。さらに、増加する生活習慣病の合併症を防ぐための重症化予防の取組が必要です。

近年、少子化・核家族化により様々な不安を抱える妊婦が増加しており、一人ひとりに寄り添った支援体制が必要となっています。また、ストレス社会と言われるなか、心身ともに健やかに過ごせるための支援の充実が必要となります。

#### 今後の取組の方向性

住み慣れた場所で、生涯暮らし続けられる地域社会を目指し、市民一人ひとりが健康で生き生きと過ごす事ができるよう、各ライフステージに応じた保健サービスの充実を図ります。



▲パパママ入門教室

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1) 母子保健の充実</b></p> <p>■ 妊婦・乳幼児の健康診査や妊婦学級、育児学級等により、安心して出産・子育てを行う環境づくりと交流の場の充実や相談・指導の充実を図ります。</p> <p>■ 産前・産後サポートステーションを拠点に、産前産後の支援を充実させ、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行います。</p>	<p>○ 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の実施</p> <p>○ 妊婦学級・育児学級の充実</p> <p>○ マタニティケア事業、産前産後ケアヘルパー派遣事業の実施</p> <p>○ 産前・産後サポートステーション設置による相談体制の充実</p>
<p><b>(2) 成人保健の充実</b></p> <p>■ 健康診査体制の充実を図るとともに、成人の健康診査の受診を促進します。</p> <p>■ 生活習慣改善に向けた相談・指導を積極的にを行い、病気の発症や重症化の防止に努めます。</p>	<p>○ 健康診査の受診促進</p> <p>○ 生活習慣改善に向けた相談・指導の充実</p> <p>○ 長門市データヘルス計画の推進</p>
<p><b>(3) 精神保健の充実</b></p> <p>■ 生涯健康で心豊かに暮らすことができるよう、心の健康づくりの普及と支援体制づくりに努めます。</p>	<p>○ 市民講座等こころの健康づくりの啓発の推進</p> <p>○ こころの相談窓口の充実及び周知</p> <p>○ ゲートキーパーの養成等、地域で悩みを持つ人への支援体制の充実</p>
<p><b>(4) 歯科保健の充実</b></p> <p>■ 生涯を通じて健康を維持するため、乳幼児から高齢者まで、一貫した歯の健康づくりに取り組みます。</p>	<p>○ 歯科健康診査の実施</p> <p>○ 成人における歯科保健の意識高揚</p> <p>○ むし歯予防への啓発促進</p>
<p><b>(5) 感染症予防対策の充実</b></p> <p>■ 感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種の実施に併せて広報活動を行うことで、予防対策を推進します。</p> <p>■ 感染症の予防に関する知識の普及・啓発に努めます。</p>	<p>○ 予防接種の実施</p> <p>○ チラシや広報による予防接種等予防対策の推進</p>

## 目標指標

指 標	説 明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
特定健康診査受診率	特定健康診査受診者 /対象者	25.3%	60.0%	60.0%	保険課
がん検診受診率	がん検診受診者/対象者	胃がん 8.1%	40.0%	40.0%	健康増進課
		大腸がん 17.2%	40.0%	40.0%	
		肺がん 12.9%	40.0%	40.0%	
		子宮がん 18.3%	50.0%	50.0%	
		乳がん 18.6%	50.0%	50.0%	
3大生活習慣病による 死亡割合	3大生活習慣病による 死亡者/死亡者	50.4% (H26)	48.0%	45.0%	健康増進課
3歳児健康診断 受診率	3歳児健康診査受診者 /対象者	98.6%	100%	100%	健康増進課



▲産前産後サポートステーション(長門市保健センター内)

## 施策3 医療体制の充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、初期救急医療体制の充実を図る目的から、長門市応急診療所を設置し、二次救急を担う市内3つの救急告示病院との連携のもと、救急医療体制を確保しています。

これにより、軽症患者の受入体制を強化したことから、市民の利便性の向上が図られるとともに、二次救急医療の負担軽減につながっています。

また、高度な医療を担う三次救急医療については、医療機関との連携やドクターヘリ等の救急搬送体制により対応しています。



▲長門市応急診療所

#### ■課題

これからの医療需要に対応できる体制を確保するため、各団体及び関係機関の連携・協力のもと、長門市応急診療所の円滑な運営を継続していく必要があります。そのためには、市民への適切な医療受診の啓発をすることが重要です。

また、高齢化によりニーズの高まる在宅医療の推進に向けて、医療・介護連携の推進が必要です。さらに、少子化に伴う産科医、小児科医の不足が懸念されるため、これらの確保対策が必要です。

### 今後の取組の方向性

これからの医療体制の確保のため、初期救急医療の受け皿である長門市応急診療所の運営を継続し、二次救急医療機関の負担軽減を図っていきます。また、健康づくりや適切な医療受診への啓発と地域医療の現状等について、市民に向けた情報発信を行います。



▲ドクターヘリ

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 地域医療体制の確保</b> ■ 休日、夜間の診療体制の整備により、救急医療体制の確保を図ります。 ■ 少子高齢化に対応した医療体制の確保を図ります。	○ 初期救急、2次救急医療体制の確保 ○ 産科医療、小児救急医療等体制の確保 ○ 在宅医療の普及に伴う連携の推進
<b>(2) 地域医療啓発の推進</b> ■ 適切な医療受診や地域医療の現状などについて、市民への理解を促します。	○ 医療従事者確保の推進に関する普及、啓発 ○ 疾病予防、健康増進、時間内受診などの適切な医療受診の啓発
<b>(3) 高次医療との広域連携</b> ■ 高度な医療を担う医療機関との連携やドクターヘリによる救急搬送体制の整備を図ります。 ■ 山口県地域医療構想における長門医療圏の高度急性期医療への迅速な対応体制の整備について検討します。	○ 救急搬送体制の強化 ○ 高度急性期医療の体制整備に向けた検討・協議

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
病院群輪番制の1日あたりの受診者数	救急告示病院における休日の昼間夜間の1日あたりの受診者数	19.2人	18.0人	18.0人	健康増進課
地域医療対策に関する満足度	市民アンケートで、地域医療対策の充実に満足とした割合	21.4%	23.0%	25.0%	健康増進課

施策1

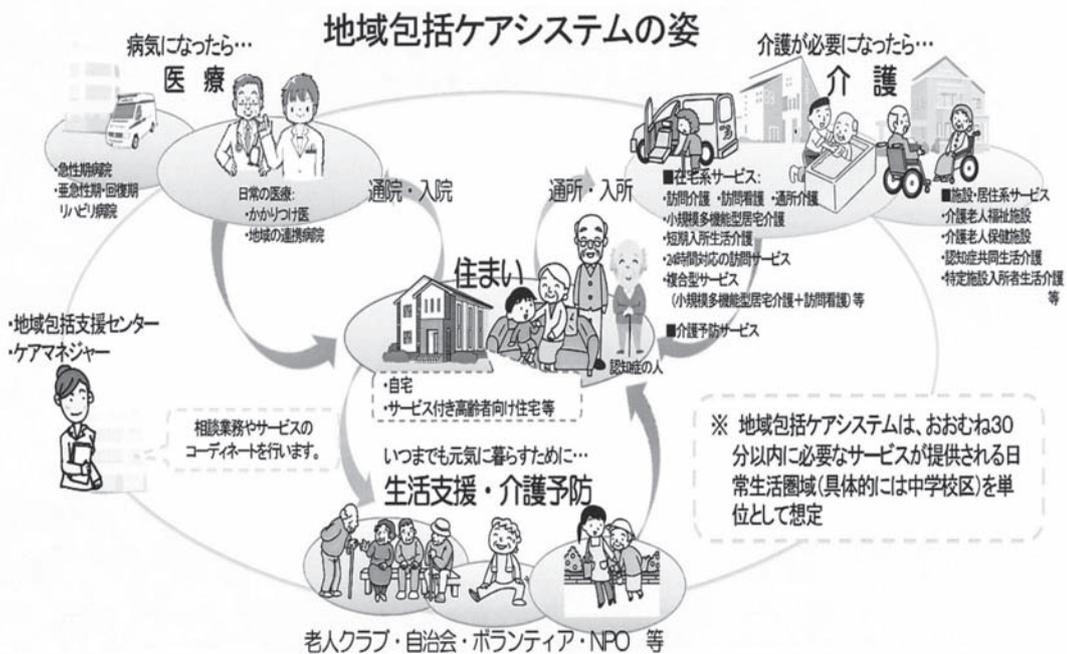
# 高齢者福祉サービスの充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、第6次長門市高齢者健康福祉計画（平成26年度策定）において、地域包括ケアの構築の実現と介護サービスの充実、市民一人ひとりの健康づくり、地域住民の協働による福祉の推進や地域づくりを進めることを目指しています。

この計画をもとに、認知症施策の推進、健康な地域づくりの推進、高齢者の虐待防止・権利擁護の推進などにより、高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備などの施策体系のもと、地域包括ケアの推進を図っています。



▲地域包括システムのイメージ

### ■課題

高齢化率の上昇と高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の心身の状態に応じた医療・介護体制の充実と、地域の互助を活かした生活支援サービスの体制整備を図っていくことが重要です。

また、介護保険制度をはじめとした各種制度の充実と、地域の互助を活かした生活支援体制整備などの地域づくりや、地域における高齢者の見守りなどの体制づくりが求められます。

### 今後の取組の方向性

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めます。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)地域支援サービスの充実</b></p> <p>■高齢者の生活を総合的に支援するための各種相談や権利擁護及びケアマネジメント事業を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防や生活支援を行います。</p> <p>■要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者を把握し、自立に向けた介護予防の普及啓発を行います。</p>	<p>○地域包括ケアシステムの構築</p> <p>○状態に応じた介護予防の普及啓発</p> <p>○地域づくりによる生活支援体制整備</p> <p>○成年後見制度の利用支援</p>
<p><b>(2)地域見守り体制の整備</b></p> <p>■地域と家族、関係機関とのネットワークを構築し、地域における見守り体制づくりに向けた啓発活動に努めます。</p> <p>■在宅の高齢者等に対して、家庭内における緊急事態等への迅速な対応体制を整備することで、地域における自立した生活を安心して営むことができるよう支援します。</p>	<p>○地域、家族、関係機関とのネットワークの構築</p> <p>○高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などの見守り体制の整備</p>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
高齢者施策の充実	市民アンケートで、高齢者施策の充実に満足とした割合	19.9%	21.0%	22.0%	福祉課 健康増進課
居宅サービス利用者の要介護者の割合	居宅サービスの利用者中、要介護者の構成比	80.8%	80.0%	79.0%	福祉課 健康増進課
地域見守り体制整備事業利用者数	地域見守り体制整備事業の緊急通報装置を利用している人数	208人	250人	280人	福祉課 健康増進課

施策2

# 高齢者の生きがいづくり

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、老人クラブ活動や高齢者の生きがいづくりの場を提供することで、高齢者の地域貢献、社会参加を促進しています。また、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の確保を支援するなど、高齢者の雇用・就業を促進しています。

これらの取組により、老人クラブ活動やシルバー人材センターによる就業活動から、健やかで自立した生活を送り、積極的な社会参加が図られています。

しかしながら、老人クラブでは、既存会員の高齢化により、脱退者が増加していることに加え、若年高齢者の新規加入人数が伸び悩み、老人クラブ会員数は年々減少しています。

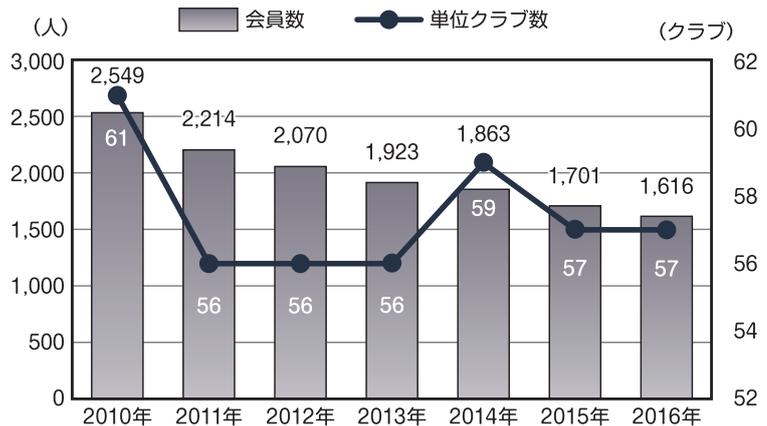
### ■課題

老人クラブ会員数の減少は、クラブ活動の停滞にもつながることから、新規加入を促進するため、若年高齢者が持つ知識や技能を活かすことのできる新たな活動への取組が必要です。

また、シルバー人材センターにおいても、定年延長や再雇用制度の整備による会員登録者数の伸び悩みや、既存会員の高齢化による退会により会員数が減少しています。就業機会は増加しつつあるものの持続的に確保することは困難であり、高齢者の社会参加を促進するために長年培った経験を活かし、やりがいのある就業の場の開拓が必要です。

### 今後の取組の方向性

老人クラブ連合会やシルバー人材センター、公民館等各機関と連携し活動内容の充実化を図り、多くの高齢者へ活動紹介や情報提供をすることで、高齢者の社会参加への機会増加を促進します。



▲老人クラブ会員数および単位クラブ数



▲老人クラブシニアスポーツ大会

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)社会活動・生きがいつくりの推進</b> ■高齢者の就業活動（シルバー人材センター）や地域活動、ボランティア活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの生きがいつくり活動を支援し、高齢者の社会参加を推進します。 ■高齢者が持つ知識や技能を、世代を超えた人々に伝承し、社会貢献・地域貢献を通じた高齢者の生涯学習を推進します。	○高齢者の就業機会の確保 ○地域における生涯学習・スポーツ活動の推進 ○生きがいつくり活動の推進 ○山口県、全国におけるスポーツ大会、美術展への参加促進
<b>(2)社会参加の啓発と情報提供</b> ■広報やホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、老人クラブ活動やボランティア活動などの紹介と情報提供を行い社会参加の普及啓発を行います。	○老人クラブ活動、ボランティア活動の情報提供 ○生きがいつくり活動等の普及啓発

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
老人クラブ会員数	老人クラブに加入している会員数	1,616人	1,650人	1,650人	福祉課
シルバー人材センター会員数	シルバー人材センターの会員数	474人	550人	550人	商工水産課

施策1

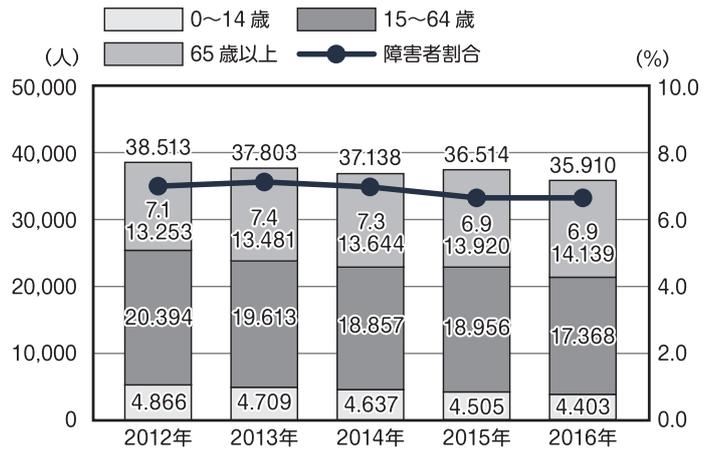
# 障害者福祉サービスの充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、第4期障害福祉計画（平成26年度策定）において、すべての人が協働し、支えあう地域社会の構築を目指し、サービス提供の基本的方針を定め、在宅福祉サービスの提供や施設利用支援を行っています。

この計画に基づき、すべてのサービス利用者の利用計画を作成することで、1人ひとりに適したケアマネジメントが実施され、自立した生活の支援や課題の解決、適切なサービス利用の推進を図っています。



▲人口構成と人口に対する障害者割合

### ■課題

介護者の高齢化に伴い、障害のある人の地域生活の維持支援に加え、介護者の負担軽減を図るための適切な支援を受けられる住居や日中活動の場を確保する必要があります。

また、障害児支援においては、介護者や保護者の不安と負担軽減のため、相談支援を強化し、福祉だけでなく教育・保育との連携を強化するなど、一貫した支援体制を構築する必要があります。

### 今後の取組の方向性

第4期障害福祉計画に基づき、地域社会において自立した日常生活を営むためのサービス量の確保やケアマネジメントによる適切なサービスの給付に努めるとともに、介護者の負担軽減に努めます。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)在宅福祉サービスの充実</b> ■障害のある人の在宅生活の継続と質の向上に重点を置き、各種サービスの充実を図ります。 ■福祉・教育・保育との連携を強化し、一貫した支援体制の構築に取り組みます。	○生活介護(通所)サービスの充実 ○居宅介護、重度訪問介護サービスの充実 ○日中活動系サービス、短期入所の充実 ○グループホーム等の整備支援 ○日中一時支援事業の充実 ○支援者研修の開催
<b>(2)介護者の負担軽減</b> ■相談支援事業を充実させ、介護に関する不安や悩みの解消に努めます。 ■日中活動系サービスや短期入所の充実を図り、介護者の負担軽減に努めます。 ■福祉・教育・保育との連携を強化し、保護者の不安・負担軽減に努めます。	○日中一時支援事業の充実【再掲】 ○相談支援の強化 ○日中活動系サービス、短期入所の充実【再掲】 ○支援者研修の開催【再掲】

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
サービス利用率	障害福祉サービスを利用している人の割合	17.5%	19.0%	20.5%	福祉課
日中活動系サービス利用率	日中活動系サービスを利用している人の割合	12.4%	14.7%	17.0%	福祉課

施策2

# 自立と社会参加の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、障害の有無に関わらず、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、障害への理解促進を図るとともに、障害者本人の特性に応じた就労機会の提供や合理的配慮を行うなど、障害者の自立と社会参加を支援するための施策を行っています。

これらの取組の一環として、医療から在宅生活への移行や社会参加をすするため、支援場所における生活基礎部分の獲得支援やコミュニケーション能力向上のための社会適応訓練を行う「独り立ち教室」を開催しています。

年度	企業数 (社)	萩・長門 管内雇用 障害者数 (人)	萩・長門 管内雇用 障害者数 (%)	県 雇用率 (%)	国 雇用率 (%)
H25	55	121.5	2.07	2.33	1.76
H26	44	124.5	2.18	2.46	1.82
H27	45	134.0	2.33	2.51	1.88

▲障害者雇用率の推移（各年度6月1日現在）

### ■課題

障害があっても安心して働ける社会環境にするためには、地域や企業、行政などが連携・協力して、雇用の促進、拡大を図るとともに職場への定着を図ることが大切です。

また、障害のある人が生きがいのある生活を送るためにも、参加しやすい機会の拡充がもたれられています。しかしながら、社会の様々な場面において、疎外感を感じることもあり、その解消を目指していくことが必要です。

### 今後の取組の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、自立と社会参加の促進と市民への啓発活動を推進します。



▲障害者就労施設の活動の様子

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)自立機会の拡大</b> ■障害のある人の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関との役割を明確化した支援体制を構築し、一般就労への移行や福祉就労における工賃向上の推進に努めます。 ■障害のある人の意思伝達や情報確保のため、手話通訳者等の派遣によるコミュニケーション支援や余暇活動・生きがい活動を支援します。	○一般就労支援、福祉就労支援 ○コミュニケーション支援 ○余暇活動、生きがい活動支援
<b>(2)福祉団体の育成</b> ■障害者団体が行う活動を支援し、障害者団体の育成を図ります。 ■障害のある人の社会参加を推進するため、福祉団体が行う活動を支援します。	○障害者団体への支援 ○福祉団体への支援
<b>(3)市民への啓発活動の推進</b> ■障害者プランに基づき、市民に対する正確な情報提供を行うとともに、障害のある人の自立と社会参加を促進するための施策を計画的に推進します。 ■学校や地域において障害や、障害のある人に対する正しい理解と認識の啓発に努め、心のバリアフリーを推進します。	○障害者プランの推進 ○障害に関する情報提供 ○心のバリアフリーの推進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
障害者雇用率 (民間事業所)	民間事業所において、 障害のある人が 就業している割合	2.3%	2.5%	2.7%	福祉課

施策1

# 保育サービスの充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年に長門市子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定）を策定し、この計画に沿って市内全保育園において延長保育を行うとともに、一時保育や保育サービスとして要望の多い休日保育事業を、公立保育園1箇所を実施するなどの事業を行ってきました。

また、子育て家庭への経済的支援を図るための保育料軽減にも取り組んできました。



▲保育園入所児童数の推移

### ■課題

公立保育施設9園のうち5園が非耐震化施設であり、老朽化が著しいことから保育環境の改善を行う必要があります。

また、女性の就業率が高く、出産後も働く女性が増加傾向にあることから、0歳児保育事業の充実を図る施策とともに、そのための保育の担い手の確保が喫緊の課題です。

### 今後の取組の方向性

長門市子ども・子育て支援事業計画のもと、「子どもの笑顔と成長は市民の宝」を合言葉に、安心して子育てできる環境をめざして、保育環境の整備や多様化する保育サービスの充実を図ります。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 保育機能の充実</b> ■多様化する保育ニーズに対応するため、乳幼児保育をはじめ、延長保育や休日保育、一時保育など、地域の実情に即した保育事業に努めます。 ■保育サービスの質を確保する観点から、保育士の専門性をより向上させ、質の高い保育を提供するため、各種研修の実施等に取り組みます。	○特別保育事業の充実 ○保育士確保対策の推進 ○保育園職員の研修
<b>(2) 児童福祉施設の充実</b> ■長門市公共施設等総合管理計画(平成27年度策定)に基づき、計画的な施設の更新や保育環境の改善に努めます。	○保育環境の充実
<b>(3) 子育て負担の軽減</b> ■医療費の負担軽減や多子世帯への保育料軽減などの経済的負担軽減策を実施することにより、安心して子育てができる環境を確保していきます。	○多子世帯保育料等の補助 ○こども医療費の助成
<b>(4) 効率的・効果的な保育園運営</b> ■長門市経営改革プラン(平成25年度策定)に基づき、公立保育園の民間への経営移譲等を推進していきます。	○公立保育園の民間への経営移譲等の推進

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
保育サービスに対する満足度	市民アンケートで、保育サービスの充実に満足とした割合	20.1%	25.0%	30.0%	子育て支援課
公立保育園の民間への経営移譲数	公立保育園の民間への経営移譲箇所数	—	1箇所	2箇所	子育て支援課

施策2

# 地域子育て支援の充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めています。

また、ファミリーサポートセンター事業の普及を図るため、利用助成金交付事業を実施するとともに、放課後児童クラブの利用時間の延長や対象児童年齢の拡大を実施しています。

さらに、病児・病後児保育事業の充実やファミリーサポートセンター事業の普及を

通して、不規則な保育ニーズへの対応に努めるとともに、すべての児童が健やかに育てられるよう、児童虐待の防止に向け発生予防から自立支援まで一連の対策に努めています。

### ■課題

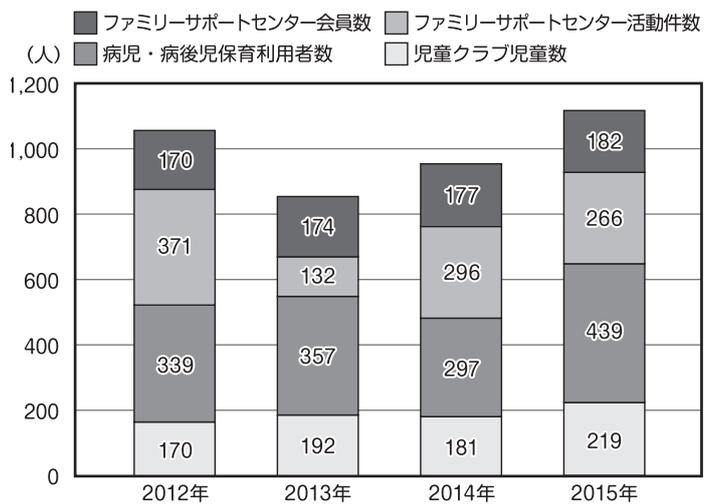
放課後児童クラブは、平成27年度から対象年齢を小学校6年生まで拡大したところですが、クラブの利用を希望するすべての児童が利用できる体制整備が求められています。

また、子育てをしながら就労している保護者の増加に伴い、企業に対して、働きながら子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が必要となってきます。

さらに、家庭や地域の子育て機能が低下する中で、児童虐待の相談内容は多様化しており、専門職の配置を含めた対応が求められています。

### 今後の取組の方向性

学校、家庭、地域、企業、行政が一体となって、すべての子どもが健やかに成長できる体制づくりを目指します。



▲子育て支援サービス利用者の推移



▲放課後子ども教室

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)地域の児童育成機能の充実</b></p> <p>■保育園、学校、地域子育て支援センター、産前産後サポートステーション等の様々な関係機関が連携しながら、子育てへの悩みに対応できる情報提供や相談・助言体制の充実に努めます。</p> <p>■放課後等における子どもの安全かつ安心な居場所の提供を目的とした放課後児童クラブや放課後子ども教室について、希望するすべての子どもが利用できる体制を整備していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援センターの充実</li> <li>○ファミリーサポートセンター事業の充実</li> <li>○病児・病後児保育事業の充実</li> <li>○放課後児童対策 (児童クラブ、放課後子ども教室)の充実・整備</li> <li>○ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進</li> </ul>
<p><b>(2)家庭における子育ての支援</b></p> <p>■児童相談所との連携を強化するとともに、相談体制の充実に努め、児童虐待防止対策に努めます。</p> <p>■食育の推進や育児学級への参加促進により、家庭における健全な子育て環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止対策の充実・関係機関との連携強化</li> <li>○家庭児童相談員の配置</li> <li>○児童手当の支給</li> <li>○食育の推進</li> <li>○障害のある子どもがいる家庭への支援</li> </ul>
<p><b>(3)ひとり親家庭等への支援</b></p> <p>■親自身の生活のなかで直面する諸問題の解決や精神的安定を図るため、総合的な自立支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談機能の充実 (母子父子自立支援員の配置)</li> <li>○子育て、生活支援の推進</li> <li>○就労支援の推進</li> <li>○経済的支援の充実(児童扶養手当の支給、ひとり親家庭の医療費助成)</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域子育て支援対策の充実に関する満足度	市民アンケートで、地域子育て支援対策の充実に満足とした割合	19.5%	25.0%	30.0%	子育て支援課

施策1

# 地域福祉サービスの充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、急速な少子高齢化や地域における住民同士のつながりが薄れるなか、第2次長門市地域福祉（活動）計画（平成23年度策定）に基づき、誰もが地域で安心して生活ができる仕組みづくりに取り組んでいます。

また、市内全域に地区社会福祉協議会を立ち上げ、地域福祉推進体制が整備されたことにより、俵山地区黄色い旗運動や仙崎地区徘徊模擬訓練等による地域見守りの重層化や認知症対策が図られており、災害時の要配慮者対策も進められています。

### ■課題

地域見守り活動や認知症の方への取組は地域により温度差があるため、全市的な取組に広げていく必要があります。また、災害時の要配慮者対策では、要配慮者の個別計画の作成が進んでないことへの対応が必要です。

これからの地域福祉では、地域社会からの孤立などを背景に複合的な課題を抱えたり、制度のはざまに落ち込んだり、生活に困窮している人々の自立を支援するための施策や地域における見守りの取組が求められます。

## 今後の取組の方向性

市民が住み慣れた地域のなかで、健康で生き生きと生活できる社会を実現するため、地域住民や関係機関、団体等との連携のもと多種多様なニーズに即した福祉サービスを提供するとともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の育成と支援により、地域で見守り、支え合う体制づくりに努めます。

また、公共施設等におけるバリアフリーの推進などを通して、すべての人が安全で快適に利用できる施設づくりを進めていきます。

さらに、災害時の要配慮者対策として、各地区における要配慮者の個別計画の作成を進めていきます。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1) 地域福祉推進体制の整備</b></p> <p>■ 地域課題に対して、市民や地域、事業所、行政の協働により、高齢者や障害者、児童等が、身近な地域で福祉サービスを手軽に利用できる仕組みを構築します。</p> <p>■ 長門市社会福祉協議会や各地区社会福祉協議会などの関係団体等と情報を共有し、地域福祉の実現に向けた連携体制づくりを促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民、地域、事業所、行政の協働による地域福祉の仕組みづくり</li> <li>○ 福祉に関する情報の共有化</li> <li>○ 地域見守りのネットワークの構築</li> <li>○ バリアフリーの推進</li> <li>○ 地域の福祉推進組織、福祉ボランティアの育成</li> </ul>
<p><b>(2) 地域福祉活動の支援</b></p> <p>■ 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う組織や人材の活動を支援し、地域福祉の普及に努めます。</p> <p>■ 将来の地域福祉を担う人材を育成するため、学校教育や生涯学習における福祉教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動支援</li> <li>○ 福祉教育の推進</li> </ul>



▲地域見守り黄色い旗運動（俵山地区）

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域福祉の充実に関する満足度	市民アンケートで、地域福祉の充実に満足とした割合	20.7%	25.0%	30.0%	福祉課

## 施策2 社会保障の充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、第6次長門市高齢者健康福祉計画（介護保険事業計画・老人福祉計画）（平成26年度策定）に基づいた健全な介護保険事業の運営や、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に基づいた市民の健康増進や医療費支援など、介護保険、医療保険に関する事業を推進してきました。

さらに、被保護世帯を含む低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を

図るための支援や広範な知識、周知、説明が常に求められる年金制度について、随時、日本年金機構との連携を図り、年金相談への案内や適切な窓口相談を行うなど、社会保障の充実・運用に取り組んできました。

#### ■課題

高齢化の進行により、医療費の増加や介護負担の増による介護離職、被保護世帯の固定化に加えて、就労先がないなど、様々な課題が発生しています。生活環境の整備のため、関係機関と連携し、将来を見据えた社会保障の適正な運用を図る必要があります。

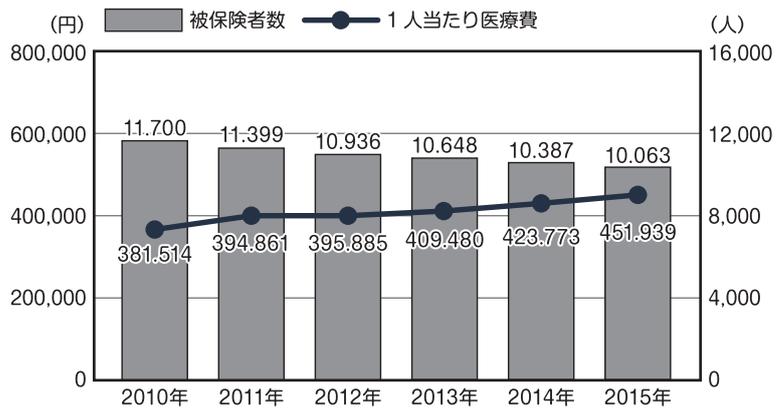
年金制度に関しては、出張年金相談の体制維持に加え、日本年金機構作成のパンフレット、研修ツール、窓口サポートツール等を活用した情報収集により、市民からの問い合わせ等に対応する必要があります。

#### 今後の取組の方向性

市民一人ひとりが安心して生活を送れるよう、各社会保障制度の適正な運用や地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。

また、低所得者の経済的自立や生活意欲の高揚を図るため、長門市社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、さらなる相談体制の整備や就労支援などを進めます。

年金制度では、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。



▲国民健康保険被保険者数及び医療費の推移

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)介護保険の充実</b> ■健全な介護保険財政により、適正な介護保険料の設定と介護サービスを提供します。 ■日常生活圏域のなかで自立した生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築に努めます。 ■介護者の高齢化や孤立化に対する支援体制を充実します。	○介護保険財政の健全運営 ○介護サービスの向上 ○地域包括ケアシステムの構築【再掲】 ○介護者の支援
<b>(2)医療保険の充実</b> ■医療保険制度に対する市民の理解を深め、平成30年度からの国民健康保険財政の県広域化により、一層の財政の安定化と健全な運営を図ります。 ■特定健診や特定保健指導、糖尿病予防事業等を推進し、被保険者の健康維持・増進に努めます。	○医療保険財政の広域化と健全化 ○医療保険制度の周知 ○特定健診等、保健事業の推進
<b>(3)生活保護による支援</b> ■生活保護法に基づき、被保護世帯に対して必要な支援を行います。 ■稼働年齢層の被保護者に対し、関係機関と連携して就労支援を行い、経済的自立を促進します。	○生活保護法に基づく扶助 ○被保護者就労支援事業
<b>(4)生活困窮者への自立支援</b> ■生活困窮世帯に対し必要な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。	○自立相談支援事業 ○就労準備支援事業 ○家計相談支援事業
<b>(5)国民年金の充実</b> ■安定した年金制度が維持できるよう、広報紙等により制度内容の正しい理解や資格取得時の口座振替の推奨、保険料の免除制度などの周知を図ります。	○国民年金の適正な運営の支援 ○国民年金制度(改正)の周知

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
低所得世帯に対する福祉サービスの充実に関する満足度	低所得世帯に対する福祉サービスの充実に満足とした割合	11.7%	20.0%	25.0%	福祉課
生活保護率	人口1千人あたりの生活保護率	7.60%	7.40%	7.20%	福祉課
生活困窮者自立支援事業支援件数	生活困窮者自立支援事業での支援件数	20件	30件	40件	福祉課



# 基本目標

# 2

## 安全で安心して住めるまち

---

基本方針 1 防災体制の強化

基本方針 2 交通安全・防犯対策の強化

施策1

# 自然災害防止対策の強化

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、防災基本計画及び災害対策基本法の改正に基づき、地域防災計画の見直しを行うとともに、防災・減災の対策として、情報伝達手段の多重化を図り、防災意識の高揚及び自主防災組織の育成を推進しています。

その成果として、災害情報等を迅速に提供するため、ほっちゃテレビのL字放送、音声告知端末機、防災メール、エリアメール、市ホームページ、FM アクア緊急割込放送及び広報車の巡回等に加え、防災行政無線施設（同報系）の整備により屋外の情報伝達手段を構築しました。

また、防災出前講座や防災リーダー養成講座の開催により、防災意識の高揚や自主防災組織の育成が推進され、地域防災力が向上しています。

### ■課題

地域により防災意識に温度差があり、実効性のある自主防災組織の組織率は未だ低い状況にあることから、災害時に迅速な支援を行うための、地域防災力の強化を図る取組がより必要となっています。

また、自然災害の増加に対して、自助・共助による防災意識の向上と、自主防災組織の活動の活性化が求められています。

さらに、災害時の避難支援対策として、災害発生時に配慮が必要な要配慮者の総合的な支援対策が必要です。

## 今後の取組の方向性

自然災害から市民の生命・身体・財産を守るため、自助・共助による防災意識の向上を目的として自主防災組織の育成を推進するとともに、防災リーダーを養成し、地域防災力の向上を図ります。

災害発生時に配慮が必要な要配慮者については、避難行動要支援者名簿を適正に管理し、関係者と連携した避難支援体制の構築を図ります。



▲山口県総合防災訓練（長門会場）

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)防災体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災組織の強化を図ります。</li> <li>■関係機関と連携し、災害時における応援・協力体制の確立を図ります。</li> <li>■武力攻撃事態やテロ等に備えます。</li> <li>■備蓄物資の計画的な整備を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災拠点の整備</li> <li>○庁内の防災体制の見直しと避難マニュアル等の策定</li> <li>○災害時における協定の充実</li> <li>○国民保護計画避難マニュアルの策定</li> <li>○土嚢ステーションの整備</li> </ul>
<p><b>(2)防災活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■自主防災組織及び防災リーダーの育成を支援し、地域住民の積極的な参加のもと、自主的な防災活動としての機能強化を図ります。</li> <li>■防災情報の迅速な提供、市民周知などに取り組み、市民、事業者への防災意識の高揚を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織の育成</li> <li>○自主的な防災活動の強化</li> <li>○防災情報の提供</li> <li>○防災教育の充実・強化</li> <li>○災害時における通信手段の確保</li> <li>○ハザードマップ等の普及啓発</li> <li>○避難行動要支援者名簿の管理</li> <li>○防災メールの登録推進</li> </ul>



▲防災セミナー

目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
自然災害対策に関する満足度	市民アンケートで、地震・台風などの災害対策の充実に満足とした割合	18.0%	22.0%	25.0%	防災危機管理課
防災訓練の実施率	防災訓練を実施した自治会数／全自治会数	23.4%	30.0%	35.0%	防災危機管理課

## 施策2 消防・救急体制の強化

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

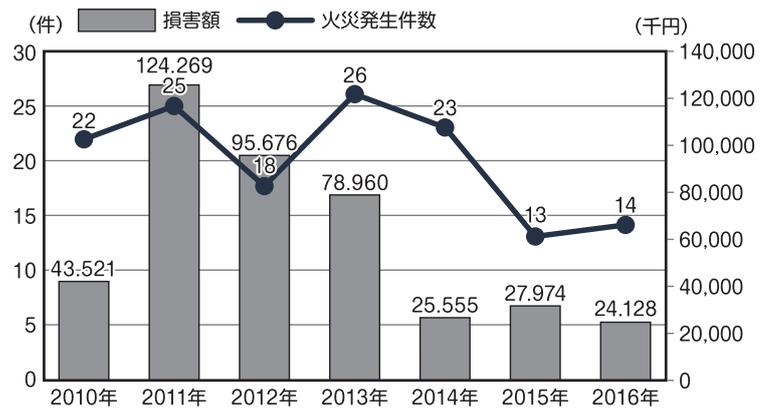
本市では、市民の安全・安心の確保と救命率向上のため、消防力の整備指針に基づく消防施設等の整備や、応急手当の普及啓発活動及び住宅用火災警報器の設置促進を行うとともに、災害時の迅速な対応等を行ってきました。

また、消防施設等の老朽化は消防体制の低下につながることから、消防本部庁舎の更新や、消防水利の整備を行ってきました。さらに、救命講習の開催や火災予防対策として防火講習会や住宅用火災警報器の普及に努めています。

#### ■課題

消防施設等の整備については、消防体制の維持・向上を図るため、消防資機材等整備計画に基づき更新・改修等を行っていく必要があります。

また、住宅用火災警報器の電池の寿命が約10年間であることから、今後は住宅用火災警報器の更新についても推進していく必要があります。



▲火災発生状況の推移

### 今後の取組の方向性

消防施設・設備の充実や消防団員の確保、火災予防対策の推進、救急体制の充実の3本柱を基本として、今後も継続して取り組んでいきます。



▲消防本部庁舎



▲高機能通信指令装置 (消防本部)

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 消防施設・設備の充実及び消防団員の確保</b> ■消防施設、設備の更新・整備を図るとともに、水利不便地域に対する消防施設の充実を推進します。 ■消防資機材の更新・整備に取り組みます。 ■「消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき消防団員の確保及び消防団資機材等の整備に取り組みます。	○消防庁舎の整備・改修(西署) ○消防資機材の整備 ○消防自動車・救急自動車の更新 ○防火水槽の整備 ○消防団機庫及び車両・資機材等の整備 ○消防団協力事業所の認定
<b>(2) 火災予防対策の推進</b> ■市民への防火意識の啓発を図り、住宅防火対策に取り組みます。 ■学校、保育園等の生徒、児童、幼児への防火教育を推進します。	○防火講習会の実施 ○住宅用火災警報器等の普及、更新 ○防火教育の推進
<b>(3) 救急体制の充実</b> ■市民や企業に対して、応急手当の普及啓発と施設におけるAED(自動体外式除細動器)の設置を促進し、応急救護体制を確立し、救命率の向上に取り組みます。 ■ドクターヘリ、医療機関との連携強化を図ります。	○応急手当講習会の実施 ○施設へのAED設置の促進 ○ドクターヘリ、医療機関との連携強化

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
救命講習受講率	普通Ⅰ、Ⅱ、上級救命講習受講者数/管内人口	41.5%	45.0%	50.0%	消防本部警防課
救命率(社会復帰)	社会復帰心肺停止傷病者/心肺停止傷病者	5.5%	6.5%	7.0%	消防本部警防課
消防水利の整備率	整備済の消防水利数/消防水利の基準数	43.5%	44.0%	45.0%	消防本部警防課

# 施策1 防犯体制の強化

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、防犯灯の設置・更新に加え、小学1年生への防犯ベルの配布等により犯罪の起こりにくい環境を整備し、犯罪を未然に防ぐ対策を行っています。

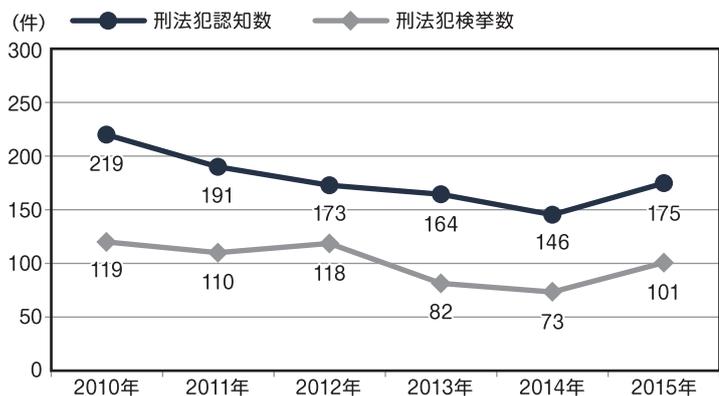
また、公園安全点検の実施により、地域主体の防犯活動を推進するとともに、防犯パトロールの実施により地域見守り体制の充実や防犯意識の高揚を図りました。

さらに、通学路等への防犯カメラの設置により、犯罪防止対策を進めています。

### ■課題

犯罪の低年齢化や巧妙化等により、市内における平成27年中の刑法犯罪の認知件数は175件で、前年と比較し29件増加しています。

また、高齢者世帯も増えていることから、犯罪が起こりにくい環境整備や犯罪を未然に防ぐ対策、関係機関と連携した防犯に関する啓発活動などの環境整備に加え、さらなる防犯意識の高揚が必要となっています。



▲刑法犯罪数の推移（山口県統計年鑑より）

## 今後の取組の方向性

地域主体の防犯活動と防犯パトロールの充実強化を図り、さらなる防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯灯の設置及び通学路等への防犯カメラの設置により犯罪件数の減少を目指します。



▲小学校での防犯教育



▲防犯パトロール

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)防犯意識の高揚</b> ■地域における犯罪防止のため、防犯ボランティア団体の育成や防犯パトロールの実施など、地域見守り体制の支援・充実を図ります。 ■関係機関との連携及び各種行事における防犯啓発活動や防犯情報の提供により、市民の防犯意識の高揚のための活動を推進します。	○防犯ボランティア団体の育成 ○自治会による防犯パトロール ○各種行事における防犯啓発活動 ○防犯情報の提供 ○関係機関・団体ネットワーク強化
<b>(2)防犯施設の充実</b> ■夜間の犯罪防止のため、防犯灯の設置支援と維持に努めます。省エネルギーの推進及び防犯灯の維持管理費用の軽減を図るため、既存の防犯灯のLEDへの更新を推進します。 ■犯罪を未然に防ぐため、子どもの防犯ベル保持を促進します。 ■通学路等における犯罪を防止し、または抑止するため、防犯カメラの設置を推進します。	○防犯灯の設置 ○防犯ベルの保持促進 ○防犯カメラの設置

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
防犯対策に関する満足度	市民アンケートで、防犯対策の充実に満足とした割合	17.2%	25.0%	30.0%	防災危機管理課
刑法犯罪認知件数 (人口10万人あたり)	年間刑法犯罪認知件数 /人口×10万	496件	480件	460件	防災危機管理課
防犯灯の設置数	防犯灯の設置総数	2,474本	2,520本	2,550本	防災危機管理課

## 施策2 交通安全対策の充実

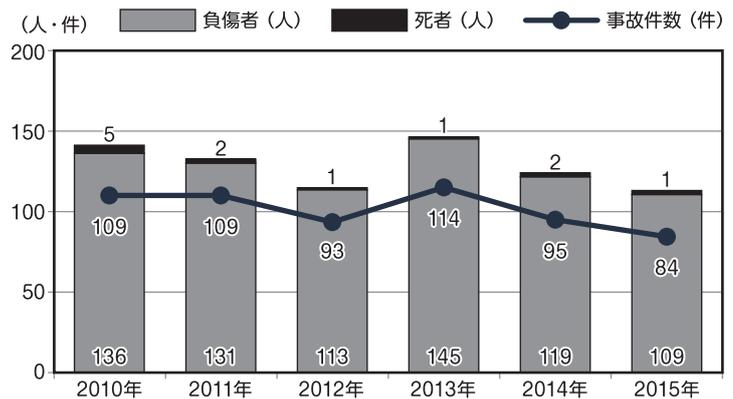
### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を継続して行っています。

また、国・県の交通安全運動期間中に交通安全街頭キャンペーンを実施し、交通安全の啓発活動を行っています。

これらの取組により、市内における事故発生件数と死傷者数は、減少傾向にあります。



▲交通事故の推移（山口県統計年鑑より）

#### ■課題

市内における事故発生件数と死傷者数は減少傾向にありますが、交通死亡事故はなくなっていないことから、今後も警察と連携して交通安全教育や交通ルール順守等の啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図る必要があります。

また、交通安全街頭キャンペーンを継続的に実施することにより交通事故の防止に取り組むとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の効果的な整備を推進していく必要があります。

### 今後の取組の方向性

市民が安心して日常生活を送ることができるまちにするため、市民と関係機関、行政が一体となって交通安全への取組を推進します。

さらに、市民の安全確保として、警察や道路管理者と連携して交通安全施設の効果的な整備を進めていきます。



▲秋の全国交通安全週間

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)交通安全施設の整備・拡充</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■継続してガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を整備することで、交通事故の防止に努めます。</li> <li>■定期的な道路パトロールを強化し、危険箇所の早期発見に努め、道路の適切な維持管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガードレールやカーブミラー等交通安全施設の整備・拡充</li> <li>○定期的なパトロールによる道路の管理</li> </ul>
<p><b>(2)交通安全教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■春・秋の街頭キャンペーンを継続的に実施するとともに、交通安全に関する啓発活動に取り組めます。</li> <li>■広報活動や学校教育を通じて、高齢者や子どもなどへの交通安全教育を推進します。</li> <li>■交通指導員による地域での交通安全指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街頭キャンペーンの実施と市民参加の促進</li> <li>○高齢者の交通安全意識の高揚</li> <li>○子どもに対する交通安全教育の推進</li> <li>○街頭指導の推進</li> <li>○運転卒業証制度の周知</li> <li>○反射材用品等の普及促進</li> </ul>



▲交通安全パレード

目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
交通安全対策に関する満足度	市民アンケートで、交通安全対策の充実に満足とした割合	25.1%	32.0%	40.0%	防災危機管理課
交通事故発生件数 (人口10万人あたり)	年間交通事故件数 /人口×10万	238件	230件	220件	防災危機管理課



# 基本目標

# 3

## 自然と共生し、快適なまち

---

基本方針 1 循環型社会の形成

基本方針 2 景観の形成・景観づくりの推進

基本方針 3 住環境の整備

基本方針 4 都市機能の充実

基本方針 5 地域公共交通の再構築

施策1

# 自然環境・景観の保全

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市は、北長門海岸国定公園内にある美しい海岸風景のほか、向津具半島の棚田、ゲンジボタルが生息する河川や緑豊かな山林などの豊富な自然環境を有しており、本市を特徴づける貴重な観光資源・景観資源にもなっています。

特に、向津具半島に広がる棚田は営農の存続によって守られてきた農村景観であり、地域全体が一体となって営農の存続に努めながら、自然景観の保全に取り組めるよう支援しています。

これらの自然環境を守るため、環境に配慮した有機農業等の推進や河川環境の整備、山林や農地の保全に取り組んでいます。

### ■課題

環境負荷の低減と安全・安心で環境と調和のとれた農業を推進するには、化学肥料や農薬を抑えた栽培が重要となりますが、収穫量の問題や栽培技術の習得などが課題となっています。

また、有機農業を推進する意義や利点について、生産者だけでなく消費者にも広く理解してもらい、社会全体で有機農業に取り組む気運を高めることも必要です。

一方で、過疎化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の協働活動によって支えられている農地や山林の多面的機能の発揮に支障が生じつつあるため、協働活動への支援が必要となっています。

さらに、近年の木材価格の低迷などから、荒廃した山林が増加しており、木材需要の拡大と鳥獣害対策の取組を強化していくことが必要になります。

## 今後の取組の方向性

自然環境の保全・清掃活動を継続するとともに、環境保全への意識啓発を図り、市民との協働による自然環境の保全・継承を推進します。



▲日本棚田百選の東後畑の棚田

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)山林の保全</b> ■本市の約75%を占め、美しい海岸・河川の源である山林の保育・管理を行っていくとともに、獣害対策に取り組めます。	○造林の保育・管理 ○獣害対策への取組
<b>(2)農地の保全</b> ■景観資源となる農地の保全とともに、農地の利用状況を把握し、遊休農地の解消に取り組む、田園環境の保全を図ります。	○遊休農地の利活用 ○農地パトロールの実施 ○日本型直接支払制度の推進
<b>(3)棚田や海などの自然景観の保全</b> ■国の制度等を利用し、棚田の保全に努めます。 ■NPO団体等の支援・育成を図りながら、遊休農地の復田や体験交流事業の活用により、景観保全を推進します。 ■青海島をはじめとする海岸部の自然景観については、自然研究路沿いの松の保全や海岸の清掃活動により、魅力ある自然景観を保全します。	○NPO団体等の支援・育成 ○遊休農地の実態把握と利活用 ○観光地の松くい虫防除の実施 ○「長門市海岸清掃の日」による一斉清掃の実施

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
棚田や森などの自然景観・環境の保全に関する満足度	市民アンケートで、棚田や森などの自然景観・環境の保全に満足とした割合	27.0%	30.0%	35.0%	農林課
遊休農地の解消率	遊休農地解消面積 / 耕作放棄地面積	8.4%	4.0%	4.0%	農林課
棚田の保全面積	保全されている棚田面積	335ha	300ha	300ha	農林課

## 施策2 環境衛生の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、平成 26 年 3 月に長門市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、ごみ排出量抑制とリサイクル率向上の計画目標達成を目指して取り組んでいます。さらに平成 27 年 4 月から萩・長門清掃工場「はなもゆ」が供用開始され、平成 27 年度には、し尿前処理施設が完成し環境衛生推進の基盤的施設が整備されました。

また、平成 29 年 4 月を始期とする第 8 期長門市分別収集計画を策定し、容器包装廃棄物の 3R 推進や廃棄物の減量を図ることとしています。

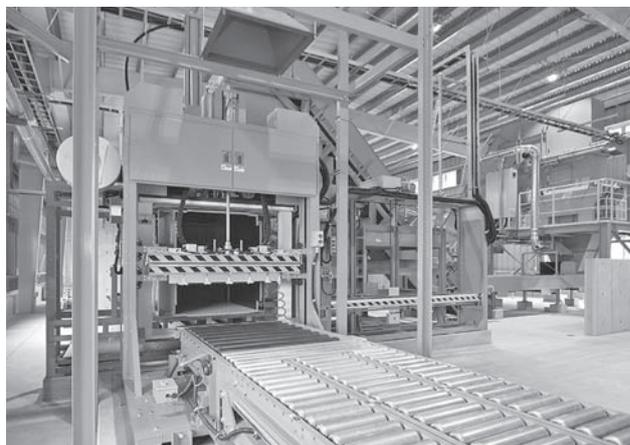
#### ■課題

ごみの減量と資源ごみの分別については、平成 28 年度に容器包装廃棄物の新リサイクルセンターを整備し、平成 29 年 4 月からの容器包装廃棄物新分別制度の導入に向けた市民への周知・啓発を行うとともに、現行のごみの排出・収集方法についても検証していく必要があります。

また、し尿前処理施設の運営については、合併前の昭和 55 年に設立した豊浦（菊川、豊田、豊浦、豊北）・大津（日置、油谷）郡の 6 町で構成する一部事務組合（現在は下関市と長門市で構成）の共同処理施設が平成 29 年 3 月末で廃止されることから、平成 29 年 4 月からの本格稼働に向けて円滑な移行への調整をする必要があります。

### 今後の取組の方向性

長門市一般廃棄物処理基本計画及び長門市分別収集計画に沿って、行政、市民、市内事業所、廃棄物関係事業者が連携・協力して、効果的・効率的なごみの収集体制の構築や排出量の抑制、リサイクル率の向上に加え、し尿を含む生活排水の適切で安定的な処理に引き続き取り組みます。



▲新リサイクルセンター工場内部

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)ごみの減量化・処理対策の充実</b> ■容器包装廃棄物の新分別制度を導入し、リサイクルを図ることで、焼却ごみ減量に取り組みます。 ■市民や事業所に向けて、新分別制度について周知と啓発を行います。 ■分別された資源ごみを効率的に処理します。 ■家庭用生ごみ処理機等の購入補助を継続し、焼却ごみの減量に取り組みます。	○新分別制度の実施 ○新分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布 ○新リサイクルセンターの整備 ○生ごみ処理機購入費補助制度の実施
<b>(2)生活排水・し尿処理対策の充実</b> ■新たなし尿前処理施設の整備により、適切で安定的なし尿処理を図ります。 ■合併処理浄化槽の設置や維持管理の補助により、生活排水の適切な処理を推進します。	○し尿前処理施設の運営 ○合併処理浄化槽設置補助制度の実施 ○合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施
<b>(3)環境美化の推進</b> ■ごみステーションの環境美化を支援します。 ■市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。 ■ポイ捨てや不法投棄、野焼きなどを防止する「ポイ捨て等防止条例」の周知と啓発を行います。	○ごみステーション設置補助制度の実施 ○清掃・環境美化活動への用具等の支援 ○「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」の実施

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
資源のリサイクル対策の充実に関する満足度	市民アンケートで、資源のリサイクル対策の充実に関する満足とした割合	25.0%	30.0%	35.0%	生活環境課
リサイクル率	一般廃棄物排出量のうち再資源化した量の率	28.8%	36.1%	35.3%	生活環境課
ごみ排出量	一般廃棄物の年間排出量	13,719 t/年	12,378 t/年	11,410 t/年	生活環境課

施策3

# 地球環境対策の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

環境については、従来からの地球温暖化問題や近年のPM2.5による大気汚染問題など様々な問題が生じており、地球や地域にやさしい持続可能な循環型社会を構築するため、さらなる省エネルギー対策や資源リサイクル、新エネルギー活用が求められています。

本市では、職場や家庭で取り組む省エネルギー対策や、資源ごみ分別の周知・啓発、さらに太陽光発電システム設置、電気自動車用急速充電器設置事業等により、市民の地球環境に対する理解を深め、地球温暖化の防止に努めています。

### ■課題

新エネルギーや省エネルギー等の推進による地球環境対策に係るアンケートでは、市民満足度が未だ低く、個別の事業や取組については理解が進んでいますが、市民や事業所等全体への広がりが不足しているため、より多くの市民に向けた周知・啓発が必要となっています。

また、PM2.5による大気汚染事案が県所管課から予報された場合の対応について、マニュアル等を策定する必要があります。

さらに、平成29年4月からの容器包装廃棄物新分別制度の実施について周知啓発する必要があります。

## 今後の取組の方向性

地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止のための様々な取組を引き続き進めていくとともに、市民や事業所に向けた周知啓発活動を推進します。



▲太陽光発電（消防本部庁舎）

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)省エネルギー対策の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市民や事業所に向けた省エネの取組について普及啓発を推進します。</li> <li>■長門市役所エコ・オフィス実践プランに沿って、市が実施する事務・事業全般の環境負荷低減を図ります。</li> <li>■防犯灯のLED化を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ストップ温暖化診断やクールチョイスの普及啓発の推進</li> <li>○ノーマイカー通勤、クールビズ等の「エコ・オフィス」実践プランの推進</li> <li>○緑のカーテンモニター事業の実施</li> <li>○防犯灯LED更新補助事業の実施</li> </ul>
<p><b>(2)新エネルギーの活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅や公共施設等の太陽光発電システム設置を推進します。</li> <li>■電気自動車用急速充電器の設置を推進します。</li> <li>■バイオマス、小水力、廃食用油等の再生可能エネルギーの活用可能性について研究します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用太陽光発電システム設置補助制度の実施</li> <li>○再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施</li> <li>○EV車用急速充電器設置事業の実施</li> <li>○再生可能エネルギーの活用研究</li> </ul>
<p><b>(3)資源のリサイクル対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■分別された資源ごみを効率的に処理します。 【再掲】</li> <li>■容器包装廃棄物の新分別制度を導入し、資源ごみのリサイクルを図ります。【再掲】</li> <li>■市民や事業所に向けて、新分別制度について周知と啓発を行います。【再掲】</li> <li>■資源ごみの収集効率と排出利便の向上について検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新リサイクルセンターの整備【再掲】</li> <li>○新分別制度の実施【再掲】</li> <li>○新分別制度に係る説明会の実施、チラシの配布【再掲】</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
新エネルギー、省エネルギーの推進に関する満足度	市民アンケートで、新エネルギー、省エネルギーの推進に満足とした割合	11.8%	15.0%	20.0%	生活環境課
CO <sup>2</sup> 削減量	市役所全体のエネルギー消費量をCO <sup>2</sup> に換算	3,892t -CO <sup>2</sup> (H23)	3,502t -CO <sup>2</sup>	3,327t -CO <sup>2</sup>	生活環境課
リサイクル率【再掲】	一般廃棄物排出量のうち再資源化した量の率	28.8%	36.1%	35.3%	生活環境課

施策1

# まちなみ景観の保全・創出

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市には、市の象徴となっている風景や資源が多数分布しており、今後観光地としての魅力を向上させるため、観光資源の周辺景観の維持や形成が必要となっています。

このことから、「長門市の景観」としての一体性を図るために、平成27年3月に策定した長門市都市計画マスタープランにおいて「良好な景観形成への取組」を重点施策に掲げ、景観形成に向けた取組を図ることとしました。

### ■課題

本市では、これまでも地域景観ワークショップ等を開催するなど、市民に対する景観の啓発に取り組んできましたが、まだ行政と市民との間で合意形成に至っていないことから、市民との協働による合意形成と景観計画の策定を進める必要があります。

## 今後の取組の方向性

今後、市内にある魅力ある景観を維持し、その魅力を向上させていくための課題を整理し、市民の意見を反映させながら、長門市景観計画の策定を行います。

湯本地区においては、長門湯本温泉観光まちづくり計画に沿った景観を形成するために、重点的な取組を進めていきます。

また、木造旅館が軒を連ね湯治場の原風景が残る俵山地区についても、希少な景観を後世に残せるよう検討していきます。



▲俵山温泉街

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 景観計画の策定</b> ■関係機関と連携し、景観形成・保全に向けた手法を調査・研究します。また、地元住民と調整を図りながら方針を決定し、景観計画を策定します。	○景観セミナーの開催 ○景観条例の制定 ○景観形成ガイドラインの作成

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
市道など地域の生活道路の整備に関する満足度	市民アンケートで、まちなみ、沿道景観の整備に満足とした割合	18.0%	25.0%	40.0%	都市建設課
重点地区の設定	重点地区を設定し、景観形成ガイドラインを作成した地区数	—	2地区	4地区	都市建設課

施策2

## 市民参加の環境・景観づくり

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、市民や事業所、学校などに参加を呼び掛けて、平成6年からクリーンウォーク、平成18年からビーチクリーン（海岸清掃の日）、平成22年から日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃に取り組み、自然環境の美化と景観の保全を図っています。

平成28年度の日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃では、県や民間団体と連携した取組により、市内外から約900人のボランティアの参加があり、回収したごみの量が約4トンに上りました。また、平成27年度の海岸清掃、クリーンウォーク、河川海岸愛護運動では、延べ約9,000人の市民が参加しました。

その他、環境教育として児童や生徒向けに、水辺の教室や海岸漂着ごみ実態調査などにも取り組んでいます。

#### ■課題

それぞれの活動に対する市民の参加は多く、回収するごみの量も多いものの、漂着ごみやポイ捨てごみの縮減につながっていない現状があることから、若年層への意識啓発などと併せ、息の長い地道な活動の継続が求められています。

### 今後の取組の方向性

市民、事業所、行政が一体となって、引き続き環境の美化や景観の保全に取り組んでいきます。



▲日韓海峡ビーチクリーン

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)景観・環境活動の推進</b> ■自然景観の保全や環境の美化を推進するため、全市的なキャンペーン事業を実施します。 ■市民や団体等のボランティアによる清掃や環境美化活動を支援します。【再掲】 ■市民の緑化活動を支援します。	○「長門市海岸清掃の日」や「クリーンウォーク」、「河川海岸愛護運動」の実施【一部再掲】 ○清掃・環境美化活動への用具等の支援【再掲】 ○緑のカーテンモニター事業の実施【再掲】
<b>(2)景観に対する意識の高揚</b> ■景観保全や環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。 ■環境教育を推進します。 ■市民の緑化活動を支援します。【再掲】	○児童の環境教育として水辺教室の開催 ○生徒の環境教育として海岸漂着ごみ実態調査の実施 ○緑のカーテンモニター事業の実施【再掲】

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
海岸清掃の日 参加者数	各地区開催の海岸 清掃の日の参加者総数	2,384人	2,700人	2,700人	生活環境課
クリーンウォークの 参加者数	クリーンウォークの 参加者人数	1,843人	2,200人	2,200人	生活環境課

施策1

# 住宅環境の整備

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、老朽化して危険な公営住宅において、計画的な建替えや用途廃止等を推進しています。具体的な取組として、安心して公営住宅に居住できるためのバリアフリー化や耐震化により居住水準の向上を図り、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備などを行っています。

また、公営住宅の長寿命化を実施・検討し、ライフサイクルコストの縮減にも努めているところです。

### ■課題

年数が経つごとに公営住宅は老朽化していくため、より計画的な修繕・改善が必要となります。

また、周囲の生活環境に被害を与えるおそれのある、管理不全の空き家の増加が市内各地で問題となっており、空き家に関する実態調査や除去、活用の方策等について検討していく必要があります。

## 今後の取組の方向性

年数が経って老朽化していく公営住宅については、建替えや用途廃止を推進し、住環境の向上や安全性の確保のため計画的な改善、修繕を実施し、居住水準の向上に努めていきます。



▲田屋床市営住宅

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 計画的な公営住宅の整備・改修</b> ■老朽化した公営住宅の計画的な更新を行い、快適な住環境の整備に努めます。 ■公営住宅の適正管理を行うために、計画的な改善や修繕を行うことで居住水準の向上に努めます。	○老朽化した住宅の計画的な更新 ○公営住宅の適正管理 ○公営住宅等長寿命化計画の策定
<b>(2) 多様なニーズに対応した住宅の供給</b> ■若者定住を促進し、子育て世帯やファミリー層に対応した住宅整備を推進します。 ■住宅のバリアフリー化と耐震化や健康住宅建設の促進など、良質で安心できる住宅の整備に努めます。	○若者定住に向けた住宅整備の推進 ○住宅の耐震化の促進 ○良質で安心な健康住宅の建設の推進 ○住宅バリアフリー化の促進
<b>(3) 危険空き家の解消</b> ■空き家の実態調査を進め、周囲の生活環境に被害を与えるおそれがあるものの把握に努めます。 ■管理不全の空き家に対する改善・除却を推進します。	○空き家の実態調査 ○管理不全空き家を抽出し所有者への対応を告知 ○管理不全空き家の除却支援

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
公営住宅の整備に関する満足度	市民アンケートで、公営住宅の整備について満足とした割合	11.0%	13.0%	15.0%	都市建設課
公営住宅の耐震化率	公営住宅の総管理戸数に対する耐震基準を満たしている戸数の割合	96.6%	100%	100%	都市建設課

施策2

## 公園・緑地の整備

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、2つの都市公園をはじめ、ダム公園、展望公園などを有しています。公園整備については、平成27年に策定した長門市都市計画マスタープランの公園・緑地の整備方針に基づき、多面的な観点から整備・保全を図っています。

平成29年度には、公園のなかでも不足している、スポーツ施設と防災広場の役割を併せ持った「ながとスポーツ公園」の整備が完了し、供用を開始します。

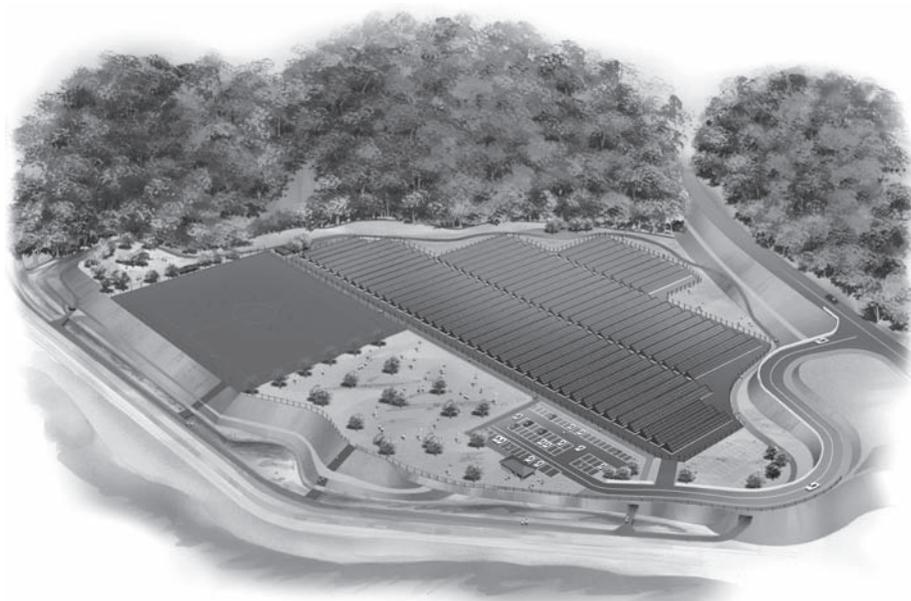
#### ■課題

公園・緑地の整備に対する市民満足度は、5年前よりも低下しており、その管理方法についてもアウトソーシングが進んでいない状況にあります。

さらに、既存の公園施設については経年劣化が顕著になってきており、現在よりもスピード感のある年次的改修が必要になっています。

### 今後の取組の方向性

長門市都市計画マスタープランに基づき、既存施設を有効活用するなど現在あるストックの有効活用により、効率的な整備を図ります。また、今後のさらなる劣化等も考慮しながら、長寿命化のための年次的な改修計画を策定します。



▲ながとスポーツ公園 完成予定図

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)公園・緑地の保全・整備</b> ■既存公園の年次的な施設の改修・改善を推進します。 ■各地域でバランスのとれた公園・緑地の整備と管理を推進します。	○年次的な改修計画の策定 ○効率的な維持管理の推進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
都市公園の整備に関する満足度	市民アンケートで、都市公園の整備に満足とした割合	25.7%	30.0%	35.0%	都市建設課

施策3

# 上水道の整備

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、人口減少などにより年々水道料金の減収が続いており、老朽化した施設の更新事業が進まない状況です。漏水などの不明水についても調査等を行っていますが、地形的な問題などから効果的な対策が講じられていません。

そのため、給水人口の減少などによる水需要の減少を見据えて、大河内川ダムからの取水量を見直しました。また、老朽送配水管については、基幹となる管路について耐震管への更新計画（5箇年）を策定しました。

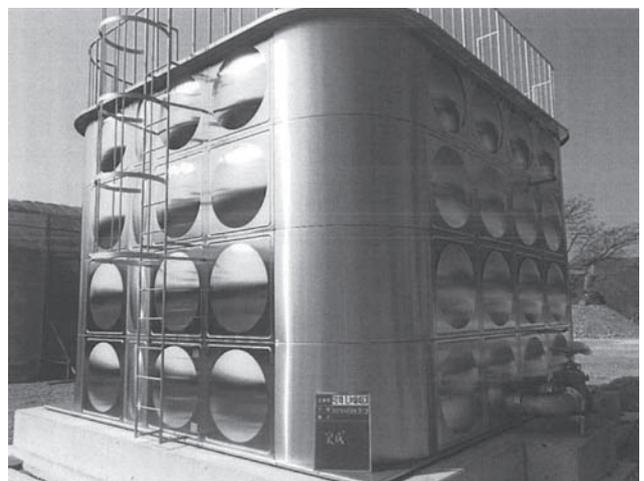
### ■課題

耐用年数を超えた送配水管の割合が年々増加しており、必要な事業量に対して実施した事業量が下回っています。また、有収率については、施設更新が進まないことなどもあり目標値に達していません。

さらに、水需要の減少により処理能力が過剰となっている施設があります。今後は、旧市町境を越えた新たな配水系の構築により、余剰となる施設の統廃合を行うなど、適切な施設能力となるよう建設事業を計画する必要があります。

## 今後の取組の方向性

人口減少による水道料金の減収や必要な投資額を勘案した、今後の事業運営の指針となる経営戦略の策定・実施に取り組むとともに、不明水の発見・対応により無駄を省くこと等で費用の縮減を図り、長期にわたり安全・安心・安定した水道事業サービスの提供に努めます。



▲水道施設（田上タンク）

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)水資源の確保と供給体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■良質な飲料水提供のため、浄水場の更新、既存設備の機能向上に取り組みます。</li> <li>■新たな水需要の検証や認可統合を踏まえて効率的な施設運用を行うとともに、更新時期を迎える水道施設の計画的な更新を行います。</li> <li>■未給水地域については、適正な方法を検討し対応していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浄水場の整備</li> <li>○老朽送配水管の耐震管への更新</li> <li>○未給水地域への対応</li> </ul>
<p><b>(2)水道事業の健全経営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■配水系の見直しと施設の統廃合などによる維持管理費の縮減に努めるとともに、計画的な施設整備による有収率の向上を図ります。</li> <li>■中長期的な視点に立った「投資・財源計画」である経営戦略の策定に取り組みます。</li> <li>■未収金対策を推進し、適正な水道料金改定を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水施設の統廃合</li> <li>○水道事業経営戦略の策定</li> <li>○未収金対策の推進</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
水道有収率	$(\text{有収水量} / \text{給水量}) \times 100$	80.2%	84.3%	87.6%	水道課

施策4

## 下水道の整備

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市の平成 27 年度末の汚水処理人口普及率は、公共下水道及び農業・漁業集落排水が 84.3%、合併処理浄化槽を含めると 89.8% となっています。

管路の未整備区域は、公共下水道の末端の一部を残すのみで、面整備をほぼ完了し、建設・整備から維持管理・事業経営に移行しています。

一方、これまでに整備した施設は、老朽化が進行していることから、長寿命化計画を策定し、改築・更新事業を計画的に実施しています。

また、平成 29 年度からは、日置と油谷地区を含めた市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を公共下水道処理施設で受け入れ、公共下水道汚泥と共同処理を行うため、汚水処理施設共同整備事業を進めています。さらに、集中豪雨対策として雨水渠の整備も進めています。

下水道事業の経営面においては、平成 28 年度から地方公営企業会計（財務規定のみ）へ移行し、同年 10 月からは、合併前旧市町で異なっていた下水道使用料を統一しました。

#### ■課題

今後の下水道事業は、汚水処理人口の減少に伴う使用料収入の減少から、経営状況が厳しさを増すとともに、これまで整備した施設の老朽化対策や維持管理費用の増加が問題となります。

維持管理面では、施設管理者の技術力を継承しながら、管理体制の見直しが迫られています。特に公共下水道の主要な処理場である東深川浄化センターは、性能発注方式による包括的民間委託を活用した効率的な維持管理へ転換する必要性が高くなっています。

また、施設面では、全体を俯瞰して持続的な機能確保を図るために、ストックマネジメント計画を策定し、施設管理の最適化と計画的な更新投資を行うことが重要です。

さらに、汚水処理施設整備構想においては、農業及び漁業集落排水処理施設の統廃合と、一部公共下水道への接続・編入も含めた事業見直しを行う必要があります。

近年多発する集中豪雨には、雨水渠の整備をさらに推進し、市民の生命・財産の保持に努めていくことも課題となります。

### 今後の取組の方向性

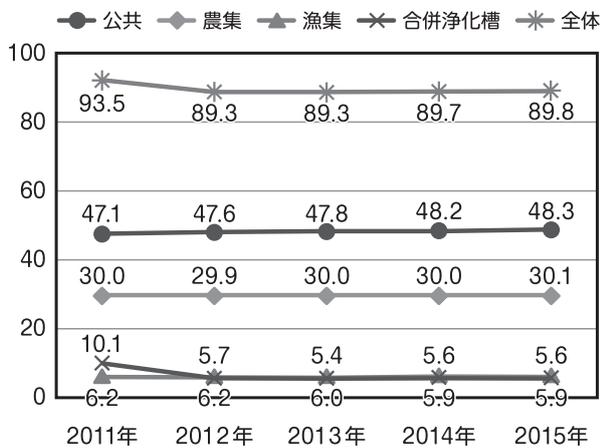
今後は、厳しい財政状況下での経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定します。また、公営企業として経営に関する情報の「見える化」を促進します。

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1) 下水道の整備・管理</b></p> <p>■公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置促進による未整備地域の解消に努めます。</p> <p>■老朽化している下水道施設の改築・更新を実施し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に取り組みます。</p> <p>■効率的な維持管理に努めます。</p>	<p>○下水道施設の整備・改善</p> <p>○市街地の浸水対策の強化</p> <p>○合併処理浄化槽の設置</p> <p>○包括的民間委託の推進</p>
<p><b>(2) 下水道事業の健全経営</b></p> <p>■公営企業会計の全部適用への移行に取り組みます。</p> <p>■経営状況に応じた料金改定を実施します。</p> <p>■中長期的な経営の基本計画を策定します。</p>	<p>○上下水道組織改編と公営企業会計の全部適用への移行</p> <p>○使用料改定の実施</p> <p>○「経営戦略」の策定</p>
<p><b>(3) 農業集落排水施設の効率化</b></p> <p>■農業集落排水施設の効率的な処理を目指します。</p>	<p>○青海・開作地区を公共下水道へ編入</p>

目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
汚水処理人口普及率	汚水処理人口(処理区域内人口)/行政人口 ※合併処理浄化槽含む。	89.8%	94.5%	97.8%	下水道課
水洗化率	水洗化人口/汚水処理人口(処理区域内人口) ※合併処理浄化槽含む。	94.3%	97.3%	100%	下水道課
経費回収率	使用料収入/(維持管理費+資本費)	61.9%	62.2%	63.0%	下水道課



▲東深川浄化センター

施策1

# 計画的な土地利用の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、長門市都市計画マスタープランに基づき、市街地、用途白地地域、都市計画区域外における土地利用方針を定め、計画的な土地利用を推進しています。

この長門市都市計画マスタープランの実現に向けた取組として、平成28年度から都市計画の総合的な見直しに着手しました。

### ■課題

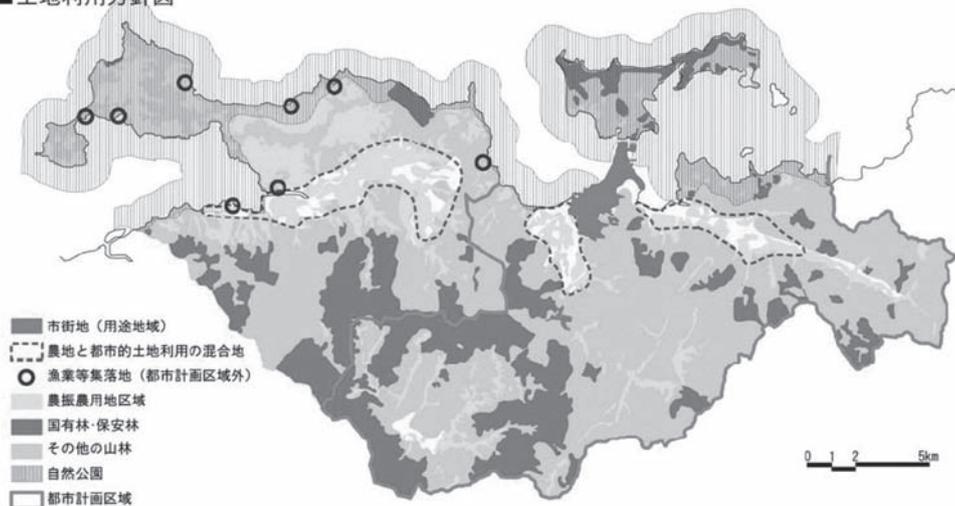
経済情勢の変化や道路網の整備により土地利用に変化がみられることから、土地利用動向などの適合性を検証する必要があります。

また、用途地域外や都市計画区域外における土地利用コントロールなどの課題を踏まえながら、集約型都市構造づくりに向けて総合的な検討を行う必要があります。

## 今後の取組の方向性

長門市都市計画マスタープランに基づき、都市計画法などによる地域の実情に応じた土地利用の規制誘導を図り、本市独自のまちづくりに取り組みます。また、地籍調査事業の継続的な実施を行うことで、計画的な土地利用を推進します。

■土地利用方針図



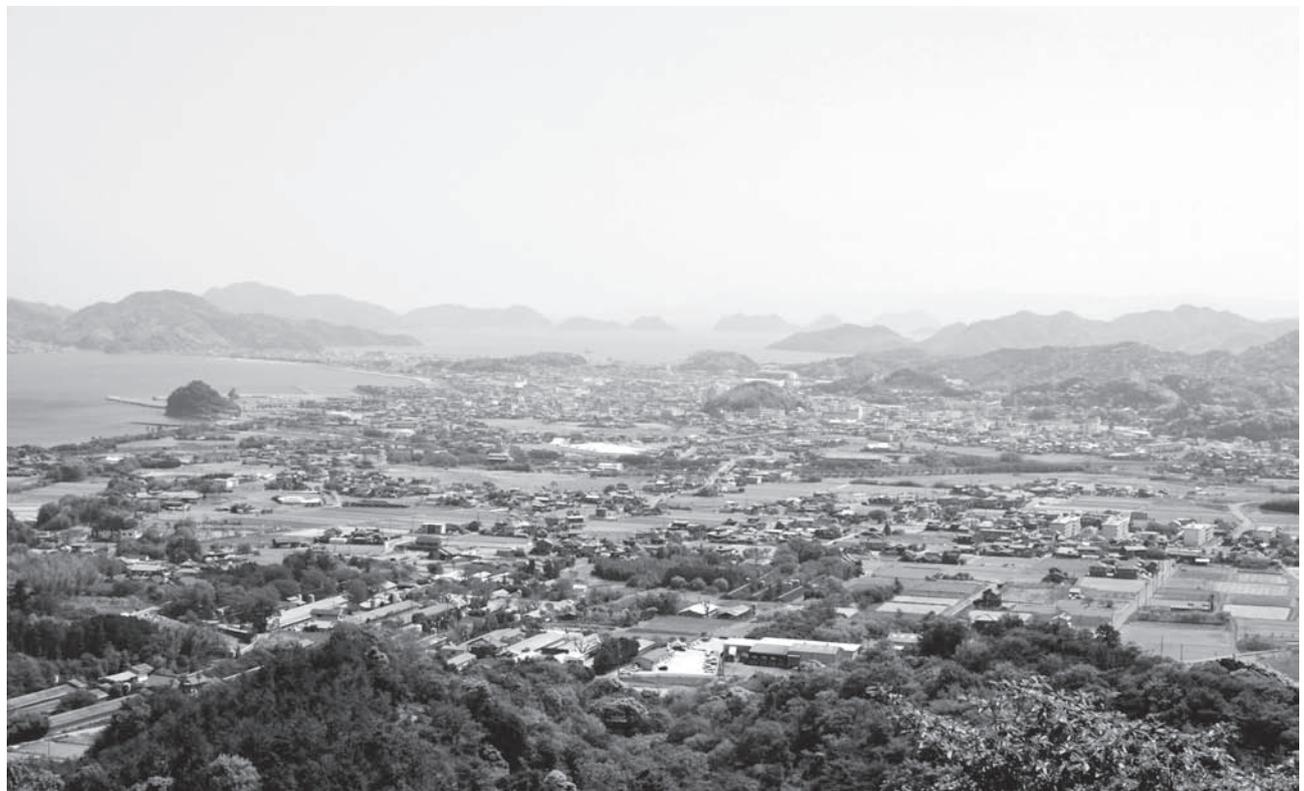
▲都市計画マスタープランの土地利用方針図

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)土地利用計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■長門市都市計画マスタープランに基づき、土地利用や交通条件等を勘案するとともに、市民の意見も考慮しながら、用途地域等の見直しについて検討を行います。</li> <li>■長期未着手の都市計画道路について、その必要性や整備の見通しについて再検討を図ります。</li> <li>■地籍調査事業を継続して行い、計画的な土地利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画区域や用途地域の見直し</li> <li>○長期未着手の都市計画道路について再検討</li> <li>○地籍調査の実施</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地籍調査実施進捗率	地籍調査実施済面積 / 地籍調査対象面積	62.7%	67.2%	71.4%	都市建設課



▲深川地区（飯森山から撮影）

施策2

## 情報通信網の整備・充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市ではケーブルテレビ網を活用し、テレビ、FM ラジオの再送信、自主制作番組及びインターネット接続サービスを提供しています。また、同じケーブルテレビ網を活用した行政・防災情報提供のための音声告知端末機の整備を進めています。

平成 26 年度には、ケーブルテレビ放送のハイビジョン化と高速インターネットサービスを市内全域で展開し、ケーブルテレビの加入率は 87%を超えています。

#### ■課題

ケーブルテレビ網の施設整備から 13 年が経過していることから、放送設備や伝送路の老朽化が進んでいます。今後も安定的なサービス提供を行うためには、計画的な設備の更新が必要です。

また、近年のスマートフォンやタブレット端末の普及、映像配信の増加など、ICT の活用分野の広がりに伴い、超高速インターネットサービスの提供が前提となっていますが、民間による光回線を使った超高速な通信環境の提供は、市内の一部地域に留まっています。

### 今後の取組の方向性

安定したサービスを提供するため、切れ目なくケーブルテレビ網を維持管理することに加え、市民の誰もが等しく時代に即した ICT の恩恵が受けられるよう、都市部との情報格差を解消していきます。また、市民の暮らしの安全・安心を支えるための情報提供システムとして、わかりやすい自主放送と住民全戸への行政情報や緊急情報を提供する音声告知放送サービスを充実させていきます。



▲ほっちゃんテレビのスタジオ

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 地域情報化の推進</b> ■市内全域にわたるケーブルテレビ網の維持管理を進めながら、都市部との情報基盤の格差解消に努めます。 ■ICTの恩恵が等しく受けられるよう、ケーブルテレビ通信網を活用した新たなサービスの検討を行います。	○ケーブルテレビ網の整備 ○ケーブルテレビ網を活用した新たなサービスの検討 ○より身近でわかりやすい自主放送番組や音声告知端末機を活用した行政情報の提供

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域情報化の推進(IT化)に関する満足度	市民アンケートで、地域情報化の推進(IT化)に満足とした割合	8.7%	10.0%	15.0%	企画政策課
ケーブルテレビ加入率	ケーブルテレビ加入世帯数/全世帯数	87.7%	90.0%	92.0%	企画政策課

施策1

# 広域・生活道路網の充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

広域、生活道路網の充実については、市民アンケートの結果で16.1%の方が「広域的な道路整備」を希望されているなか、第1次長門市総合計画（後期基本計画）の基本方針・主要な施策に沿うかたちでおおむね進捗しています。

広域道路網については、国・県と連携して整備を推進しており、俵山・豊田道路が新規事業化されるなど一定の成果がみられます。また、現在工事中の長門・俵山道路については平成31年度に完成が予定されています。

### ■課題

長門・俵山道路の供用開始時期によって、市で開催される各種イベントやキャンペーンについて、開催の方向性に影響を受けるものが出てくると予想されます。

また、生活道路については、高齢者の交通事故減少に向けた取組が必要です。

## 今後の取組の方向性

広域道路網については、新規事業化箇所を含めて早期完成に向け国・県への要望を進めていくとともに、生活道路についても、緊急性や効果等により優先度を判断しながら、整備を図ります。

また、街路景観の創出や清掃による道路の環境美化への取組、高齢者の事故防止に配慮した取組も進めていきます。



▲山陰道の建設工事

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 広域道路網の整備</b> ■山陰道など高規格道路網の実現を推進します。 ■国や県と連携し、国道や県道などの周辺地域へのアクセス道路の計画的な整備に努めます。	○山陰道の整備 ○国や県との連携による国道・県道の整備
<b>(2) 生活道路網の整備</b> ■集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について全市的な視野で積極的に整備に取り組みます。 ■既存路線の改修や橋梁補修など、車両や歩行者の安全で快適な通行確保を推進します。 ■新規道路整備においては、その効果等を慎重に検討し推進します。	○既存道路の拡幅(歩道整備等)や舗装改良 ○生活道路の維持補修 ○橋梁の長寿命化や耐震改修整備
<b>(3) 道路環境の維持・管理</b> ■定期的に道路パトロールを行い、道路の陥没や段差の解消など、道路環境の維持・管理を行います。 ■地域住民との協働による、道路環境の美化・清掃を促進します。	○定期的なパトロールによる道路の維持管理 ○地域住民との協働による道路の環境美化の促進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
市道など地域の生活道路の整備に関する満足度	市民アンケートで、市道など地域の生活道路の整備に満足とした割合	47.6%	50.0%	75.0%	都市建設課
道路舗装率	道路の舗装済延長/道路の実延長	93.9%	95.0%	97.0%	都市建設課
道路改良率	道路の改良済延長/道路の実延長	62.0%	65.0%	70.0%	都市建設課

施策2

## 公共交通網の充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

公共交通機関は、高齢者や学生など自ら移動する手段を持たない市民にとって必要不可欠なものです。しかし、本市では、多くの市民が移動手段として自家用車に強く依存しているため、地域の特性や住民ニーズに合った交通体系を維持・確保する必要があることから、平成25年3月に「市民・事業者・行政の協働による暮らしを支える公共交通の構築」を基本理念とした長門市地域公共交通計画を策定し、生活交通全般の取組を推進してきました。

また、市内各地区の公共交通不便地域において、乗合タクシーやデマンド交通などの導入を行い、地域の特性やニーズに合ったバス路線の再編を図ってきました。

#### ■課題

長門市地域公共交通計画は平成28年度が最終年度であることから、より地域の実情に即した生活交通の再構築に向けて新たな公共交通網形成計画の策定を進めていく必要があります。

計画策定にあたっては、高齢化や人口減少等を受けて、地域ニーズと財政負担面を踏まえた生活バスの効率的な路線網の検討や、観光ニーズの高まりを勘案した二次交通手段の確保・対策等を考慮していく必要があります。

### 今後の取組の方向性

バスや鉄道等の公共交通は、市民の暮らしを支える重要な交通手段であり、主な利用者である高齢者や高校生等にとって利用しやすいものとなることを第一としながら、地域のニーズに応じた最適な公共交通体系を構築するため長門市公共交通網形成計画を策定します。また、公共交通の確保・充実については、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に取り組み、協働して推進します。

さらに、公共交通を持続可能なものとするため、既存のバス路線を再編するとともに、利便性向上を図る取組や、観光利用等による新たな利用者の創出を図ります。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)生活バス路線の確保</b></p> <p>■バス利用者の増加と生活バスの運行維持に向けた支援を行うとともに、効率的な生活バスの運行に向けたバス路線網の検討を進めます。</p> <p>■市民が利用しやすい関連施設の整備に努めます。</p> <p>■高齢者をはじめとした多様な交通ニーズに的確に対応できるよう、地域のニーズを踏まえた最適な公共交通手段の確保を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通網形成計画の策定</li> <li>○交通結節点における待合環境の整備</li> <li>○公共交通不便地域の解消</li> <li>○既存の公共交通の運行見直し</li> <li>○買い物弱者・交通弱者に対する取組の推進</li> </ul>
<p><b>(2)鉄道利用の促進</b></p> <p>■隣接する都市との連携を強化し、生活利用と観光利用の両面から更なる利用需要の創出を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○J R美祢線マイレール運動の推進</li> <li>○周辺市との連携強化による利便性の向上</li> <li>○通勤・通学による利用促進</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
バス交通網の整備に関する満足度	市民アンケートで、バス交通網の整備に満足とした割合	7.9%	15.0%	20.0%	商工水産課



▲デマンド交通



# 基本目標

# 4

## 地場産業が活躍する、活力あるまち

---

基本方針 1 産業・雇用の振興

基本方針 2 経済効果を実感できる観光振興

施策1

# 農林業の振興

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、長門市農地集積バンクを中心に農地集積を進めながら、一市一農場構想に沿って集落営農法人の育成と経営拡大（6次産業化による多角化）を図っています。

その結果、集落営農法人や認定農業者への農地集積が進んだことで、地域の担い手が一体となった取組を行うなどの成果がありました。

また、畜産業では、新規就農者を全国公募するなど、担い手の確保を進めています。

さらに、林業や木材産業の発展と振興を図ることを目的として、子どもや子育て世代を対象に、山や木の大切さの理解を深め、木の温もりに触れる機会を創出するウッドスタート事業に取り組むなど、木育の推進を図っています。

### ■課題

法人・個人を問わず担い手同士の連携体制の構築や、モデル地区である日置以外での新規就農者の全国公募・育成が必要となっています。また、農地の集積に伴い経営の安定化に向けた複合経営の提案等が必要です。

一方で、集落営農法人で働くオペレーター等が高齢化しており、5年後、10年後の存続が困難な法人もあることから、法人間の統合や農業振興公社の設立など新たな組織編成の検討が必要です。

## 今後の取組の方向性

活力ある農林業の実現のため、生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を活かした農林産物の品質向上、魅力ある農村環境の整備を推進します。



▲チャレンジ営農講座



▲木育キャラバン

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 農業生産体制の整備</b> ■ 農業の担い手として中心的な役割を担う認定農業者や農業生産法人の育成・支援を行うとともに、地域農業の担い手等への農地の集積を推進します。 ■ 農業、畜産業へ経営安定の支援をするとともに、消費者の求める「安全・安心」な農産物の生産に向け、有機農業等を推進します。	○ 認定農業者や農業生産法人の育成・支援 ○ 担い手等への農地集積 ○ 農業、畜産業への経営安定対策 ○ 有機農業の推進
<b>(2) 農業の基盤整備</b> ■ 老朽化した農業施設の改修や水路の整備、農道の舗装などの基盤整備を推進します。 ■ 遊休農地の利活用を図ります。	○ 農業基盤施設の長寿命化対策 ○ 棚田の保全 ○ 遊休農地の利活用【再掲】 ○ 耕作放棄地の解消
<b>(3) 農村環境の整備</b> ■ 地域住民等による農業用施設の多面的機能を維持する活動を促進し、市民参加による美しい農村環境づくりや水質保全などの自然環境保全を図ります。	○ 産地づくりの推進 ○ 農業用水の水質保全 ○ 多面的機能支払制度への取組や、活動組織の育成
<b>(4) 総合的な森林整備</b> ■ 森林環境を保全しながら、木製おもちゃの普及や木造建築の推進など、豊富な森林資源を活用した「暮らしのなかに、地域のなかに木を取り入れる活動」を推進します。	○ 森林資源の多面的な利活用 ○ 林道・作業道の基盤整備 ○ 森林の保全

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
農林業の振興に関する満足度	市民アンケートで、農林業の振興に満足とした割合	8.4%	15.0%	20.0%	農林課
市内認定農業者数	市内認定農業者の数	99人	119人	120人	農林課
市内集落営農法人数	集落営農法人の数	20法人	30法人	43法人	農林課

## 施策2 水産業の振興

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、イワシ、イカ、アジなどを中心に多魚種が水揚げされます。これらの水産資源について、漁獲量の確保や魚価の安定化等を図るため、ながと成長戦略行動計画及び長門市水産業振興計画に沿った取組を進めています。

これらの計画に基づき、水産物の安定供給や高付加価値化の推進に向け、水産業関係者の連携体制の強化を図っています。

#### ■課題

漁業者の高齢化及び後継者不足により漁業者数は年々減少しており、それに伴い漁獲量も年々減少しています。

一方で、漁獲量への影響も指摘されている近年の高海水温等による漁場環境の変化に対応するため、藻場等の水産物育成環境の保全活動や資源管理を行うなど、漁業者を主体とした栽培漁業を推進していく必要があります。

また、漁港施設については、老朽化施設の長寿命化対策を実施していく必要があります。

### 今後の取組の方向性

ながと成長戦略行動計画及び長門市水産業振興計画を柱に、水産業関係者が連携し水産物の安定供給体制の構築や水産物の高付加価値化の推進を図るため、生産及び経営基盤の整備を実施していきます。

漁港施設については、機能保全計画に基づき長寿命化を図るため、適切な管理を実施します。

また、漁家の経営安定のため、後継者対策や漁場の整備、管理型漁業の推進を図ります。



▲仙崎地方卸売市場

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)水産業の生産基盤の整備</b></p> <p>■未整備漁港の優先的な整備を推進します。</p> <p>■漁港の機能保全計画による施設の長寿命化を図ります。</p>	<p>○外郭・係留・用地整備等</p> <p>○老朽化施設の機能保全工事</p>
<p><b>(2)経営基盤の整備・安定化</b></p> <p>■漁業後継者の確保・育成に努めます。</p> <p>■高齢化・漁家減少に対応した漁場の整備に努めます。</p> <p>■資源管理型漁業を推進します。</p> <p>■水産物・水産加工品のブランド化を推進します。</p>	<p>○ニューフィッシャー確保育成推進事業</p> <p>○藻場礁・魚礁整備</p> <p>○種苗放流事業</p> <p>○種苗中間育成推進事業</p> <p>○アワビ種苗放流育成事業</p> <p>○長門市水産物需要拡大推進事業</p>
<p><b>(3)漁村の整備・保全</b></p> <p>■高齢化、後継者不足に対応した漁港の維持管理に努めます。</p>	<p>○係船環、照明、用地舗装整備等</p> <p>○地域防災計画と連携した漁港施設の高潮・高波対策</p> <p>○海岸保全計画の策定及び老朽化施設の機能保全工事</p>



▲キジハタの放流



▲ながとお魚まつり

目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
水産業の振興に関する満足度	市民アンケートで、水産業の振興に満足とした割合	10.2%	15.0%	20.0%	商工水産課
漁獲量	年間漁獲量	5,800 t	6,000 t	6,000 t	商工水産課

施策3

# 商工業の振興

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、依然として中小企業の経営状態の悪化や、事業所数の減少などの状況が続いています。このことを踏まえ、賑わいが再生され、活気あふれる商工業の実現のため、商工団体（長門商工会議所、ながと大津商工会）への運営支援や、金融支援、創業支援等を実施してきました。

特に創業支援では、平成27年度に補助金を新設するなど、地域の魅力的な商工業の創出につながる取組を行っています。

### ■課題

市内購買力の低下や後継者不足、経営者の高齢化問題の解決に向けた取組が必要です。

一方で、創業支援を強化し、金融支援や経営基盤の安定に向けた支援を充実させることで、中小企業力の強化を図る必要があります。

## 今後の取組の方向性

事業者自らの創意工夫と自助努力を基に、行政・事業者・商工団体等が協働し、商工業の振興を推進します。

市民の消費生活を支える地域に密着した商業施策の展開を図るとともに、経営基盤の強化や経営の革新及び創業の促進等により中小企業の振興を図ります。



▲インバウンド接客術講座



▲首都圏での長門フェア

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 商業・サービス業の活性化</b> ■ 衰退しつつある中心部の空き店舗の活用や新たな起業の促進により、中心市街地の活性化に取り組みます。	○ 地域商品券の発行による地域商業の活性化 ○ 空き店舗等を活用した起業の促進 ○ 創業支援体制の充実 ○ ながとブランドの大都市圏展開
<b>(2) 地場産業の経営近代化・高度化</b> ■ 公的資金融資制度等の充実により、中小企業の金融対策、経営力の強化に努めます。 ■ 豊富な地域資源を活用し、農林水産業と商工業の連携(6次産業化)による産業の育成に努めます。	○ 中小企業の経営支援と経営基盤の安定 ○ 地域資源の活用や農商工連携による新商品開発への支援
<b>(3) 商工団体の育成</b> ■ 商工会議所や商工会との連携により、商工業事業の支援を行います。 ■ 関係機関との連携により、市内企業の人材育成や事業承継(後継者育成)に向けた研修会・講習会の充実に努めます。	○ 商工団体への運営支援 ○ 市内企業の経営力向上や従業員のスキルアップ、事業承継(後継者育成)のための研修会・講習会の実施 ○ 販路拡大の推進
<b>(4) 企業誘致活動、雇用創出への支援</b> ■ 新たな雇用を創出する事業所への支援を行います。 ■ 新たな雇用を創出する企業の立地を促進します。	○ 雇用創出事業所への支援 ○ 戦略的な企業立地活動の展開

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
商工業の振興に関する満足度	市民アンケートで、商工業の振興に満足とした割合	6.9%	10.0%	12.0%	商工水産課
小売吸引力	市1人あたり小売販売額/県1人あたり小売販売額	0.625%	0.8%	1.0%	商工水産課

## 施策4

## 産業連携による活性化促進

## 現状と課題

## ■これまでの取組と現状

本市では、人口減少や産業従事者の高齢化などに伴い、事業所数が減少しており、市と産業界が一体となった活性化や担い手の確保が急務となっています。

このため、「ながと成長戦略」のもと「ながと物産合同会社」を中心とした「チームながと」で、地場産品等の6次産業化や全国に向けた販路拡大等を行ってきました。

これらの取組により、「ながとブランド」として、地場産品やサービスの高付加価値化を図ることで、市内産業における所得や魅力の向上、雇用の創出に取り組んでいます。

## ■課題

市民アンケートの結果では、長門市外へ転出しようと考えている人の多くが、市内に「やりたい仕事がない」ことを理由に挙げています。このことから、地域ブランド化による競争力ある高付加価値型商品やサービスの開発や、産品等の安定供給が可能な増産体制を構築するなど、本市の産業の底上げを図ることが必要です。

また、高校生の地元定着率の向上を図るため、市内の高等学校と企業との連携を強化する取組を推進し、新卒者の定着を推進する必要があります。さらに、進学により市外へ流出した学生の呼び戻しや、移住者の受入を積極的に推進するなどの施策展開が必要です。

## 今後の取組の方向性

農林漁業の生産と加工・販売の一体化に向け、農林・水産業者や商工業者、飲食業者、観光業者との連携を強化し、「長門の手つかずの自然と、長門の人・自然に対するやさしさ」を基本に、統一地域ブランド化を図り、さらなる産業の所得や魅力の向上、雇用の創出に取り組めます。

また、若者が望むかたちで地元への就職・創業が実現できる環境を整え、多種多様な「ひと」と「しごと」が好循環する地域社会を実現して、生産年齢人口を確保するとともに魅力ある地場産業の育成に取り組めます。



▲食のワークショップ

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 地域資産の活用による高付加価値型商品・サービスの開発</b> ■ながとブランド育成に向けた地域全体での一体的な取組を行います。 ■高付加価値型商品の安定供給体制づくりを行います。 ■民間投資を引き出す環境整備(第1次産業の効率化と規模拡大)を図ります。	○一市一農場構想の推進 ○自然栽培米等の供給基地化 ○長州黒かしのブランド力の向上 ○長州ながと和牛のブランド力の向上 ○長門の優れた特産品の開発と産地化の促進 ○水産物の安定供給体制づくり ○水産物の高付加価値化の推進
<b>(2) 安心・安全な食づくりの推進</b> ■安心・安全な農水産物の生産及び供給体制の整備を行います。 ■食のテキスト化による情報発信を行います。	○安心・安全な農水産物づくり及びテキスト化による情報発信 ○循環型農業システムの構築
<b>(3) 後継者・承継者の確保と新規就業の創出</b> ■就業情報の提供を充実し、UJIターン者等への就業支援を行います。 ■所得の向上及び労働意欲の向上による後継者・承継者の確保を図ります。 ■産官学労の連携により、農業・漁業の担い手の育成や研修会・講習会の実施による事業者等の後継者育成に努めます。	○就業情報の提供 ○産官学労の連携強化による地元定着の促進 ○農林水産業後継者等の育成 ○漁業後継者等の育成 ○後継者育成のための研修会・講習会の実施 <b>【再掲】</b> ○所得の向上及び労働意欲の向上による後継者・承継者の確保 ○技術・事業経営の実習体験、受入体制の整備
<b>(4) 産業関係団体と行政との連携の促進</b> ■地域資源を活かした事業開発を促進するため、関係機関との連携の充実を図ります。	○関係機関への人材派遣等の検討 ○地域資源に光をあてるアイデア・構想の募集や議論の場の設定

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域特産品のブランド化・PRに関する満足度	市民アンケートで、地域特産物のブランド化・PRに満足とした割合	17.3%	20.0%	25.0%	商工水産課 農林課
地元への就職者の割合	就職を希望する市内高校新卒者の地元での就職率	31.0%	50.0%	50.0%	商工水産課 農林課

施策5

# 地域産品の販路拡大

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、市内産品の販路拡大を促進するため、大消費地圏（東京、大阪、福岡等）や市内外で開催される商談会などへの出店、販路拡大につながる研修会・講習会の開催等について、商工団体との連携により支援してきました。

また、市内の農林水産物については、まるごと長門「旬」市場や水産物等直売アンテナショップ「海幸仙崎」において、生産者が直接販売できる仕組み作りと、新商品の開発・販売に取り組んでいます。

### ■課題

ながと成長戦略行動計画に掲げる「ながとブランドの全国展開」の推進を加速させるには、「ながと物産合同会社」の経営基盤を強化し、市内商工団体（長門商工会議所、ながと大津商工会）や事業者とこれまで以上に連携した「チームながと」での取組を進めていくことが重要です。

また、これらにより、観光施策との連携も視野に入れた戦略的な販路拡大を促進していく必要があります。

## 今後の取組の方向性

販路拡大や商品開発について、市内商工団体や事業者とこれまで以上に連携を強化することで、「チームながと」として一体となり、ながとブランドの全国展開を目指した商品開発や、市内外の販路拡大を促進していきます。

また、仙崎地区交流拠点施設センザキッチンへの整備により、地域産品の販路拡大を推進し、交流人口の増加を図ります。



▲仙崎地区交流拠点施設のオープン1年前イベント



▲仙崎地区交流拠点施設の完成イメージ図



産直棟内観イメージ図▶

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)特産品開発の推進</b> ■地域の新鮮で安全な農林水産物を活用し、安心な食品などの特産品開発を推進します。 ■地域の飲食店やレストラン、土産物等の販売業者との連携により、特産品や郷土料理の提供に努めます。	○地場の農林水産物を利用した安心な食品開発 ○飲食業・販売業と連携した安心な食品を扱う店及び郷土料理店の普及
<b>(2)大都市圏への販路開拓</b> ■消費者の視点に立ったマーケティング手法を用いた計画づくりとその推進を図ります。 ■ターゲットの明確化(顧客視点に立った差別化要因の特定)を図ります。 ■伝わりやすいコミュニケーション(情報発信の手法等の工夫)を図ります。 ■大都市圏への販売やブランド化などを推進するための地域商社の機能強化を図ります。 ■地域商社をマーケットイン開発の司令塔とした、農水産物の生産や商品開発に取り組みます。	○販路開拓の推進 ○地元直売所の整備 ○地域商社の司令塔機能の構築・強化
<b>(3)流通・販売体制の強化</b> ■大都市における販路拡大に向けた商談会や物販PRの強化に努めます。	○農林水産物のブランド化 ○商工団体と連携した商談会等への出展支援や販路拡大セミナーの開催
<b>(4)地産地消の推進</b> ■地産地消に向けた市民への啓発活動の推進と取組に対する支援を行います。 ■宿泊施設や学校給食での地域食材・農水産物の利用を促進し、地域内消費の拡大に努めます。	○地産地消に向けた啓発活動 ○宿泊施設への地域食材の利用促進 ○学校給食における地場農水産物の利用拡大

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
域特産品のブランド化・PRに関する満足度【再掲】	市民アンケートで、地域特産物のブランド化・PRに満足とした割合	17.3%	20.0%	25.0%	商工水産課 農林課
学校給食への地場野菜の利用率	学校給食へ市内産の野菜を利用した割合	55.2%	65.0%	70.0%	農林課
地元直売所の販売金額	仙崎地区交流拠点施設センザキッチン直売所の販売金額(※H29.10直売所を整備予定)	H29.10 整備 予定	290,400 千円	320,630 千円	成長戦略推進課

施策1

# 地域の「稼ぐ力」を引き出す観光まちづくり

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、市内での観光消費拡大や交流促進による地域活性化を図るため、観光客の滞在時間の延長や宿泊の誘発につながる仕掛けづくりに取り組んでいます。

近年、県内外から多くの観光客が訪れている元乃隅稻成神社の人気を契機として、これを市内全域の観光資源に波及させ、経済効果を生む観光施策が求められていますが、市内における観光消費の底上げにつながっていないのが現状です。

### ■課題

観光消費を拡大させるためには、様々な事業者が、観光客や観光事業者と相乗効果をもたらす仕組みづくりが必要となります。

また、市内の宿泊地と観光地、あるいは観光地間の誘導による周遊観光を推進し、地域の「稼ぐ力」を引き出していくことも重要です。

しかしながら、地域から「稼ぐ力」を引き出すことは容易ではなく、人材がいない、ノウハウがないなど、実践まで到達できていないのが実情です。

## 今後の取組の方向性

観光まちづくりのかじ取り役として、長門市観光コンベンション協会のマネジメント機能の強化や、長門のやさしさを取り入れた「おもてなし力」の構築により、市内の観光事業者をはじめとした各事業者や地域住民の、地域で「稼ぐ力」を引き出すことで、観光消費向上の取組を推進します。

また、訴求力のある戦略的情報発信を行い、本市の知名度向上を図ることで、さらなる観光客の誘致を行い、観光消費の拡大を図ります。



▲元乃隅稻成神社

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)総合プロデュース機能の充実</b> ■観光を総合的にプロデュースするため、長門市観光コンベンション協会のマネジメント機能の強化や協働事業者間の連携体制を整備するための仕組みづくり、プロモーション活動の連携を図ります。	○長門市観光コンベンション協会の機能強化 ○観光まちづくりに向けた関係団体の合意形成 ○「観光」を切り口とした新しいビジネスの展開
<b>(2)市民協働による「おもてなし力」の強化</b> ■一般市民を巻き込んだ市民協働で、長門のやさしさを取り入れた「おもてなし力」の構築を図ります。	○長門のおもてなし力の構築 ○市民を巻き込んだ観光振興 ○観光地の景観保全
<b>(3)訴求力の強い情報発信</b> ■長門の知名度を上げるため、訴求力の強い戦略的情報発信や観光プロモーションを行います。	○戦略的な情報発信 ○民間と連携した情報発信

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期(H38) 観光計画の 変更による	
観光客数	観光客動態調査による観光客数	120万人	200万人	220万人	観光課
観光ガイド数	観光ガイドの会員数	40人	60人	80人	観光課
長門市観光情報Webサイトアクセス件数	長門市観光情報Webサイトの1日平均訪問者数	1,121人	4,000人	8,000人	観光課

施策2

# 体験・反復型観光の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、観光客を誘致するため、地域の特性や特産品の魅力を活用したグリーンツーリズムやマリンエコツーリズムなどの体験・交流型プログラムや「やきとり」、「仙崎いか」などの地域の食を活かした集客性のあるイベントの実施に取り組んできたところです。

このうち、ツーリズムの取組では、活動の拠点が通・青海島・俵山地区から向津具地区へと拡大し、さらには三隅地区の受け皿づくりへと広がりを見せています。

### ■課題

各地区で実施されているツーリズム活動以外の着地型旅行商品として、観光ニーズの多様化に対応するため、「仙崎いか」や「金子みすゞ」、「鯨」などをテーマとした体験メニューを商品化していますが、集客率が低いなど、メニュー内容や情報発信の手法等についての工夫・検討が必要です。

## 今後の取組の方向性

本市における着地型観光については、従来の着地型旅行商品に加え、市民の生活スタイルの中から長門の魅力 را掘り起こし、新たな観光メニューを開発し、市民や事業者と観光客をつなげることで、交流人口のさらなる拡大を図ります。

また、今後、需要拡大が期待される外国人観光客に対応できる受入体制の構築への取組を進めます。



▲イカ釣り体験ツアー



▲地引網体験

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)市民の力を観光につなげる着地型観光の推進</b> ■これまでの地域旅をバージョンアップし、市民や企業参加型の新しい地域旅の商品(長門まち旅コレクション)の造成を目指します。	○「長門まち旅コレクション」の造成 ○ツーリズム事業の充実と地域旅との融合
<b>(2)長門温泉郷の魅力を活かした取組</b> ■5つの温泉を巡る仕組みや、温泉街の風情を活かしたまちなみ整備を推進していきます。	○長門温泉郷の魅力を活かした取組 ○長門湯本温泉観光まちづくり計画の実現 ○俵山観光戦略プロジェクト(仮称)の実現
<b>(3)地域資源のブランド化やブラッシュアップ</b> ■観光消費に結びつく商品開発や、観光客目線で既存素材やイベントのブラッシュアップを図ります。	○ながとの「食」や「土産物」の魅力向上 ○既存素材やイベントのブラッシュアップ

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
自然、農業などの体験型観光の推進に関する満足度	市民アンケートで、自然、農業などの体験型観光の推進に満足とした割合	10.0%	50.0%	60.0%	観光課
イベント、祭りなどの反復型観光の推進に関する満足度	市民アンケートで、イベント、祭りなどの反復型観光の推進に満足とした割合	21.9%	50.0%	60.0%	観光課
地域旅参加者数	地域旅に参加した人数	903人	12,000人	24,000人	観光課
市内旅行消費額	観光客が長門市への旅行に消費した費用の平均値(日帰り客、宿泊客別)	日帰り客 6,717円 (H28)	日帰り客 7,500円	日帰り客 8,000円	観光課
		宿泊客 21,871円 (H28)	宿泊客 25,000円	宿泊客 30,000円	観光課

施策3

# 滞在・周遊型観光の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、平成 25 年度からながと成長戦略行動計画のもと仙崎・俵山・湯本・向津具地区の 4 つのエリアで散策したくなる観光施策を推進しています。このエリア戦略による「仙崎地区交流拠点施設センザキッチン」の建設や長門湯本温泉街、俵山温泉街などのまちなみ整備は、地域全体に経済効果を生むための観光プラットフォームとして、滞在・周遊型観光に重要な役割を果たすと考えられます。

また、都市部からの観光客や、今後増加が見込まれる外国人観光客に対しては、広域的な周遊ルートの設定や、二次交通・三次交通の必要性がこれまで以上に重要となることから、観光地までのスムーズなアクセスが求められています。

さらに、海外の旅行者に対するセールスプロモーションやパワーブロガー等を活用した観光客の誘致活動、積極的な観光宣伝に加え、多言語パンフレットや、観光情報 Web サイト・SNS 等のインターネットを活用した情報発信の効果もあり、外国人観光客数は増加しています。

### ■課題

全国的にはまだ知名度の低い本市にとって、国内外から観光客を誘致するためには周辺市町や県との連携、さらには主要交通拠点からのアクセスの向上が必要不可欠となります。

外国人観光客数については増加傾向にあるものの、地域全体としての受入れ意識や設備等が十分でないことから、外国人観光客の受入れに向けた早急な体制整備が必要です。

また、元乃隅稻成神社が県内有数の観光スポットとして浮上したことで、本市の観光にとっては大きなチャンスを迎えています。こうした観光客の動向が市内の他の観光地への波及を生み出すよう、市内の各観光地を連動させた周遊型観光の仕組みづくりが必要となります。

## 今後の取組の方向性

各エリアでの特性を活かし、景観に配慮したまちなみの整備により、魅力あふれる観光地づくりを推進します。また、「仙崎地区交流拠点施設センザキッチン」を起点とする市内周遊観光や、長門湯本温泉等の宿泊地を起点とする周辺自治体と連携した広域周遊観光など、滞在・周遊型観光を推進するとともに、二次交通対策として新山口駅や山口宇部空港からのアクセス整備と、広域連携体制による JR 美祿線や JR 山陰本線の活用により、観光地間の利便性・快適性を図ります。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)エリアごとの特色あるまちなみ整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■地元と一体となり、まち歩きを誘導するまちなみ整備を促進します。(仙崎地区、湯本地区、俵山地区)</li> <li>■各地区が持ち、誇る自然と文化の魅力向上施策と客層のターゲットを絞った戦略の推進を図ります。</li> <li>■相互の資産の連携と調和による面的整備を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙崎地区グランドデザイン基本計画の実現</li> <li>○長門湯本温泉観光まちづくり計画の実現【再掲】</li> <li>○俵山観光戦略プロジェクト(仮称)の実現【再掲】</li> <li>○その他地区の観光振興</li> </ul>
<p><b>(2)周遊観光の仕組みづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■「仙崎地区交流拠点施設センザキッチン」を観光の拠点として、観光案内ワンストップ機能の整備・充実を図ります。</li> <li>■市内各温泉地を周遊観光の情報発信拠点として位置づけ、市内観光地への誘導を図ります。</li> <li>■二次交通対策を充実させ、観光客の利便性を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「仙崎地区交流拠点施設センザキッチン」の観光拠点機能の充実</li> <li>○温泉地を経由する周遊観光の仕組みづくり</li> <li>○広域連携体制の強化</li> <li>○二次交通・三次交通の整備</li> <li>○クルーズ船の誘致</li> </ul>
<p><b>(3)宿泊につながる観光客誘致</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■観光事業者や交通機関など、幅広い主体の連携を強化し、宿泊につながる仕掛けづくりを行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県外観光客の誘致</li> <li>○外国人観光客の誘致</li> <li>○コンベンションの誘致</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
温泉など滞在型観光の推進に関する満足度	市民アンケートで温泉など滞在型観光の推進に満足とした割合	19.0%	50.0%	70.0%	観光課
宿泊客数	観光客動態調査による宿泊客数	49万人	75万人	80万人	観光課
外国人観光客宿泊者数	市内に宿泊した外国人の人数	11,720人	30,000人	50,000人	観光課
二次交通利用者数	二次交通を利用した人数	6,000人	15,000人	20,000人	観光課



▲クルーズ船「飛鳥Ⅱ」の寄港



▲クルーズ船の歓迎



▲韓国からのツアーコンサート（ルネッサながと）

# 基本目標

# 5

## 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

---

基本方針 1 学校教育・就学前教育の充実

基本方針 2 地域と連携した生涯学習の推進

基本方針 3 地域の歴史・文化の継承と振興

施策1

# 就学前教育の充実

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、平成27年4月から市内の私立幼稚園が幼稚園と保育園機能を併せ持つ認定こども園に移行したことを受け、幼稚園・保育園・認定こども園や地域と家庭との連携により、誰もが安心して就学前教育を受けることができる環境づくりと、その支援に取り組んでいます。

### ■課題

児童の安全を確保するため、保育施設の定期的な維持補修が必要です。

また、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校教職員が連携し、各小学校区で、スタートカリキュラムやアプローチカリキュラムを作成することにより、スムーズに小学校教育へ移行できる体制を充実させる必要があります。

さらに、特別支援教育についての知識や理解に差がみられる場合があることから、就学前の特別支援教育について、啓発していく必要があります。

## 今後の取組の方向性

幼保一体化などの流れを踏まえ、家庭・地域・教育機関の連携による就学前教育のさらなる充実を図るとともに、家庭や地域における教育の推進と保護者への意識の醸成に努めます。



▲幼保小協議（就学前教育）

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1) 就学前教育の充実</b></p> <p>■一人ひとりの個性や発達段階に応じた就学前教育の充実を図るため、多世代との交流を促すような教育を進めます。</p> <p>■幼保一体化の推進や幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携強化により、就学前教育の充実を図ります。</p>	<p>○保育の質の向上に向けた各種研修の実施と園児の地域交流の推進</p> <p>○公立幼稚園施設の整備・充実</p> <p>○認定こども園に対する施設型給付費の支給</p> <p>○幼保一体化の推進</p> <p>○小学校入学前のアプローチカリキュラムの充実</p>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
就学前教育に関する満足度	市民アンケートで、幼児教育の充実に満足とした割合	21.5%	25.0%	30.0%	子育て支援課 学校教育課



▲幼保小交流会

施策2

## 教育環境の充実

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市には小学校 11 校と中学校 5 校があり、知・徳・体のバランスがとれた子どもたちの育成に努めています。そのため、全小中学校のコミュニティ・スクールの指定や 9 年間で子どもをともに育てるカリキュラムの作成など、小中一貫教育による学校づくりを推進しています。

また、学校施設については、長門市学校施設整備計画（長門市学校施設耐震化推進計画）に基づき、校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行っており、平成 27 年度末で小中学校耐震化率 100%を達成するなど、安全かつ安心な学校施設の整備を図っています。

#### ■課題

少子化に伴う学校の統廃合により校区が広がったことから、学校同士の連携が取りにくい状況があります。また、児童・生徒指導上の問題など、学校だけでは解決が困難な問題も出現しています。

さらに、学校を支援しようとする地域住民の高齢化や固定化、児童生徒数の減少により、教育活動の活性化が進まない等の課題も現れています。

一方で、学校施設については老朽化が進んでいるため、学校施設の長寿命化を計画的に進めていく必要があります。

### 今後の取組の方向性

一人ひとりの子どもを大切にされた教育活動を展開するとともに、学校運営協議会制度を活性化させ、保護者と地域住民が一体となって、地域とともにある学校づくりを推進していきます。地域の自然や文化、人材などの教育資源を活用しながら、小中学校の 9 年間を見通して、学力の定着や個性・能力の伸張を図ります。

また、将来を担う子どもたちが、グローバルな視点を養う機会として、海外との交流、研修を進めていきます。

老朽化した学校施設については、計画的に整備していきます。



▲コミュニティ・スクール

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)開かれた学校運営の推進</b></p> <p>■コミュニティ・スクールを基盤とし、家庭や地域総がかりで学校教育を推進します。</p> <p>■中学校区(みすゞ学園)ごとに共通の目標を設定し、連続性や一貫性を意識した小中一貫教育を推進します。また、幼保と小学校の滑らかな接続を意識したカリキュラムの充実を図ります。</p>	<p>○保護者・地域と連携した学校運営の促進(コミュニティ・スクールの充実)</p> <p>○幼保・小中一貫教育の推進</p>
<p><b>(2)教育内容の充実</b></p> <p>■子どもたちが、確かな学力を身に付けることができるよう、児童生徒の状況に応じた取組を推進します。</p> <p>■金子みすゞなどの地域資源の活用による道徳教育の充実を図ります。</p> <p>■外国語教育の機会提供を進めます。</p>	<p>○学力向上対策の推進</p> <p>○心の教育の充実</p> <p>○特別支援教育の充実</p> <p>○人権教育の充実</p> <p>○外国語指導助手の効果的な活用</p>
<p><b>(3)教育施設・体制の整備・充実</b></p> <p>■老朽化した学校施設の長寿命化や教育相談体制の充実等、多面的に子どもたちが安全で安心できる教育環境の充実を図ります。</p>	<p>○老朽化した学校施設の整備・改修の促進</p> <p>○教育支援センターの活用促進</p> <p>○いじめ問題等の対策の推進</p>
<p><b>(4)教員・指導者の資質向上</b></p> <p>■確かな学力の向上、特別支援教育の充実がより一層促進されるよう、研修会等の実施により、指導者の資質向上を図ります。</p> <p>■先進的な研修会へ教職員を派遣し、研修意欲を喚起し、人材育成に努めます。</p>	<p>○学校教育研究大会及び各種研修会の充実</p> <p>○国や県などの先進的な研修会への派遣</p>
<p><b>(5)国際化に対応できる機会の提供</b></p> <p>■子どもたちに多文化共生の大切さを伝えます。</p> <p>■世界大会等のキャンプ招致による国際交流の機会の提供を進めます。</p>	<p>○中学生海外派遣事業</p> <p>○国際交流事業の実施</p> <p>○留学生等の派遣・受入れ</p> <p>○世界大会等のキャンプ招致事業</p>

## 目標指標

指 標	説 明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
学校教育の充実に関する満足度	市民アンケートで、 学校教育の充実に 満足とした割合	23.2%	25.0%	30.0%	学校教育課
コミュニティ・ スクール認知率	保護者のコミュニティ・ スクール認知率	小学校 57.0%	小学校 65.0%	小学校 70.0%	学校教育課
		中学校 66.0%	中学校 75.0%	中学校 80.0%	
児童・生徒の学力	小学校・中学校の学力に ついて、全国平均を 3ポイント以上上回る 教科・分野の割合	小学校 75.0%	小学校 100%	小学校 100%	学校教育課
		中学校 50.0%	中学校 100%	中学校 100%	
指導者の授業技術	国語、算数・数学の授業が よくわかると回答した 児童生徒の割合 ※全国平均 小学校71.5% 中学校71.8%	小学校 88.1%	小学校 90.0%	小学校 90.0%	学校教育課
		中学校 85.7%	中学校 90.0%	中学校 90.0%	



▲みすゞ交流学習（みすゞ学園）



▲国際交流（世界スカウトジャンボリー）

序論

基本構想

**基本計画**

基本目標5 歴史・文化を継承し、輝く人を育むまち

## 施策1 生涯学習の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、生涯学習を推進するため、平成25年に長門市生涯学習推進計画を策定し、計画に沿った生涯学習の取組を推進しています。

また、この計画を基に毎年度「長門市生涯学習概要」を作成し、ライフステージに応じた学習機会を充実させるために、各公民館と図書館において様々な事業に取り組んでいます。

#### ■課題

公民館等が開催する事業について、より多くの人に参加いただけるよう、開催日時や内容を検討する必要があります。

また、地域課題を解決する上で、これまで以上に公民館が地域の核となるよう求められているため、公民館のあり方や活用についても検討を進める必要があります。

### 今後の取組の方向性

公民館が、生涯学習の拠点施設として、様々な地域課題を解決する地域の核となるよう、引き続き公民館機能の拡充に取り組めます。

図書館は、市民の知る自由を保障する機関として資料提供に努めるとともに、市民の利用しやすい「居心地のいい図書館」となるため、市内外の関係機関と連携し、読書環境整備に取り組めます。



▲ながとサテライトカレッジ



▲わくわく土曜教室（いも掘り）

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 公民館機能の充実</b> ■長門市生涯学習推進計画の見直しを行います。 ■長門市生涯学習推進計画に基づき公民館機能の拡充を図ります。 ■公民館を活用するすべての人が協働することで「私たちの公民館づくり」を目指します。	○長門市生涯学習推進計画の見直し ○公民館運営協議会の充実
<b>(2) 図書館の充実</b> ■あらゆる年齢層への多様な情報提供及び事業を行うことで、読書環境を整え、市民が安心して利用できる図書館運営を目指します。	○図書館電算システム・ネットワークの構築 ○移動図書館等による遠隔地サービスの充実 ○子どもの読書活動の充実 ○小中学校図書館との連携 ○利用しやすい図書館空間の構築 ○ボランティアとの協力支援体制の充実
<b>(3) 生きがい・体験学習の機会の提供</b> ■公民館等を地域の生涯学習の拠点として、地域住民に幅広い学習の機会や体験学習の場を提供します。	○公民館主催事業の充実 ○団体・サークルへの支援
<b>(4) 生涯学習における人材の発掘・活用</b> ■学習の成果を地域や学校の活動に活かします。 ■地域の人材を発掘し、生涯学習に活かします。	○各公民館まつり等の開催 ○生涯学習グループの効果的な活用 ○各公民館の社会教育関係団体の情報の共有と活用

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
生涯学習の充実に 関する満足度	市民アンケートで、 生涯学習の充実に 満足とした割合	17.1%	20.0%	23.0%	生涯学習 スポーツ振興課
公民館主催事業 (7館)	市内主要公民館7館で 開催した事業数	60事業	65事業	70事業	生涯学習 スポーツ振興課
社会教育関係団体	各公民館における社会 教育関係団体の登録数	313団体	315団体	315団体	生涯学習 スポーツ振興課

施策2

# 生涯スポーツの推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、平成25年3月に長門市スポーツ推進計画を策定し、「スポーツをして、みて、ささえる『チームながと』の実現」の基本理念のもと、すべての市民が何らかの形でスポーツに関わる取組を推進しています。

また、市内には、スポーツ活動を基にした地域づくりに取り組む「総合型地域スポーツクラブ」が4団体設立され、それぞれの地域に根ざした活動に取り組んでいます。

さらに、スポーツ推進委員を中心としたニュースポーツの普及等に取り組んでいます。

### ■課題

市内にあるほとんどの公共スポーツ施設において、施設の老朽化を起因とする破損、器具の不良等が発生しており、計画的な施設や設備の補修・更新が必要となっています。

また、スポーツ交流人口を拡大するため、本市の豊富な観光資源等とスポーツを融合させたスポーツツーリズムの取組も求められます。

## 今後の取組の方向性

スポーツ活動については、推進体制の整備や競技力の向上及び指導者の育成を進めるとともに、スポーツ施設の計画的な整備に取り組み、市民の誰もがそれぞれの体力や適正に応じて、スポーツに参加できる生涯スポーツ、競技スポーツの推進を図ります。

また、スポーツ交流人口を拡大するため、観光資源等を活用したスポーツツーリズムに取り組めます。



▲ニュースポーツ出前講座

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) 推進体制環境の整備</b> ■生涯スポーツの振興を中期的・長期的に展開していくため定期的に長門市スポーツ推進計画の見直しを行います。 ■学校体育施設の開放など既存の施設を利用しながら、地域におけるスポーツ活動を推進します。 ■競技力の向上と競技スポーツの振興に積極的に取り組む団体等のスポーツ活動を支援します。	○長門市スポーツ推進計画の見直し ○地域・団体におけるスポーツ活動の推進 ○学校体育施設の開放 ○老朽化施設の整備・改修 ○スポーツ施設の利用促進
<b>(2) スポーツ活動の場又は機会の提供による生涯スポーツの推進</b> ■市民の健康増進のため、生涯にわたってスポーツに参加できるように生涯スポーツを推進します。 ■各種スポーツ教室の開催、スポーツテストやスポーツ大会の開催により、子どもや高齢者、障害者を含むすべての市民がスポーツに参加する機会を増やします。	○ウォーキングの推進【再掲】 ○各種スポーツ教室の開催【再掲】 ○ニュースポーツの推進【再掲】 ○総合型地域スポーツクラブの育成
<b>(3) スポーツ選手及び指導者の育成による競技スポーツの推進</b> ■スポーツ指導の研修会や講習会の参加等を支援し、指導者の資質向上を図ります。 ■全国規模のスポーツ大会で活躍できるよう競技団体等と連携し、指導者の確保と活用を図り、ジュニアからの育成に向けた活動を推進します。 ■市民がレベルの高いスポーツに触れる機会の確保や選手が安心して競技に取り組める競技環境の整備を図ります。	○スポーツ指導者の育成 ○スポーツ団体の育成 ○全国大会出場者激励会の開催 ○スポーツ合宿誘致
<b>(4) スポーツによる地域の活性化</b> ■スポーツツーリズム等によるスポーツによる交流人口の拡大を推進します。 ■スポーツをする人や団体を支援し、育成することにより、スポーツによる市民協働を推進します。	○マラソンやサイクリングイベントの実施 ○スポーツボランティアの募集・育成

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
スポーツの振興に関する満足度	市民アンケートで、スポーツの振興に満足とした割合	21.0%	25.0%	30.0%	生涯学習 スポーツ振興課
スポーツ推進委員等による出前講座の実施	出前講座の実施回数	11回	22回	25回	生涯学習 スポーツ振興課

施策3

# 家庭・地域・学校の連携

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、家庭・地域・学校の連携を推進するため、公民館を核とした市民参画による教育支援ネットワークシステム「地域協育ネット」を確立し、コミュニティ・スクールと一体となった活動に取り組んでいます。

また、各学校等で保護者が開設する家庭教育学級及び青少年育成市民会議等の活動を支援し、青少年の健全育成に取り組むとともに、放課後子ども教室を市内小規模校（5校）すべてで開設し、放課後の子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

### ■課題

家庭・地域・学校の連携をより密にできるよう地域協育ネットの活動をさらに活性化するとともに、それぞれの地域協育ネットが連携した取組が求められています。

## 今後の取組の方向性

家庭・地域・学校が連携し、家庭教育、放課後子ども教室や学校教育等の支援活動を推進するため、「地域協育ネット」の拡充に取り組みます。

また、各家庭教育学級や青少年育成市民会議等の活動支援に引き続き取り組みます。



▲家庭教育学級

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)家庭教育の推進</b> ■家庭教育学級の効果的な運営のため、合同研修会や意見交換会等を開催し、その活動を支援します。	○家庭教育学級への支援 ○公民館事業との連携
<b>(2)子どもの居場所づくり</b> ■小学校(小規模校)に開設した放課後子ども教室の活動を支援するため、研修会等を開催します。	○放課後子ども教室の充実 ○指導者の育成
<b>(3)地域協育ネットの確立</b> ■公民館を核とした教育支援ネットワークシステムの推進を図ります。	○地域協育ネット事業の推進
<b>(4)青少年健全育成</b> ■青少年育成市民会議等と連携し、青少年の健全育成に努めます。	○青少年育成市民会議との連携・支援 ○子ども会育成連絡協議会との連携・支援

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
家庭教育学級参加率	(年間延べ参加者/学習回数/学級生)で算出した各学級の平均	38.5%	40.0%	40.0%	生涯学習 スポーツ振興課
放課後子ども教室設置箇所数	小規模校における設置箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	生涯学習 スポーツ振興課

施策4

# 人権尊重の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

すべての人々の人権が尊重された社会の実現を目指していくためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について、正しく理解するとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚や、人権の大切さに気づく豊かな感性を育むことが大切です。

本市では、人権尊重を推進するため、山口県人権推進指針を踏まえ、国・県等の関係機関と連携しながら、職員研修、人権フェスティバル・人権教育セミナー等による教育・啓発活動、人権相談窓口の設置を行っています。

### ■課題

人権尊重への取組については、これまでの施策等の効果を検証し、見直しを行うとともに、継続して地域社会の実情等を考慮していくことが求められます。

また、人権教育・啓発活動については、市民にとってより分かりやすく、参加しやすいものとする必要があります。

## 今後の取組の方向性

「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向けて、家庭・地域・学校・関係機関と連携しながら「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動に取り組みます。



▲人権教育セミナー

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)人権を尊重した行政の推進</b> ■「市民一人ひとりの人権が尊重されたまち」の実現に向け、諸施策を計画的に推進します。	○職員研修の実施 ○人権擁護委員と人権教育推進委員との連携強化
<b>(2)人権教育・啓発の推進</b> ■生涯学習や学校教育等において人権教育を推進します。 ■地域や職場における人権啓発を推進します。	○人権フェスティバルの開催 ○人権教育セミナーの開催 ○広報誌等を利用した啓発活動の展開
<b>(3)相談・支援体制の充実</b> ■人権に関する様々な問題について、気軽に相談できるよう相談機関の充実や周知を図ります。	○身近な相談窓口の充実 ○相談機関等に関する情報提供 ○相談機関相互の連携強化

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
人権啓発・人権教育に関する満足度	市民アンケートで、人権啓発・人権教育に満足とした割合	13.2%	16.0%	20.0%	市民課 生涯学習 スポーツ振興課
人権フェスティバル参加者満足度	アンケート調査による参加者の満足度	80.0%	85.0%	90.0%	市民課 生涯学習 スポーツ振興課
人権教育セミナー参加者満足度	アンケート調査による参加者の満足度	90.0%	90.0%	90.0%	市民課 生涯学習 スポーツ振興課

施策1

# 文化・芸術活動の振興

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、高齢化や若者の文化離れから、個人参加型の地域文化団体の会員数が減少しています。一方で、市や各種団体による運営基盤が確立された地域参加型の文化活動については、活発な活動が見られ、また、「ルネッサながと」、「ラポールゆや」などの文化施設の利用者数に増加の兆しがみられます。油谷こどもミュージカル、みすゞ燦参 SUN など、地域参加型の文化活動が定着し、文化意識の向上に一定の成果を上げています。

### ■課題

市民アンケートでは、文化・芸術活動の振興について重要・やや重要と回答した人の割合（48.0%）に対し、満足度は低い結果（18.5%）となっています。

また、既存の地域文化活動が定着し裾野が広がっている一方で、市補助金に依存した運営も多く、文化活動団体の自立化を推進する必要があります。

さらに、若者の文化・芸術離れに対応した取組が必要です。

芸術活動においては、特定の分野で新しい芽が市内に育ちつつありますが、一過性の現象に終わらせないよう、若者の文化・芸術活動におけるコミュニティ化を進め、芸術家等の活動・活躍を応援できる地域づくりを行うなど、支援体制を整える必要があります。

## 今後の取組の方向性

地域文化団体を継続的に支援し、市民の文化・芸術意識の高揚を図るとともに、文化・芸術活動と連携した魅力あるイベントを企画・開催するなど、幅広い文化・芸術活動の継続的な振興に努めます。



▲油谷こどもミュージカル



▲市美術展

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)親しみやすい文化・芸術活動の企画・運営</b> ■市民や観光客など、より多くの人に参加できる文化活動を企画し、参加型の活動を推進します。 ■文化活動の魅力向上や地域資源・歴史を活かした文化・芸術活動の企画・運営に取り組み、文化・芸術活動の振興を図ります。	○地域参加型の文化活動への支援 ○文化・芸術活動の情報発信 ○魅力ある文化・芸術イベントの企画
<b>(2)文化・芸術活動への参加促進</b> ■広報やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、文化・芸術活動の情報発信を行い、より多くの市民の参加促進と文化意識の向上を図ります。 ■美術展や文化祭などの開催を通じて、文化・芸術活動の発表の場を確保します。	○文化・芸術活動の情報発信 ○市民の文化・芸術活動への参加促進
<b>(3)アーティストが育つ風土の醸成</b> ■若手アーティストが活躍できる活動場所の提供を図ります。 ■地域づくりと連携したアートの匂いを感じられる景観づくり活動を推進します。	○アーティストの活動場所の確保支援 ○地域ぐるみの文化的景観づくりの促進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
文化・芸術活動の振興に関する満足度	市民アンケートで、文化・芸術活動の振興に満足とした割合	18.5%	20.0%	24.0%	企画政策課

施策2

## 文化・芸術の情報発信と顕彰

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、童謡詩人金子みすゞや洋画家香月泰男を輩出しており、この偉業を顕彰するため金子みすゞ記念館、香月泰男美術館を整備し、市民をはじめ全国から訪れる愛好者へ情報発信を行っています。

これらの施設については、開館以来多くの入館者を迎えており、本市の知名度の向上に貢献しているとともに、観光拠点としての役割も果たしており、交流人口の拡大による地域活性化に寄与しています。

#### ■課題

金子みすゞ記念館、香月泰男美術館の両館とも、平成23年度をピークに入館者が減少しており、入館者の減少を食い止める効果的な取組を模索している状況です。

また、金子みすゞ記念館では、平成29年10月開設予定の仙崎地区交流拠点施設の直売施設へ訪れる観光客を、取り込む仕組みづくりが必要です。

香月泰男美術館では、平成27年2月に香月家から寄贈を受けた多数の油彩画等の、今後の有効活用が必要です。

### 今後の取組の方向性

金子みすゞや香月泰男を中心として、本市にゆかりのある近代文化人や芸術家の世界をより広く紹介・普及させるため、鑑賞機会の充実を図るほか、研究活動や教育活動に寄与するための環境整備を行い、郷土の偉人の顕彰を進めます。



▲金子みすゞ記念館来館者  
150万人記念セレモニー

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)近代文化・芸術の鑑賞機会の充実</b> ■市民ニーズの変化を踏まえながら、優れた文化・芸術の鑑賞機会の充実に取り組みます。	○金子みすゞ記念館及び香月泰男美術館における企画展の実施 ○本市にゆかりのある近代文化・芸術の鑑賞事業の実施
<b>(2)近代文化・芸術の研究教育活動の実施及び支援</b> ■金子みすゞや香月泰男の情報発信を積極的に行うとともに、公開講座等を開催します。 ■金子みすゞや香月泰男の世界に触れる学校教育の充実に図ります。	○ホームページ等を利用した情報発信 ○企画員、学芸員の育成と公開講座の実施 ○小中学校における金子みすゞなどの地域資源を活用した心の教育・人権教育の充実
<b>(3)拠点施設の整備・充実</b> ■金子みすゞ記念館と香月泰男美術館について、施設の維持・管理を継続的に行うとともに、施設周辺と一体感のある施設整備を進めます。	○収蔵品の保管等のための設備整備 ○入館者に回遊性を持たせるための周辺整備の実施

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
金子みすゞ記念館、 香月泰男美術館入館者数	両館の入館者数の合計	82,977人	100,000人	100,000人	企画政策課



▲金子みすゞモザイク画



▲金子みすゞブロンズ像お披露目会

施策3

## 伝統文化の保存・継承

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、地域に残る伝統文化の保存・継承、文化財の維持・管理等を支援しています。

また、地域の伝統文化の保存・伝承に取り組む団体に対する継続的な支援に加え、指定文化財の維持補修を行ってきました。

#### ■課題

高齢化や少子化に伴い、地域における伝統文化の保存・継承が困難となっているケースが見受けられます。

さらに、災害や老朽化による文化財や案内掲示板等の破損が増えており、環境整備を行うことで文化財保護に対する意識を高める必要があります。

### 今後の取組の方向性

伝統文化の保存・伝承に対する支援の継続と定期的な文化施設の整備を行うことにより、郷土への愛情を育み、文化財保護意識を後世へと継承していきます。

文化施設については、企画展や公開行事を開催し、観光行政と共同で発信することにより利用者の増加を図ります。



▲伝統文化財の保存伝習（滝坂神楽舞）

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)地域の伝統文化の保存</b> ■地域における伝統文化資源の発掘を行い、文化体験などを通じて保存・継承を図ります。	○俵山こども歌舞伎、通鯨唄、滝坂神楽舞や各地域の楽踊りなど地域の伝統文化資源の保存・継承 ○地域における文化体験・行事の推進 ○子どもの地域行事への参加促進
<b>(2)伝統文化の保存・継承活動への支援</b> ■村田清風など本市にゆかりのある歴史・文化人を活かした文化活動を支援し、歴史・文化を継承します。 ■ながと歴史民俗資料室や日置歴史民俗資料館所蔵の文化財を展示公開し、歴史を伝承します。 ■通地区に残る捕鯨に係る歴史・文化・伝統を伝承します。	○村田清風などの歴史・文化人を活かした文化活動の推進 ○文化財の公開、展示による歴史的財産の紹介 ○文化資源の映像・図書による記録と併せ、子ども会活動や学校教育における教材として利用

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
文化財の保存・活用に関する満足度	市民アンケートで、文化財の保存・活用に満足とした割合	17.1%	20.0%	25.0%	生涯学習 スポーツ振興課



▲ながと歴史民俗資料室での学習



# 基本目標

# 6

## 支えあい、地域を担う協働のまち

---

基本方針 1 地域で担うまちづくりの推進

基本方針 2 まちづくり参加の促進

## 施策1 市民協働の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、平成25年度にながと協働アクションプランを策定し、市民協働の取組を推進しています。また、市民との協働のまちづくりに向けた活動の経費を一部助成するなどの事業も行っています。

これらの取組により、公共施設の環境美化や、実行委員会形式で運営される各地区のまつり、イベント等、まちづくりに関する活動やボランティア、NPO（非営利団体）等の活動に参加する市民が着実に増えてきています。

#### ■課題

市民協働に対する意欲は依然として高いとは言えない状況にあり、また市民協働自体の認知度が低いことから、市民協働に対する理解をより深めていくための取組が必要です。

また、地方創生に向けた、「しごと」と「ひと」を支える「まち」の活性化のためには、地域の自主性や主体となる人材の育成が必要です。

さらに、市民協働に関する取組意欲を向上させるため、協働の主体となる団体への支援も求められます。

### 今後の取組の方向性

ながと協働アクションプランのもと、「自分たちのまちは自分たちで創る」を合言葉に、市民協働の輪を広げ、市民と行政がそれぞれの特性を生かしながら、様々な課題解決に協働で取り組める体制を構築することで、それぞれの地域自治の実現を目指します。特に、次世代を担う若年層や女性の協働への参画機会を増やすことで、長門市の未来につなげていきます。



▲きめ細かな地域活性化事業による共同作業

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)市民の意識の醸成</b> ■ながと協働アクションプランに沿って、協働に関する様々な仕掛けづくりを行います。 ■市民が主体性を持ち、地域の課題に取り組んでいくという意識改革を図ります。	○きめ細かな地域活性化事業の展開
<b>(2)民意をくみ上げる仕組みと組織づくり</b> ■情報の共有と発信を行うとともに、協働の各主体をつなぐ組織・拠点の整備を行います。 ■市内の各種団体の交流や連携を図ります。	○拠点となる組織や施設の整備 ○市民協働の体制づくり ○各種団体を取りまとめる仕組みづくり
<b>(3)地域イベント・行事の活性化</b> ■住民主体の企画・運営によるイベント・行事を促進し、開催にあたっての支援を行います。	○ふるさとまつりの開催支援

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域のまちづくり活動に参加している市民の割合	市民アンケートで、まちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO等への活動に参加しているとした割合	16.2 %	23.0%	30.0%	企画政策課 各支所地域 窓口班



▲地区ふるさとまつり

施策2

# 地域コミュニティの活性化

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市の市民協働アクションプランでは、人口減少等により弱体化しつつある集落機能の再生をひとつの柱とし、取組を進めています。本市においては産業振興や子育て支援を強化することで、人口の社会減や自然減を抑制し、活力あるまちづくりを進めています。一定の人口減少は避けられず、こうした超少子高齢型の社会構造のなかにおいても、活力を維持できる地域コミュニティづくりを進める必要があります。

現在、集落機能再生事業の取組により、各地区で地域協働体が設立され、地域が抱える様々な課題解決のため、人口減少と高齢化により弱体化が進む自治会に代わって、自治機能強化に向けた活動を行っています。市においても、事業実施のための財源支援や、自治体職員の参画や集落支援員の配置などの人的支援を行うことと併せ、地域リーダー育成のための研修会などを行っています。

### ■課題

地域コミュニティにおいては、その活動の中心となる役員が高齢化している状況にあり、地域における青壮年層のリーダー養成が急務となっています。また、自立した活動につなげるためのコミュニティビジネスの取組についても支援していく必要があります。

さらに、それぞれの地域において、日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進め、元気な生活圏を形成するとともに、各地域に地域おこし協力隊の配置を進め、地域コミュニティの活性化を促進します。

## 今後の取組の方向性

ながと協働アクションプランに基づき、地域協働体の設立を進め、住民自治活動の促進と地域コミュニティの活性化を図ります。また、自立した活動を展開するためのコミュニティビジネスの取組を支援します。地域リーダーとなる人材の発掘と養成、学域連携や企業連携を進めるほか、それぞれの地域において日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進め、地域おこし協力隊の配置などにより元気な生活圏の形成を促進します。



▲まちづくり協議会による集落再生

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)コミュニティの活性化支援</b> ■地域自治を進め、課題の洗い出しとその解決を図るための地域協働体の設立と活動を支援します。 ■地域の老朽施設改修や既存施設活用を進め、コミュニティ施設の充実を図ります。	○ながと協働アクションプランの継続実施 ○コミュニティ助成事業や集落機能再生事業のさらなる展開 ○コミュニティ意識の醸成 ○コミュニティ施設の充実 ○地域おこし協力隊の配置
<b>(2)地域づくりリーダーの養成</b> ■地域の活性化に向けて、人材発掘と地域リーダーを養成します。	○地域づくりリーダー養成講座の開講
<b>(3)「小さな拠点」の整備促進</b> ■日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」の整備を市民参画により進めます。	○地域の夢プラン作成への支援 ○国・県・地域と連携した「小さな拠点」の整備

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
地域コミュニティ活動に対する支援に関する満足度	市民アンケートで、地域コミュニティ組織に対する支援に満足とした割合	10.9%	15.0%	20.0%	企画政策課
地域協働体設置面積の全市に占める割合	地域協働体設置面積の全市に占める割合	50.0%	85.0%	100%	企画政策課

施策3

## 定住環境づくりの推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、高校を卒業した若者が進学や就職により都市圏に多く転出しており、社会減の状況が続いています。さらに、進学により転出した人数に比べ、Uターン就職者数が少なく、若年層の人口流出が顕著となっています。一方で、地域によってはIターン者がみられることから、それぞれの地区における受入体制や住環境づくりが必要となっています。

このような現状のなかで、空き家バンク活用制度の利用登録者は平成27年度末で71人、登録空き家は29件で、移住実績は4件12人（平成27年度）となっており、若干の効果がみられ始めています。地域おこし協力隊については、5地域6人を配置しており、地域の活性化を推進するとともに、情報発信を行っています。

また、独身者に出会いの機会を提供し婚姻を促進するために、縁結び大使による結婚支援活動や、縁結びイベントに対する助成を行い、人口定着に加え少子化対策に向けた取組を行っています。

#### ■課題

市による従来の周知広報型の移住施策では限界があるため、地域コミュニティや地域団体等の主導による移住施策を検討する必要があります。

移住後の支援については、定住支援員を活用し、移住後ケアを行っていくことも重要です。

また、空き家情報を見やすくするためのホームページのリニューアルや、利用が低調であるお試し暮らし施設の活用促進が求められます。

縁結び事業については、縁結び大使の活動のさらなる活発化と、縁結びイベントの普及により、独身者の出会いの機会を増やすことが必要です。

### 今後の取組の方向性

UJIターンの促進に向け、移住・定住施策の充実とお試し暮らし施設の活用の促進に加え、働く場の確保や子育て支援策の充実、縁結び事業の活発化など、これらの施策の総合的な情報発信を行います。

また、地域おこし協力隊を地域に配置し、地域コミュニティや地域団体等との連携による移住・定住の促進を図ります。



▲移住・定住フェア

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1)UJターン希望者への支援・受入体制の構築</b></p> <p>■UJターン希望者のニーズに合った情報を収集し、効果的な情報発信に努めます。</p> <p>■空き家バンク登録数を増やし、移住者の選択肢を広げるとともに、定住支援員による相談体制を構築します。</p> <p>■定住のための各種制度による支援を行うとともに、各種コミュニティの形成支援により地域の受入体制を構築します。</p>	<p>○情報発信の実施(ホームページ、都市部の移住フェア出展)</p> <p>○空き家バンク制度の活用による移住者の確保</p> <p>○各種補助金制度による移住者への支援</p> <p>○定住支援員によるきめ細かな移住相談</p>
<p><b>(2)地域おこし協力隊の配置</b></p> <p>■地域おこし協力隊による、地域の情報を発信します。</p> <p>■UJターン希望者に対して、移住者目線での相談に応じられるよう体制を構築します。</p>	<p>○地域おこし協力隊の配置【再掲】</p>
<p><b>(3)縁結び対策</b></p> <p>■縁結びイベントの開催を促進し、出会いの場を提供することで、人口定着と少子化対策を推進します。</p> <p>■縁結び大使による結婚支援活動を行います。</p>	<p>○民間による縁結びイベント開催の促進と開催費への助成</p> <p>○縁結び大使による婚姻の促進</p>

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
UJターン希望者の相談件数	UJターンに関する相談を受けた件数	158件	200件	300件	企画政策課
空き家バンク制度を利用した移住者数	空き家バンク制度を利用した移住者数	12人	20人	20人	企画政策課
空き家バンクの空き家登録件数	ホームページに掲載している空き家情報件数	29件	40件	50件	企画政策課

施策4

# 市民参加によるシティプロモーションの推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市の人口は、国や県に先駆けて、昭和30年をピークに減少を続けており、1980年（昭和55年）の国勢調査時の人口から35年間で30%以上の人口が減少しています。

このような危機的状況を踏まえ、実効性と持続性のある地方創生の取組を推進するため、長門市人口ビジョン及び長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月に策定し、「子育て世代に選ばれるまち」を目指して地方創生の取組を進めることとしました。

また、「広報ながと」や「ホームページ」による市民への情報発信や「タウンミーティング」、「市長への提言箱」などを開催・設置するなど、市民協働によるまちづくりの推進を促してきました。

### ■課題

今後は、地方創生を実現するための第一歩となる、本市へ目を向ける人を増やす取組について、市民参加により実践していくことが重要です。

この地方創生の取組は、全国の自治体において推進されており、今後は、本市の有する自然、人、文化、特産品（食）など、全国に誇れる特徴ある資源を一層アピールし、認知度を高めていく必要があります。また、本市における、地域の産品や観光資源などのブランド価値を市や市民、事業者等が協働して向上させ、その価値に市民自らが誇りを持ち、広め、全国展開することで、「長門ファン」の増加を図るシティプロモーションを戦略的に行う必要があります。

## 今後の取組の方向性

本市の有する自然、人、文化、食などの資源に加え、暮らしや歴史等から溢れ出る地域特有のやさしさを、市や市民、事業者等が協働し、地域の資産としてブラッシュアップするとともに、全国的な知名度向上やイメージ確立を図り、その価値や良さを市民自らが広めることで地域の魅力を総合的・戦略的に発信します。



▲広報ながと

施策展開

施策内容	具体的な施策
<p><b>(1) 広聴活動の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市内での広聴会の開催や「市長への提言箱」の設置を行います。</li> <li>■計画策定等に活用するため、定期的なアンケート調査を実施し、施策立案の参考とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広聴会の開催</li> <li>○市長への提言箱の設置</li> <li>○アンケート調査の活用</li> </ul>
<p><b>(2) 情報発信の強化(「広報ながと」を含む。)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ホームページについては、アクセシビリティに重点を置き、誰もが受け取り易い情報発信を行います。</li> <li>■新たな情報媒体を活用した情報発信を行います。</li> <li>■「百聞は一見にしかず」を念頭に、動画を最大限に活用した効果的な情報発信を行います。</li> <li>■シティプロモーションを実施し、対外的な市のイメージアップを図ります。</li> <li>■「広報ながと」については、多くの情報を、読む人誰もが、簡潔に判り易い表現で提供できるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページの充実</li> <li>○インターネットやSNSによる情報発信・収集事業</li> <li>○動画を活用した情報発信</li> <li>○シティプロモーションの実施</li> <li>○広報ながとの充実</li> </ul>
<p><b>(3) 情報公開の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■行政情報については、「広報ながと」のみならず、ケーブルテレビや音声告知端末機による提供を行います。</li> <li>■パブリックコメントを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報公開の充実</li> <li>○個人情報の保護</li> <li>○ケーブルテレビ、音声告知端末機の活用による行政情報の提供</li> <li>○パブリックコメントの実施</li> </ul>

目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
市政に関する情報提供や情報公開に関する満足度	市民アンケートで市政に関する情報提供や情報公開に満足とした割合	20.2%	30.0%	50.0%	企画政策課
市ホームページのアクセス件数	市ホームページのアクセス件数	56.2万件	70.0万件	100.0万件	企画政策課



▲海外向けのシティプロモーション動画（ロシア語版）



▲ながと未来会議（ワークショップ）

施策1

# 市民活動の活性化

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、市民協働アクションプランにおいて、市民活動団体の活性化をひとつの柱とし、取組を進めています。市民活動団体については、各専門分野の知識に優れ、先駆性・機動性を活かした活動が期待できますが、運営方法や資金計画などの支援が不可欠です。

国・県や法人等の支援施策に係る広報や、NPO 登録支援のほか、シンポジウム等を活用した団体の事業内容の周知などにより団体が行う活動への参加促進を図っています。また、団体の育成、活性化を目的とした提案型助成制度を構築し、市民活動団体から提案される公益性の高い事業に対し補助金を交付しています。

### ■課題

市民活動への参加者の固定化が懸念されており、それぞれの団体の活動情報の集約やそれを一元的に発信できる仕組みの構築とともに、その対応が急がれます。また、団体の活動支援を充実させるため、中間支援組織の設立と合わせ、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備を行う必要があります。

併せて、団体の情報集約のためにも、総合サポーター制度の創設を行い、市民活動への参加者を増やす取組が必要となっています。さらには、企業の社会貢献への取組が広がっていることから、事業者とのコーディネートのための活動を進めます。加えて、地域コミュニティの活性化のため、活動団体へ連携を促します。

## 今後の取組の方向性

活動内容の一元的な集約と発信を進め、市民活動支援センターの設置など活動拠点の整備と、中間支援組織の設立に向け、推進体制の強化を図ります。

また、事業者などとの連携を進めるためのコーディネート機能を強化するなど、協働の他の主体との連携を促進します。



▲市民協働シンポジウム

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1) NPO等の市民活動団体の育成</b> ■ NPOなどの市民活動団体の活性化に向け、提案型助成制度の充実と、様々な支援制度の広報活動を促進します。 ■ 市民活動団体の登録やその活動内容の発信により、活動への市民参加を促進し、かつ、団体育成に努めます。	○ ながと協働アクションプランの継続実施【再掲】 ○ 提案型助成制度の充実 ○ 活動に対する支援制度の周知 ○ 市民活動団体の活動の集約・発信と市民参加の促進
<b>(2) 市民活動団体の活動強化と拠点の整備</b> ■ 市民活動支援センターの設置と中間支援組織の育成を図ります。 ■ 協働の他の主体との連携を促進します。	○ 市民活動支援センターの設置 ○ 中間支援組織の育成 ○ 地域コミュニティや事業者など協働の主体との連携促進

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
NPO認証数	市内のNPO団体認証数	22団体	25団体	28団体	企画政策課
地域のまちづくり活動に参加している市民の割合【再掲】	市民アンケートで、まちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO等への活動に参加しているとした割合	16.2%	23.0%	30.0%	企画政策課
市民活動団体やNPOなどの育成に関する満足度	市民アンケートで、市民活動団体やNPOなどの育成に満足とした割合	10.9%	15.0%	20.0%	企画政策課

施策2

## 男女共同参画の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、平成 20 年度に「長門市男女共同参画推進条例」を制定し、毎年度、男女共同参画フォーラム等の開催や、10月の男女共同参画月間における推進活動や成人式での啓発活動を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

その成果として、やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度に登録した事業所は、平成 20 年度の 6 事業者から平成 27 年度末で 15 事業所に増加しています。

市民アンケートにおける満足度については、平成 23 年の 9.8%が、平成 28 年 5 月には 12.5%と向上しているものの、依然低い数値にとどまっていることから、男女共同参画社会に向けた意識啓発や環境づくりなどに、さらに積極的に取り組むことが必要です。

#### ■課題

本市では、女性の就業比率が高く 5 割を超えています。平成 27 年 12 月の男女共同参画に関するアンケート調査では、出産後も継続して仕事に就くことを望む人が多いものの、事業所に対して産休・育休制度や子育て支援制度の導入についての啓発活動を実施するまでには至っていません。

また、同アンケート調査結果から、女性が継続的に働けるようスキルアップを目指せる研修等の体制を整備する必要があります。

さらに、社会のあらゆる分野で女性の活躍が求められる中で、家庭における男女の役割についても、それぞれの個性を認めあい、お互いの得意分野を活かし協力しあう「協働」へと意識改革が必要です。

### 今後の取組の方向性

男女共同参画社会を実現するための指針となる、ながと男女共同参画計画の目標値に基づいた行動管理を行いながら、あらゆる分野において、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりを行い、男女共同参画の取組を総合的に推進します。



▲男女共同参画推進月間

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)男女共同参画意識の醸成</b> ■男女共同参画社会の実現に向けて、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビを活用した啓発活動を推進します。 ■講演会や研修会などを開催し、男女共同参画意識の醸成に努めます。	○男女共同参画に関する講習会や研修会、イベントの開催 ○男女共同参画に関する情報提供 ○男女共同参画月間における啓発活動
<b>(2)男女共同参画計画の推進</b> ■男女共同参画計画における具体的な目標値の達成に向け総合的に支援します。	○男女共同参画の推進
<b>(3)男女間のあらゆる暴力の根絶</b> ■配偶者等からの暴力やセクシャル・ハラスメント防止に関する啓発に努め、関係機関と連携した被害者保護支援を推進します。	○男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進 ○被害者が相談しやすい相談体制の整備

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
男女共同参画の推進に関する満足度	市民アンケートで、男女協同参加の推進に満足とした割合	12.5%	15.0%	20.0%	企画政策課



▲男女共同参画推進事業所での啓発活動



# 基本目標

# 7

## 効率的で効果的な行財政運営

---

基本方針 1 連携による行政サービスの強化

基本方針 2 健全な行財政運営の推進

## 施策1 広域連携の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、これまで県内の様々な自治体と観光や交通や広域行政、人事交流などの分野で交流・連携してきました。

下関市とは、市長会談による連携協議を毎年行っており、観光列車「みすゞ潮彩」の運行や山陰道の早期実現に向けた取組、くじら文化交流、共同防災訓練の実施、職員の相互派遣、水産資源回復に関するプロジェクトなど、様々な事業について連携して取り組んできました。

また、隣接する萩市とは、ごみ処理事業において一部事務組合を形成し、取り組んでいます。

さらに、浜田市・益田市・萩市とは4市長会議を開催するなど、近隣市との連携事業による諸問題の課題解決を図っています。

#### ■課題

施策や事業における連携については各市と実施していますが、姉妹都市提携を結んでいる都市はなく、また、提携についての機運が高まっていない状況です。

今後、シティプロモーションを推進していく上では、検討していくことも必要と考えられます。

### 今後の取組の方向性

広域的な行政課題に対しては、近隣市と密接に連携・協力することで、本市のみでは実現の難しい事業等について、効率的かつ効果的に対応し、市民サービスの確保・提供を図ります。



▲浜田市・益田市・萩市との4市長会議

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)近隣市との連携(※下関市・長門市両市長会談)</b> ■隣接する両市の共通の課題や事業について、市長によるトップ会談を行い、その結果に基づき連携事業を行います。	○下関市・長門市両市長会談 ○観光における周遊ルート開拓による連携(下関市・長門市)
<b>(2)近隣市との連携(※浜田市・益田市・萩市・長門市4市長会議)</b> ■観光振興を中心とした事業連携についての協議を行います。	○浜田市・益田市・萩市・長門市4市長会議 ○観光における周遊ルート等による連携(浜田市・益田市・萩市・長門市)
<b>(3)県との人事交流</b> ■引き続き、様々な部門で県との人事交流を行い、職員のスキルアップを図ります。	○県との人事交流による連携

## 目標指標

指標	説明	現状値(H27)	目標値		実施主体
			前期(H33)	後期(H38)	
地域間交流の推進に関する満足度	市民アンケートで、地域間交流の推進に満足とした割合	9.4%	20.0%	30.0%	企画政策課

## 施策2 国際交流の推進

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市では、これまで国際交流の一環として、長門青年会議所が日韓親善交流事業として実施するスポーツや文化面での交流の支援に取り組んできました。

スポーツ面では、山口国体の開催を契機に培われた地域の連携の深まりと郷土の誇りを推進力として、「ラグビーワールドカップ2019キャンプ招致活動」を推進しており、招致活動を応援するサポータークラブ（ナガミークラブ）の設置や、競技の普及、トップアスリートを招聘したスポーツ教室の実施など、市民の機運醸成を図っています。

さらに、平成27年12月に長門市世界大会等キャンプ招致基本計画を策定して、世界大会のキャンプ招致を推進するとともに、平成28年12月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして登録されたところです。

#### ■課題

本市では、海外の姉妹提携都市が無く、海外の国や地域とのつながりが希薄であることから、取組が市民へ浸透しておらず、市としての盛り上がりにかけている状況となっています。

さらには、ホストタウンの交流計画に基づき、スポーツ・教育・産業などのあらゆる分野での国際交流を推進していく必要があることから、再整備する施設の活用や、教育・産業面など、ハード・ソフトの両面で受入体制を整える必要があります。

### 今後の取組の方向性

民間レベルにおける国際交流事業については、引き続き支援を行っていきます。

また、世界大会等のキャンプ招致については、長門市世界大会等キャンプ招致基本計画に基づき「未来への継承」を合言葉に、キャンプ招致を一過性のものとして終わらせることがないように、産業・教育・文化等、様々な分野での国際的な交流を育む取組を推進し、キャンプ招致レガシー（遺産）として活動を次の世代へと引き継いでいきます。



▲国際大会等キャンプイメージ図

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)海外との交流促進</b> ■民間レベルでの、国際交流について引き続き支援を行っていきます。	○経済団体や文化団体などの国際交流の取組支援
<b>(2)グローバル化の推進</b> ■市民に多文化共生の大切さを伝えます。 ■海外との交流、協力を進めます。 ■長門市の魅力を発掘し、発信します。	○国際交流事業の実施【再掲】 ○留学生等の派遣・受入れ【再掲】 ○市内産業・技術等の輸出
<b>(3)スポーツキャンプ地の魅力づくり</b> ■だれもが身近にキャンプ招致活動へ参加できる機会を提供します。 ■安全で利用しやすい施設の再整備を進めます。 ■「ラグビーのまち長門市」のまちづくりを進めます。 ■世界大会等のキャンプ招致による国際交流の機会の提供を進めます。【再掲】	○世界大会等のキャンプ招致事業【再掲】 ○依山多目的交流広場の再整備 ○スポーツ合宿や大規模スポーツイベントの誘致

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
国際交流の推進に関する満足度	市民アンケートで国際交流の推進に満足とした割合	5.0%	10.0%	20.0%	総務課
依山多目的交流広場利用者数	スポーツキャンプの拠点となる依山多目的交流広場の利用者数	36,608人	43,900人	54,900人	企画政策課 農林課 生涯学習 スポーツ振興課



▲国際交流（世界スカウトジャンボリー）

施策1

# 効率的な行政運営の推進

## 現状と課題

### ■これまでの取組と現状

本市では、平成18年3月に長門市経営改革プランを策定し、以降第2次、第3次プランに基づき、継続して全庁的な行政改革に取り組み、経費の削減、組織・機構の見直し、定員管理の適正化など一定の成果を挙げてきました。

第3次プラン（計画期間：H26～H29年度）では、市民ニーズへの的確な対応、効率的・効果的な行政経営を重点課題とし、6の改革項目において94の事業推進を掲げ、73事業が「取組中」、8事業が「完了」となっています。（H26年度実績）

また、公共施設等の老朽化に伴う一斉更新問題についての的確に対応していくため、平成27年度に公共施設等総合管理計画及び公共施設等総合管理計画第1次アクションプランを策定し、今後は長期的・計画的な視点で公共施設等の最適化を進めていきます。

### ■課題

地域の課題や市民ニーズのすべてを行政が解決することは難しくなっており、市民、自治会、NPO、企業、行政等が役割と責任を分担しあい、住みよい「長門市」をつくっていくことが求められています。

また、今後の行政運営では、行政のスリム化を中心とした取組だけでは、厳しさを増す社会・経済環境を乗り切ることが難しくなってきます。高度化・多様化する行政課題に対応すべく、新たな視点での取組が求められています。

## 今後の取組の方向性

効率的な行政運営の推進として、コスト削減、人員削減などに主眼を置いたこれまでの「量的」な改革に加え、限られた経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を有機的に結びつけ、市民目線に立った質の高い、きめ細かな行政サービスをより効率的に提供できる「質的」な改革も併せて行う「経営型」行政運営への転換を目指し、引き続き取組を進めます。



▲市役所新庁舎完成イメージ図

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<b>(1)行政改革の推進</b> ■第3次長門市経営改革プランを軸に、実施計画中の各実施項目に取り組みます。	○定員適正化計画 ○アウトソーシング推進計画 ○第3次行政改革実施計画 ○組織改編計画
<b>(2)職員の資質向上</b> ■人材育成基本方針に従い、研修会の実施や職員の専門性を深めるとともに、創造力豊かな人材の育成を行います。 ■職員によるまちづくり提案を推進し、行政企画力の向上に努めます。	○研修会の実施と参加促進 ○職員によるまちづくり提案制度
<b>(3)公共施設等の総合管理</b> ■公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の再編に取り組みます。	○公共施設等総合管理計画第1次アクションプラン

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
第3次経営改革プラン 完了事業数	取組項目94事業中 完了した事業数	8事業 (H26)	47事業	94事業	総務課
職員の研修会 への参加率	年間の研修会への 参加職員数/全職員数	130.2%	100%	100%	総務課
公共施設の総量 (総延床面積) の削減量	平成28年度～平成47年度の 20年間で25%以上の削減を 目指す	—	3.0%	10.8%	総務課

施策2

## 財政運営の効率化

### 現状と課題

#### ■これまでの取組と現状

本市の財政状況は、少子高齢化や過疎化の進展により、市税の大きな伸びは期待できず、地方交付税についても、普通交付税の合併算定替の縮減により、新たな財政需要に柔軟に対応できない財政構造が危惧されています。

このような状況も踏まえ、これまで市債の繰上償還や発行抑制、基金の積み立てなど、限られた財源を有効活用しながら将来負担の軽減に努めたことで、財政指標は着実に改善してきています。

#### ■課題

自主財源の乏しい本市では、今後も人口減少等により厳しい財政状況が見込まれることから、事業の見直しや公共施設の統廃合など、「選択と集中」を今まで以上に徹底していかなければいけません。

また、今後も住民福祉の向上や、地方創生に向けた効果的な施策を計画的に実施するためにも、あらゆる角度から財源の確保に努め、さらなる財政運営の効率化・安定化を図る必要があります。

### 今後の取組の方向性

健全で持続可能な財政運営のため、経営改革プランに基づく歳出の削減や公共施設等総合管理計画の着実な推進、市有財産や民間活力の利用など事務事業の効率化と財源の有効活用に努めます。

また、税等の徴収率の向上を図るとともに、遊休資産の売却や新たな財源の研究などを行い、自主財源を確保します。

## 施策展開

施策内容	具体的な施策
<p>(1)計画的な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国・県支出金の有効活用を図ります。</li> <li>■各種財政指標の健全化を推進します。</li> <li>■民間資金を活用した事業を積極的に実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○財政運営の適正化</li> <li>○財源の確保</li> <li>○ふるさと納税を活用した事業の推進</li> </ul>

## 目標指標

指標	説明	現状値 (H27)	目標値		実施主体
			前期 (H33)	後期 (H38)	
実質公債費比率	歳入に対する負債の返済に充てている金額の比率	10.5%	10.0%	8.0%	財政課
将来負担比率	財政規模に対する、市が抱える負債の割合	34.2%	25.0%	15.0%	財政課



**お礼の気持ち 拡大中**  
 ふるさと長門の応援ありがとうございます  
 長門市ふるさと寄附はこちらから

▲ふるさと納税のPR

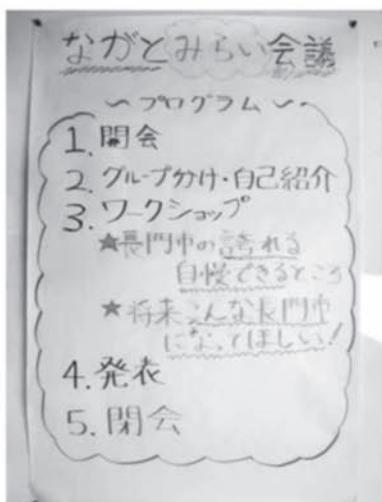


# 參考資料

# 『ながとみらい会議』

## を開催しました！！

### ■プログラム概要



概要	平成 29 年度以降 10 年間の市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「第 2 次長門市総合計画」の策定に向けて、未来の長門市の姿について、市民みんなで語り合うワークショップ「ながとみらい会議」を開催しました。
テーマ	あなたは長門市をどんなまちにしたいですか。「長門市はこんなまちになるといい！こんなまちにしたい！」など、市民の皆さんの未来のまちづくりへの熱い想いを聞きました。
日時	4 月 16 日（土）9：30～（約 2 時間）
場所	長門市物産観光センター 2 階会議室
参加者	38 人（高校生～高齢者）

### ■ワークショップ風景



## 資料 2 ▶ 長門市総合計画審議会

### 1 長門市総合計画審議会条例

#### ○長門市総合計画審議会条例

(平成17年7月11日条例第221号)

改正 平成19年12月20日条例第25号

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、長門市総合計画の策定に関し基本的事項を調査審議するため、長門市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専門部会)

第5条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

#### (意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成19年12月20日条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 2 長門市総合計画審議会委員名簿

区分	氏名(敬称略)	備考
長門大津農業協同組合 代表理事常務	宗金 周治	
山口県漁業協同組合 長門統括支店 総務企画部長	大蔵 正澄	
深川養鶏業協同組合 代表理事組合長	末永 明典	副会長
長門商工会議所 副会頭	黒瀬 正	
ながと大津商工会 副会長	三輪 由浩	
長門市観光コンベンション協会 副会長	岡藤智加子	
長門市社会福祉協議会 会長	内山 満男	
油谷地区自治会連絡協議会 会長(長門市自治会連絡協議会)	河野 広行	会長
長門市 PTA 連合会 副会長	川端由紀子	
長門青年会議所 総務広報委員会 副委員長	清水 裕介	
長門商工会議所 青年部 みすゞ委員会 委員長	綾城 美佳	
長門市連合婦人会 理事	嶋田 衣代	
長門市体育協会 会長	梶山 公則	
NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山 理事長	中原 英樹	
白湯地区まちづくり協議会 会長	林 敏助	
大畑地区子育てサークル ちびくらネッツ 代表	畑村 泰至	
山口県漁協 長門女性部 部長	津室 好子	
長門文化協会 専務理事	山根 満広	
健康ながと21 推進協議会 会長	上野 泰之	
長門市教育委員会 教育委員	河本 清美	
山口県萩県民局 局長	青木 啓三	
NPO 法人長門市手をつなぐ親の会(就労継続支援事業所管理者)	福田伊都子	
家庭教育支援チーム	上田 丈乃	
国立大学法人 山口大学 工学部 学部長・教授	進士 正人	アドバイザー
国立大学法人 山口大学 経済学部 教授	内田 恭彦	アドバイザー

### 3 諮問

長企企企第 697 号

平成 28 年 4 月 7 日

長門市総合計画審議会  
会長 河野 広行 様

長門市長 大西 倉雄

#### 第 2 次長門市総合計画／基本構想の策定について（諮問）

長門市総合計画審議会条例第 1 条の規定に基づき「第 2 次長門市総合計画／基本構想」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

#### 【主旨】

現在の長門市は、平成 17 年 3 月に市町合併により誕生し、合併時の新市建設計画における「豊穡の海と大地に笑顔行き交う未来のまち」という新たな市の将来像を具体化し、その方向性を定めた「第 1 次長門市総合計画」に基づき、これまで魅力ある地域資源や地域の特性を活かした個性あるまちづくりに取り組むとともに、新市としての一体感の醸成に向けた様々な取組を進めてきたところです。

しかしこの間、加速化する少子高齢化と人口減少、経済のグローバル化、環境やエネルギー問題の顕在化、地方分権改革等、私たちのまちを取り巻く社会情勢は予想以上に大きく変化し、今後ますます多様化・複雑化していく市民ニーズや行政課題に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、平成 29 年度以降 10 年間の長期的な展望に立った、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「第 2 次長門市総合計画／基本構想」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

## 4 答申

平成 28 年 11 月 21 日

長門市長 大西 倉雄 様

第 2 次長門市総合計画審議会  
会長 河野 広行

### 第 2 次長門市総合計画の策定について（答申）

平成 28 年 4 月 7 日付け長企企企第 697 号により諮問を受けました標記につきまして、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1. 答申内容

慎重に審議を行った結果、おおむね妥当であると認めます。

添付「第 2 次長門市総合計画（案）」

## 資料 3 ▶ 用語集

頁	用語	解説
2	地方分権	国の権限や財源を地方(県や市町村)に移し、住民に身近な行政サービス等を、その地域で行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担すること。
	地方創生	2014年9月に発足した第二次安倍改造内閣がかかげる重点政策の一つで、地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取組のこと。
	協働	行政や市民、事業者などのさまざまな主体が、同一の目的をもって、対等の立場で連携・協力し、まちづくり活動に取り組むこと。
4	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数。
	労働力人口	生産年齢人口(満15歳以上)のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口。就業者(休業者も含む)と完全失業者の合計。
	ICT(情報通信技術)	コンピュータやネットワーク関連の諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
	インフラ	インフラストラクチャーの略で、社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道などが含まれる。
5	化石燃料	石炭・石油・天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した燃料。
	6次産業化	農林水産業(1次産業)と製造業(2次産業)、小売業(3次産業)を組み併せた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化につながると期待されている。
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
	セーフティネット	病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度。
9	国勢調査	国内に住んでいるすべての人と世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として、1920年から5年ごとに実施されている国の最も重要な統計調査。
13	中山間地域	平野の外縁部から山間地を指す。我が国では、耕地面積の40%、総農家数の44%、農業産出額の35%、農業集落数の52%を本地域が占める。
21	自主防災組織	地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時に、初期消火、避難誘導、炊き出しなどの活動を行う組織。
	循環型都市(社会)	環境負荷を減らすため、自然界から採取する資源を少なくし、それらを有効活用することで、廃棄されるものを最小限に抑える社会。
	小さな拠点	小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

頁	用語	解説
22	郷土教育	郷土の自然や生活・文化に具体的な教材を求め、郷土への愛情と理解を育成することを目標とした教育。
	NPO (非営利団体)	「特定非営利活動促進法」により法人格を認証された「特定の公益的・非営利活動を行うこと」を目的とする民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。
	生産年齢人口	年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳～65歳未満の人口層。
	公有財産	地方公共団体の所有するすべての財産。
27	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」。誰もがやりがい、充実感を持って働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持って、健康で豊かな生活ができること。
28	地域ブランド化	地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージとブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。
29	男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
	PDCA サイクル	plan (立案・計画)、do (実施)、check (検証・評価)、action (改善)の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。
37	着地型観光	旅行者を受け入れる地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光形態。
	周遊観光	1回の旅行で複数の観光地を巡る旅行形態。
38	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図れるよう食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する力を身に付けるための取組。
	地産地消	地元生産、地元消費を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味。
39	交通弱者	年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、公共交通機関に頼らざるを得ない人。また、公共交通機関などが十分に整備されておらず、買い物など日常的な移動に不自由を強いられている人。
	集落機能再生	人口の減少、高齢化の進展等により、自治会をはじめとした既存の地域コミュニティが弱体化しつつあるなかで、複数の集落で構成され、住民の一体性が確保されている地域において組織を構成し、その機能を維持し、課題解決と地域活性化を図ろうとする取組。

頁	用語	解説
39	人口の社会減	地域の人口は、出生数と死亡数の差による自然増減と、人口移動すなわち人口流入数と流出数の差による社会増減により変動する。社会減は、他地域からの転入数より他地域への転出数が多く、人口が減少する一因となっている。
	UJIターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
44	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与するがん、心疾患、脳血管疾患などの病気。
45	ニュースポーツ	日本において20世紀後半以降に新しく考案されたスポーツ。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としている。
	ライフステージ	人の一生を、幼少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階のこと。
46	特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣病のリスクを検査し、保健指導等を行う健康診査。
47	マタニティケア	心身の不調や育児不安等で産前・産後の支援が必要な妊産婦を対象に、医療機関や助産院に宿泊し、助産師等による心身のケア、育児指導を行う事業。
	産前・産後サポートステーション	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を行うところ（子育て包括支援センター）で、長門市保健センター内に相談窓口が設置されている。
	データヘルス計画	健診やレセプトなどの健康医療情報を電子化し、活用・分析することで、加入者の健康状態に即した効果的な保健事業計画。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど）を行うことができる人のこと。
48	3大生活習慣病	がん・心疾患・脳血管疾患のこと。
50	二次救急	入院治療を必要とする患者に対する救急医療。
	救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した医療機関。
	三次救急	生命に危険が及ぶような重症・重篤患者に対する救急医療。
	ドクターヘリ	救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターで、専門の医師と看護師を救急現場にいち早く運ぶことにより、直ちに初期治療を開始し、高度な医療機関に搬送することにより、救命率の向上及び後遺症の軽減に寄与する。
51	高度急性期医療	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療。
	病院群輪番制	救急の重症救急患者に対応するため、各市や郡単位の地域ごとに、休日や夜間対応できる病院が日を決めて順番に担当する制度。
52	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに、代理人が権利を表明すること。

頁	用語	解説
52	地域包括ケア(システム)	高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポートを受けられるよう、市が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」などを包括的に支援する体制のこと。
53	要支援・要介護	要介護・要支援とは、介護サービスを受ける際に、その状態がどの程度なのかを判定するもので、介護保険サービスを利用する際に認定区分が必要。
	成年後見制度	精神上的障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
59	福祉就労	障害者の就労形態の1つ。障害福祉サービス事業所などで就労すること。
	バリアフリー	高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
62	病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス。
64	要配慮者対策	災害対策基本法における高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)への対策。
67	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき生活習慣病予防を目的に行う保健指導。
70	音声告知端末機	ケーブルテレビの回線を利用して、市役所や消防本部から一般家庭に災害時などの緊急情報、身近な市政情報や地域情報を音声によって伝達するコミュニケーションシステム。
	自助・共助	自助とは、自らの命は自らが守ること、または備えることであり、共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えるという考え方。
	避難行動要支援者名簿	災害対策基本法において義務付けられている災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。
71	土嚢ステーション	集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、市民が必要に応じ、いつでも土嚢を持ち出せる設備。
	ハザードマップ	地震や洪水などの自然災害に備えて、災害が起こった場合の被害の程度を予測して示すと共に、避難場所や避難経路などを示した地図。
72	消防水利	火災が起きた際に消防用水として使用する消火栓や防火水槽などの設備。
73	AED (自動体外式除細動器)	突然心肺停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。
75	LED	「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで、新しい照明用光源として注目されている。
77	運転卒業証制度	65歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納すると、希望者に対して運転卒業証と「運転卒業サポート手帳」を交付するという山口県警察の制度。

頁	用語	解説
80	有機農業	環境負荷の軽減などを目的に、化学肥料や農薬、遺伝子組み換え技術などを使わない農業。
81	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	日本型直接支払制度	地域の共同活動や営農活動等に対して支援する制度であり、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担の軽減を目的とした制度。
82	3R	ごみを減らすための取組のことで、Reduce：削減、Reuse：再利用、Recycle：再資源の略。
84	PM2.5	粒子状物質のうち、粒径が 2.5 マイクロメートル以下のもの。
85	クールチョイス	気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにした 2030 年まで継続する新国民運動。
	バイオマス	エネルギーや原料に使うことができる動植物資源及びそれらを起源とする廃棄物のこと。
90	ライフサイクルコスト	建物の企画段階から施工・運営され、解体されるまでにかかる費用。
92	アウトソーシング	企業などが自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。
96	雨水渠	雨水を集めて河川などに排除するための専用の水路。
	地方公営企業会計	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業の会計。
	性能発注方式	発注者が性能を示し、受注者がそれを達成するための技術提案および施工を行う方式。
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
98	用途白地地域	土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。
100	タブレット	パネル上で指先や専用のペンを使い操作することができる板状・薄型のコンピュータの入力装置のひとつ。
103	高規格道路網	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
104	デマンド交通	地元のタクシー会社や自治体の小型乗合自動車で、利用者を自宅から目的地まで送迎する新しい交通システム。
	二次交通	拠点となる空港や鉄道の駅から目的地に辿り着くまでの2つ目の交通手段。
105	マイルール運動	鉄道の必要性和重要性を行政や関係機関や市民があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていく意識（マイルール意識）を醸成するための運動。
108	一市一農場構想	農地を集積・集約化するとともに、水田放牧、野菜、園芸作物に取り組みることによって経営の多角化を進めて所得の向上、雇用の創出、安全・安心な農産物の供給をもって地域農業の持続的な発展を目指す構想。

頁	用語	解説
108	集落営農法人	1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人）。
	オペレーター	操作者、操縦者、運転者のこと。
111	資源管理型漁業	漁業者が主体となって地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図ることにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。
113	農商工連携	地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。
115	食のテキスト化	他地域の農林水産物等との違いや特徴（歴史、品種、栄養価、栽培方法、生産量、料理方法など）を明確にし、認知度を高めるとともに高付加価値化を図るため、商品ごとにテキスト化を行うもの。
	循環型農業システム	畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業体系のこと。
117	地域商社	地域の優れた商品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく機能を有する商社。
	マーケットイン開発	ニーズを優先し、顧客視点で商品の企画・開発を行っていくこと。
119	プロモーション	認知度向上や訪問の動機づけとなるよう宣伝活動をすること。
122	三次交通	主要交通拠点となる空港や駅から目的地に辿り着いた後、観光地を周遊するために使用する交通手段。
	セールスプロモーション	需要を刺激・喚起・増大させる一連の活動。
	パワーブロガー	ブログ（Web ページ上の日記や記録）を公開・運営している人のうち、特に影響力の大きい人。
	SNS	人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。
123	ワンストップ	ひとつの場所で、さまざまなサービスが受けられる環境や場所。
	コンベンション	国内外の人達が行う各種大会や会議、見本市、イベントなどの催し。
126	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

頁	用語	解説
126	スタートカリキュラム、 アプローチカリキュラム	保育園等の年長児に小学校への接続のための実践をアプローチカリキュラムといい、小学校の入学当初に行う新しい学校生活を創り出していくための実践をスタートカリキュラムという。
128	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
129	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
144	指定文化財	文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種がある。
150	地域協働体	各団体の代表で構成し、公共サービスの提供の包括的なマネジメントや活動計画の策定を行う組織。
	コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する事業。
	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民ニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
	学域連携	高校生や大学生と教員が地域の現場に入り、地域の住民やNPO等とともに、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組み、地域の活性化や人材育成に資する活動。
151	地域の夢プラン	集落機能再生を目的に構成された組織において、地域課題を抽出しながら、目指すべき将来像を明らかにした計画。山口県中山間地域づくりビジョンにおける呼称。
152	空き家バンク活用制度	空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。行政側では、地元の方々から広報誌やホームページなどで空き家情報を広く募集し、移住・交流希望者向けの物件情報を収集して提供している。
	縁結び大使	晩婚化及び未婚化に歯止めをかけ、定住人口の増加に寄与するため、独身者に出会いの機会を提供し婚姻を推進するため、市に登録した人の名称。
154	シティプロモーション	自治体が観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
155	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。
156	総合サポーター制度	市民協働によるまちづくりの事業に関するボランティア参加を促進するため、市民や市民活動団体に対して募集を行い、事前登録し、各種情報提供を行う制度。

頁	用語	解説
159	セクシャル・ハラスメント	性的な言動による嫌がらせ行為。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うこと。
164	ホストタウン	オリンピック・パラリンピックにおいて事前合宿の誘致や参加国・地域との交流事業などを担う自治体のこと。参加国との交流等を通じ、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ることを目的にしている。
	レガシー	遺産。先人の遺物。「前の世代に作られ、後の世代にも残って使われていくもの」といった意味合いがある。
168	合併算定替	市町村合併の特例措置で、合併後10年に限り、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定する仕組みで、11年目以降、5年間で段階的に縮減され、合併後16年目から1市町村として算定した普通交付税となる。
	市債	普通地方公共団体が発行する公債（地方債）のこと。
169	ふるさと納税	「ふるさとに貢献したい、応援したい」という思いを、希望の自治体へ寄附した場合に、現住所地における個人住民税と所得税について控除の適用を受けられる制度。



## 第2次長門市総合計画

---

発行 長門市

編集 長門市企画総務部企画政策課  
〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2  
TEL. 0837-23-1229  
FAX. 0837-22-0135  
<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/>

---

